

伊賀市告示第 52 号

伊賀市名神名阪連絡道路整備促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市名神名阪連絡道路整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名神名阪連絡道路の早期整備の実現のため活動する団体を支援し、もって市民への一層の周知と地域の機運高揚を図るとともに名神名阪連絡道路の早期整備を実現するため交付する伊賀市名神名阪連絡道路整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、名神名阪連絡道路の早期整備を推進するために活動するものとして市長が認める団体とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっている事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 名神名阪連絡道路の整備促進の要望に関する事業
- (2) 名神名阪連絡道路の普及啓発に関する事業
- (3) 名神名阪連絡道路に係る調査研究に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が認める事業

2 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、前項に規定する事業の実施に要する経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額の 2 分の 1 の額（1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の年度に交付する補助金の総額が当

該年度の予算に定める補助金の額を超えるときは、当該予算に定める補助金の額の範囲内で補助対象経費の額の2分の1の額を基準として市長が定める額とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	補助対象経費
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼その他補助対象事業の実施に直接必要なもので、補助対象団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	調査、講師・有識者招聘旅費、要望活動等直接必要な旅費
需用費	補助対象事業の実施に要する消耗品費（各種材料費、教材、資料代を含む。）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真代、看板、横断幕等製作費を含む。）、修繕費
役務費	補助対象事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料
委託料	補助対象事業の実施に直接必要なもので、補助対象団体の構成員以外の者に支払う経費
使用料、賃借料	補助対象事業の実施に要する会場借上料、看板等の土地使用料、バス借上料、コピー使用料等
負担金	補助対象事業の実施に直接必要となる負担金、研修参加費（飲食費を除く。）

伊賀市告示第 53 号

伊賀市コミュニティ助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市コミュニティ助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市コミュニティ助成事業補助金交付要綱（令和 4 年伊賀市告示第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、地域社会」を「地域社会」に、「助成金を」を「助成金（以下「センター助成金」という。）を」に改め、「予算の範囲内において」を削り、「の規定により」を「及び第 26 条の規定に基づき」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「(補助対象事業)」に改め、同条中「補助事業」を「補助対象事業」に、「実施要綱の規定により」を「センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）において助成事業とされている次に掲げる事業であって、市の助成申請に対して」に改め、「市に対して」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 自主防災組織育成助成事業
- (4) 青少年健全育成助成事業
- (5) 活力ある地域づくり助成事業
- (6) 地域の芸術環境づくり助成事業
- (7) 地域国際化推進助成事業

第 3 条を第 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（補助対象事業者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、実施要綱において当該補助対象事業の実施主体とされているもののうち当該各号に

定めるものとする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業 市が認めるコミュニティ組織
- (2) コミュニティセンター助成事業 市が認めるコミュニティ組織
- (3) 自主防災組織育成助成事業 市が認める自主防災組織
- (4) 青少年健全育成助成事業 市が認めるコミュニティ組織
- (5) 活力ある地域づくり助成事業 実行委員会等
- (6) 地域の芸術環境づくり助成事業 指定管理者、特定公益法人又は実行委員会
- (7) 地域国際化推進助成事業 市が認めるコミュニティ国際交流組織

第4条中「実施要綱」を「当該補助対象事業について実施要綱」に、「センターが市に対して助成の決定をした助成金」を「市がセンターから交付を受けるセンター助成金」に改める。

第6条を次のように改める。

(補助金の終期)

第6条 補助金の交付は、特段の事情がない限り、令和8年度までとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会を設置したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約

（協議会の目的）

第 1 条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会とする。

（協議会を設ける市町村）

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）がこれを設ける。

- (1) 伊賀市
- (2) 名張市
- (3) 笠置町
- (4) 南山城村

（協議会の担任する事務）

第 4 条 協議会は、構成市町村の区域におけるごみ処理の広域化に関する事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、三重県伊賀市治田3547番地13伊賀市さくらリサイクルセンター内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人以内をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して定めた構成市町村の長をもってこれに充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、構成市町村の長（会長又は副会長となる構成市町村の長を除く。）をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会が担任する事務（以下「協議会事務」という。）に従事する職員（次項を除き、以下「職員」という。）の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

2 構成市町村の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該構成市町村の職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第13条 会議は、協議会事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 副会長又は委員のうち1人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第15条 会議は、副会長及び委員のうち過半数の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

（構成市町村の長の名においてする事務の管理及び執行）

第16条 協議会が協議会事務を各構成市町村の長の名において管理し、及び執行するときは、協議会は、協議会事務に関する伊賀市の条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）を各構成市町村の協議会事務に関する条例等とみなして、協議会事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 伊賀市は、協議会事務に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。
- 3 伊賀市長は、協議会事務に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

（歳入歳出予算）

第17条 協議会に関する予算は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、会長が伊賀市長の支出命令権の委任を受けて当該歳入歳出予算を執行する。

（経費の支弁の方法）

第18条 協議会に要する費用は、構成市町村がこれを負担する。

- 2 前項の規定により構成市町村が負担すべき額は、構成市町村の長が協議により定める。

- 3 名張市、笠置町及び南山城村は、前2項の規定により負担する負担金を伊賀市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第19条 協議会事務の用に供する財産に関しては、構成市町村の長が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、第16条の規定により、当該管理に関する伊賀市の条例等を構成市町村の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合においては、構成市町村が協議によりその事務を承継する。

(協議会の規程)

第22条 協議会は、この規約に定めるもののほか、会議を経て協議会事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 55 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を設置したので、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

（共同設置）

第 1 条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村が共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定により、同法第 138 条の 4 第 3 項に規定する市町村長の附属機関として、共同してこの委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の名称）

第 2 条 委員会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会とする。

（委員会の執務場所）

第 3 条 委員会の執務場所は、三重県伊賀市治田 3547 番地 13 伊賀市さくらリサイクルセンター内とする。

（委員会の所掌事務）

第 4 条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

(1) 構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村におけるごみ処理の広域化に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任する。

2 委員は、非常勤とする。

3 伊賀市長は、委員に欠員が生じたときは、7日以内にその旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知するとともに、第1項の規定の例により補欠の委員を選任するものとする。

4 伊賀市長は、委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、あらかじめ名張市長、笠置町長及び南山城村長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めない場合にあつては、会議は、伊賀市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の事務を補助する職員)

第 11 条 委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

(歳入歳出予算)

第 12 条 委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が当該歳入歳出予算を執行する。

(負担金)

第 13 条 委員会に要する経費に関する構成市町村の負担金の額は、構成市町村の長の協議により定める。

2 名張市、笠置町及び南山城村は、前項の負担金を、伊賀市に納付しなければならない。

3 前項の規定による負担金の納付の時期については、構成市町村の長の協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第 14 条 前条の規定にかかわらず、構成市町村のうち特定の市町村が専ら当該市町村のために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、前条第 1 項に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該市町村の予算に計上して支出するようにしなければならない。

(委員会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第 15 条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）については、構成市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例等)

第 16 条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法（以下「委員の報酬等」という。）は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等の定めるところによる。

2 伊賀市は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、委員会の担任する事務に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 56 号

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（令和6年伊賀市告示第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康福祉部次長（医療生活福祉担当） 健康福祉部次長（こども家庭支援担当）」を「健康福祉部理事（こども・子育て支援担当） 健康福祉部次長（医療福祉担当）」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 57 号

伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市家庭児童相談室設置要綱の一部改正)

第1条 伊賀市家庭児童相談室設置要綱（平成16年伊賀市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「こども未来課」を「こども家庭支援課」に改める。

第2条中「その他家庭児童」を「前2号に掲げるもののほか、家庭児童」に改める。

第4条中「2人」を「、2人」に改める。

(伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱の一部改正)

第2条 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱（平成21年伊賀市告示第143号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「を行うとともに、DV被害者」を「及びDV被害者」に改め、同条第4号中「定める」を「掲げる」に改める。

第4条中「、市長」を「市長」に、「こども未来課」を「こども家庭支援課」に改める。

第5条第3項中「又は」を「、又は会長が」に改め、同条第4項中「2年」を「、2年」に改める。

第7条第1項中「の各号」を削り、同項第4号中「その他代表者会議」を「前3号に掲げるもののほか、代表者会議」に改める。

第8条第1項中「の各号」を削り、同項第6号中「その他実務者会議」を「前各号に掲げるもののほか、実務者会議」に改める。

第9条第1項中「の各号」を削り、同項第4号中「その他個別ケース検討会議」を「前3号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議」に改める。

第10条中「同様」を「、同様」に改める。

第11条中「こども未来課」を「こども家庭支援課」に改める。

(伊賀市こども家庭総合支援拠点設置運営要綱の一部改正)

第3条 伊賀市こども家庭総合支援拠点設置運営要綱(令和4年伊賀市告示第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「こども未来課」を「こども家庭支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 58 号

伊賀市文化サークル連絡協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市文化サークル連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、サークル団体の相互の友好や連絡調整及び市民の健全な文化活動の振興に寄与することを目的に個々のサークル団体が加入する協議会（以下「文化サークル連絡協議会」という。）に対し交付する伊賀市文化サークル連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、文化サークル連絡協議会のうち市長が認めるものとする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、文化サークル連絡協議会が開催する当該文化サークル連絡協議会に加入するサークル団体の活動発表の実施に要する経費のうち、次の表に掲げるものとする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助金等の対象となっている場合は、補助金の交付の対象としない。

費目	内容
報償費	謝礼（講師、ボランティア、事業協力者）、出演料
消耗品費	事務用品、紙代等
食糧費	講師に係るものに限る
印刷製本費	ポスター、チラシ等
通信運搬費	郵便料金、切手、はがき代等
手数料	クリーニング代、振込手数料等

委託料	音響設備、交通整理、警備、清掃業務、看板表示及び設置等
使用料及び賃借料	会場借上料、車両借上料等

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1の額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の年度に交付する補助金の総額が当該年度の予算に定める補助金の額を超えるときは、当該予算に定める補助金の額の範囲内で補助対象経費の額の2分の1の額を基準として市長が定める額とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 59 号

伊賀市文化財保護事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市文化財保護事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）及び伊賀市文化財保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 271 号）の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化の向上に資することを目的として交付する伊賀市文化財保護事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「文化財」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 文化財保護法の規定により指定されたもの
- (2) 三重県文化財保護条例の規定により指定されたもの
- (3) 伊賀市文化財保護条例の規定により指定されたもの

(交付の対象となる者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、文化財の所有者又は管理団体とする。

(交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び補助限度額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する補助金の額は、その算出において 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の終期)

第 5 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助限度額
文化財保護法の規定による国の補助金の交付の決定を受けた事業	当該国の補助金の交付の対象となった経費（以下「国庫補助対象経費」という。）	国庫補助対象経費から国及び県の補助金の額を控除した額の5分の2以内の額	1会計年度につき300万円 ただし、市長が特に必要と認める場合は、上限額を変更することができる。
三重県文化財保護条例の規定による県の補助金の交付の決定を受けた事業	当該県の補助金の交付の対象となった経費（以下「県費補助対象経費」という。）	県費補助対象経費から県の補助金の額を控除した額の5分の2以内の額	
伊賀市文化財保護条例の規定による市の指定を受けた文化財の保存修理事業又は防災防犯設備整備修理事業	当該事業に係る文化財保存事業費関係国庫補助実施要領（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に規定する事業に準じ、同要領に規定する補助対象経費（以下「市補助対象経費」という。）	市費補助対象経費の額の2分の1以内の額	
ユネスコ無形文化遺産に関する事業（国の補助金の交付の決定を受けた事業）	国庫補助対象経費	国庫補助対象経費から国及び県の補助金の額を控除した額の4分の3以内の額	

ユネスコ無形文化遺産に関する事業（国の補助金の交付の決定を受けた事業以外のもの）	市費補助対象経費	事業費の 10 分の 9 以内の額	上野天神祭のダン ジリ行事 250 万 円 勝手神社の神事踊 50 万円
市長が指定文化財の保存管理のために特に必要と認める事業	市費補助対象経費	市長が認める額	

伊賀市告示第 60 号

伊賀市日常生活自立支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市日常生活自立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 12 号に掲げる福祉サービス利用援助事業として同法第 81 条の規定に基づき社会福祉法人三重県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）に係る利用料助成事業に対し伊賀市日常生活自立支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自立支援事業のサービス（福祉サービスの利用援助又は日常的金銭管理サービスに限る。以下同じ。）を利用した者のうち伊賀市に住所を有するもの（以下「事業利用者」という。）に対し、その利用料（以下「サービス利用料」という。）の助成を行う社会福祉法人とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が事業利用者に対して行うサービス利用料の助成に要する費用（サービス利用料に係る部分に限る。）とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、補助対象者がサービス利用料の助成をした事業利用者 1 人につき 1 月当たり 1,600 円（1 月につき 1 回の利用の場合は、1,100 円）を限度とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 61 号

伊賀市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱（令和 5 年伊賀市告示第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条」の次に「及び第 26 条」を加える。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（補助金の終期）

第 6 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 62 号

伊賀市建設工事公表要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市建設工事公表要領の一部を改正する告示

伊賀市建設工事公表要領(平成 16 年伊賀市告示第 93 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公表」の次に「(以下「公表」という。)」を加える。

第 4 条第 1 項中「から第 13 号」を「から第 13 号まで」に、「同条第 5 号」を「同項第 5 号」に、「同条第 6 号」を「同項第 6 号」に改め、「第 10 号」の次に「まで」を加え、「同条第 11 号」を「同項第 11 号」に改め、同条第 2 項中「属する年度末日」を「属する年度の末日」に、「翌年度末日」を「翌年度の末日」に改める。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項第 2 号中「汚損又は」を「汚損し、又は」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(入札不成立時の取扱い)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 6 号から第 13 号までに掲げる事項についての公表は、入札が不成立となったときは、原則として次に定めるところにより行うものとする。ただし、入札の不調又は不落以外の理由で入札を取り止め、又は中止したときは、公表をしないことができる。

(1) 再入札に付する場合 再入札により落札者が決定した後、公表するものとする。

(2) 再入札に付さない場合 入札の不調又は不落が確定した後、公表するものとする。

様式第 4 号中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 63 号

伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護保険サービスに係る社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成 16 年伊賀市告示第 36 号)の一部を次のように改正する。

題名中「事業」を「に対する助成事業」に改める。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「対して所要の支援を行う」を「社会福祉法人等利用者負担軽減補助金(以下「補助金」という。)を交付する」に改め、「ついて」の次に「、伊賀市補助金等交付規則(平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。)第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 条第 1 号中「居宅サービス又は施設サービス」を「介護保険サービス」に改め、「利用者負担額」の次に「並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費の利用者負担額」を加え、同条第 2 号中「又は 5 月においては前年度」を「から 7 月までの期間に介護保険サービスを提供する場合にあっては、前年度」に、「すべて」を「全て」に、「いないか」を「いない又は」に改め、同条第 3 号中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は」に、「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」に改める。

第 3 条中「(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)を除く。)」及び「(介護老人福祉施設入所者については、当該年度の市民税の課税根拠とする年(4 月又は 5 月においては前年度の市民税の課税根拠とする年)における世帯状況により判断する。なお、その年度途中において世帯を分離した場合は、分離前の世帯状況により判断する。)」を削り、「該当する者」を「該当するもの」に、「認めた者」を「認めたもの」に、「生活保護受給者」を「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する被保

護者（以下「被保護者」という。）」に改める。

第4条の見出し中「対象」を削り、同条中「よる社会福祉法人等」を「において、社会福祉法人等」に改める。

第5条中「利用者負担額等（食費、居住費（滞在費）及び宿泊費を含む。）」を「利用者負担額」に、「定めるサービス」を「定める介護保険サービス」に、「のサービス」を「までの介護保険サービス」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第1号、第4号、第13号及び第16号に掲げる介護保険サービスに係る食費、居住費（滞在費）及び宿泊費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

第5条中第14号を第16号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 複合型サービス

第5条第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、被保護者に係る対象サービスは、居住費（個室の場合に限る。）のみとする。

第6条中「及び軽減割合」を「の額」に、「前条に掲げるサービス」を「対象サービス」に、「それぞれ、別表第1に定めるとおり」を「利用者負担額の4分の1（高齢福祉年金受給者にあつては、2分の1）に相当する額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、被保護者については、対象サービスの全額とする。

第7条中「行わない」を「、行わない」に改め、同条第2号中「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱」を「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」に改める。

第8条中「第4条に規定する」を削る。

第9条中「及び」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第10条中「申請書」を「規定による申請」に改める。

第11条中「7月分」の次に「まで」を加える。

第12条中「とき又は」を「とき、指定介護予防支援事業者に介護予防サービス計画の作成を依頼するとき、又は」を加える。

第13条第4項中「紛失又は」を「紛失し、又は」に、「交付を」を「再交付を」に改める。

第14条中「場合」を「ときは」に改める。

第15条中「、この」を「この」に、「うえ」を「上」に改め、「ものとする」を削る。

第17条第1項中「場合に、毎年度予算の範囲内において、別表第2により算出した金額」を「ときは、対象サービスの提供を行う事業所又は施設ごとに、当該提供を行った年度における別表の左欄に掲げる軽減対象サービスに応じ、同表の右欄に掲げる補助対象額」に、「補助すること」を「補助金を交付するもの」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第3項中「市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し」を「補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同行の規定にかかわらず」に、「当該社会福祉法人等に通知する」を「行う」に改め、同条第4項中「前項の通知を受けた社会福祉法人等は、第2項の規定により申請した補助金の額を変更しようとするときは」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第5項中「市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額の変更の可否を決定し」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「当該社会福祉法人等に通知する」を「行う」に改め、同条第8項中「前項」を「規則第14条第2項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「市長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を審査したうえ、補助金交付額を確定し」を「補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「、当該社会福祉法人等に通知する」を「行う」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前項の」を「第3項又は第5項に規定する」に、「社会福祉法人等利用者負担軽減補助金実績報告書」を「規則第12条第2項の規定による報告を行うものとし、当該報告は、同項の規定にかかわらず、社会福祉法人等利用者負担軽減補助金実績報告書」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 補助金に係る規則第12条第1項の規定による届出は、不要とする。

第18条を次のように改める。

(補助金の終期)

第18条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

別表第1を削る。

別表第2中「全額補助対象額」を「補助対象額」に、「、本来」を「、当該法人が本来」に、「を補助対象額」を「の額」に改め、同表を別表とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 64 号

伊賀市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保し、防災及び感染防止の体制の強化を図ることを目的として、防災・減災対策又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策のために施設又は設備等の整備事業を実施する事業者に対し交付する伊賀市地域介護・福祉空間整備等補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する補助対象事業を実施する事業者とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成 18 年 5 月 29 日付け老発第 0529001 号の別紙。以下「国実施要綱」という。）第 2 の 2 に規定する対象事業とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度による補助金等の交付の対象であるものについては、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、国実施要綱別表の第 6 欄に定める対象経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象事業ごとに国実施要綱第 2 の 3 に規定する算定方法により算出した基準額に国実施要項第 2 の 2 のア、イ又はオに掲げる事業については 10 分の 10

を、国実施要項第2の2のウ又はエに掲げる事業については4分の3を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定するときは、規則第6条第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 規則第22条に規定する市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (2) 補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (4) 補助金の交付の対象となった経費について重複して日本郵便年賀寄付金助成金の交付を受けないこと。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供（共同募金会に対してなされた指定寄付金の提供を除く。）を受けないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(仕入税額控除額の報告及び補助金の返還)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除額が確定したとき（仕入税額控除額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額報告書（別記様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、補助金に係る仕入税額控除額があることが確定したときは、当該仕入税額控除額に相当する部分について補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 規則第18条第2項及び第19条の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(財産の処分の制限に関し市長が定める期間等)

第7条 補助事業において取得し、又は効用の増加した財産に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間（以下「財産の処分制限期間」という。）とし、同条第2号に規定する市長が指定するものは、1件の取得価額が30万円以上のものとする。

（証拠書類の保存）

第8条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、規則第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による保存の期間を経過した後、当該財産の処分が完了する日又は財産の処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助金の終期）

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 65 号

伊賀市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要領（以下「県要領」という。）に基づき、地域密着型サービス事業所等の整備、介護施設の開設準備等を行うことを目的として交付する伊賀市地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、介護保険事業の事業者である法人等とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、県要領第3条各号に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補助単価の欄に掲げる額以内の額とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定するときは、規則第6条第1項第1号から第3号までに掲げる条件のほか県要領第7条第1号⑥アからトまでに掲げる条件を付するものとする。

(補助金の終期)

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

事業名	対象施設	補助単価	単位	対象経費
地域密着型サービス等整備等助成事業	認知症高齢者グループホーム	4,880 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
介護施設等の	認知症高齢者グループホーム	914 千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設

開設準備経費 支援事業	小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員数	の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	簡易陰圧装置設置経費支援	4,710 千円	知事が認める台数（定員数を上限とする。）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
	家族面会室の整備等経費	3,820 千円	施設・事業所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(2) 介護施設等の開設準備経費支援事業

対象施設	補助単価	単位	対象経費
認知症高齢者グループホーム	914千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の

小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員数	際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
----------------	--	-------	---

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

対象施設	補助単価	単位	対象経費
簡易陰圧装置設置経費 支援	4,710千円	知事が認める台数 (定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
家族面会室の整備等経費	3,820千円	施設・事業所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬

			費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
--	--	--	--

伊賀市告示第 66 号

伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱（平成 17 年伊賀市告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号。以下「条例」という。）第 27 条第 1 項第 2 号に掲げる」及び「（以下「協議会」という。）」を削り、「について」の次に「、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」を加える。

第 2 条から第 10 条までを次のように改める。

（交付の対象となる団体）

第 2 条 交付金の交付の対象となる団体は、伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号）第 25 条第 1 項の規定により設置の届出をした住民自治協議会（以下「協議会」という。）とする。

（交付対象経費及び交付額）

第 3 条 交付金の交付の対象となる経費は、協議会が地域まちづくり計画に基づき推進する事業や活動に要する経費及び市と協議会が締結した「まちづくりに関する基本協定書」による協働で取り組む業務を実施するための経費とする。ただし、懇親会費、交際費、慶弔費その他市長が適当でないと認める経費は、交付金の交付の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動に要する経費は、交付金の交付の対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又は

これらに反対する活動

- 3 交付金の額は、前2項に規定する交付金の交付の対象となる経費を包括した金額とし、予算の範囲内において別表に定める方法により算出して得た額とする。

(交付の申請書の様式等)

第4条 交付金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、住民自治協議会地域包括交付金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)を添付して行うものとする。

(交付金の交付の条件)

第5条 市長は、交付金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 協議会が交付金から自治会等に活動費、事業費等の経費を支出したときは、当該自治会等に対し、規則第17条に規定する帳簿及び書類の整備を求めること。
- (2) 第11条第1項の規定により住民自治協議会地域包括交付金基金を設置しようとするときは、第12条第1項の規定により速やかに申請し、市長の承認を受けること。

(交付の変更申請書の様式等)

第6条 交付金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、住民自治協議会地域包括交付金変更交付申請書(様式第3号)に変更事業計画書(様式第4号)を添付して行うものとする。

(交付決定等の通知書の様式)

第7条 交付金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定通知は、同項の規定にかかわらず、住民自治協議会地域包括交付金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 交付金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、住民自治協議会地域包括交付金変更交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(着手届の不要)

第8条 規則第12条の第1項の規定は、交付金の交付について、適用しない。

(実績報告)

第9条 交付金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、住民自治協議会地域包括交付金事業実績報告書(様式第7号)に住民自治協議会地域包括

交付金交付決定通知書の写しを添付して行うものとする。

(交付金の額の確定通知書の様式)

第10条 交付金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、住民自治協議会地域包括交付金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

第11条から第14条までを削る。

第15条第1項中「住民自治協議会地域包括交付金基金」を「当該事業ごとに住民自治協議会地域包括交付金基金」に改め、同条第2項中「基づき、基金を」を「により基金を」に、「の各号の」を「に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「同一目的で設置する基金の初回」を「当該基金」に改め、同項第2号中「交付金の交付決定を行った当該年度から1年度以内」を「当該基金の設置年度の翌年度末まで」に改め、同条を第11条とする。

第16条第1項中「様式第12号」を「様式第10号」に改め、「基金計画書（様式第12号の2）及び」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「様式第13号）により」を「様式第11号）により当該申請をした」に改め、同条を第12条とする。

第17条第1項中「規定により」を「規定による」に、「を変更しよう」を「について変更をしよう」に、「様式第14号」を「様式第12号」に改め、「基金変更計画書（様式第14号の2）」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による変更の」を加え、「基金の変更」を「当該変更」に、「様式第15号）により」を「様式第13号）により当該申請をした」に改め、同条を第13条とする。

第18条第1項中「協議会は」を「第11条第1項の規定により基金を設置した協議会（以下「基金設置協議会」という。）」に、「基金」を「当該基金」に改め、同条第2項中「協議会は、基金設置期間中、第10条に規定する実績報告書の提出」を「基金設置協議会は、当該基金を設置している間は、規則第12条第2項の規定による報告」に、「様式第16号」を「様式第14号」に、「提出し、基金」を「当該基金」に改め、同条を第14条とする。

第19条中「協議会は、基金」を「基金設置協議会は、当該基金」に、「基金の計画期間の最終年度の3月31日のいずれか早い期日までに」を「当該基金の設置期間が終了したときは、当該」に改め、同条に次の1項を加える。

2 基金設置協議会は、前項の規定による精算において残額が生じたときは、当該残額を市長に返還しなければならない。

第19条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(交付金の検証)

第16条 市長は、令和6年度以降概ね3年を経過するごとに交付金の交付について検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第20条を削り、第21条を第17条とする。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

様式第6号中「伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第7条」を「下記のとおり変更して交付することに決定したので、伊賀市補助金等交付規則第7条第3項及び伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第7条第2項」に、「、下記のとおり条件を付して変更交付することに決定しました」を「通知します」に改める。

様式第7号から様式第12号までを次のように改める。

【様式第7号】

様式第8号 削除

【様式第9号】

【様式第10号】

【様式第11号】

【様式第12号】

様式第12号の2を削る。

様式第13号を次のように改める。

【様式第13号】

様式第14号から様式第15号までを削る。

様式第16号中「第18条関係」を「第14条関係」に、「第15条第1項」を「第12条第1項」に、「基づき」を「より」に、「第18条第2項」を「第14条第2項」に改め、同様式を様式第14号とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 67 号

伊賀市公民館建設費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市公民館建設費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市公民館建設費補助金交付要綱（平成 17 年伊賀市告示第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「補助金の」を「伊賀市公民館建設費補助金（以下「補助金」という。）の」に、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条第 1 号中「設置し、又は他団体等」を「設置した集会施設又は自治会以外の団体等」に、「設置の上、当該自治会」を「設置した集会施設であって、自治会」に、「、維持管理」を「当該自治会が維持管理」に、「いる集会施設」を「いるもの」に改める。

第 3 条中「この」を削り、「を建設しよう」を「の新築、増改築又はバリアフリー改修（以下「新築等」という。）をしよう」に改め、「（以下「申請者」という。）」を削る。

第 4 条の見出しを「（補助対象経費等）」に改め、同条第 1 項中「次」の次に「の表」を加え、同項の表中「用地費」を「（用地費）に、「は対象外とする。」を「を除く。）」に改め、同条第 3 項中「当該建設事業」を「第 1 項の規定にかかわらず、地区公民館の新築等」に、「、他から」を「他」に、「助成金」を「助成金等の交付」に、「補助対象事業」を「当該地区公民館の新築等は、補助金の交付の対象」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となった新築等をした地区公民館については、次に掲げる当該補助金の交付の対象となった新築等の種別に応じ、当該各号に定める期間は、補助金の交付の対象としない。ただし、災害等により、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 新築 当該交付に係る申請のあった日の属する年度から起算して 20 年間
- (2) 増改築 当該交付に係る申請のあった日の属する年度から起算して 5 年間

(3) バリアフリー改修 当該交付に係る申請のあった日の属する年度から起算して5年間

第5条の見出し中「交付申請」を「交付の申請」に改め、同条第1項中「申請者は」を「規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「次の書類を添えて市長に提出しなければならない」を「次に掲げる書類を添えて行うものとする」に改め、同項後段を削り、同条第2項を次のように改める。

2 補助金の交付の申請は、新築等の対象となる地区公民館ごとに一会計年度につき1回に限るものとし、1回の申請につき新築等の種別のいずれかに限るものとする。

第6条を次のように改める。

(補助事業の変更等の申請の様式)

第6条 規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市公民館建設費補助金変更申請書（様式第2号）により行うものとする。

第7条を削る。

第8条第1項中「申請者は、補助事業に着手した場合は」を「規則第12条第1項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず」に、「様式第4号」を「様式第3号」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「申請者は」を「規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に改め、「事業完了後速やかに」を削り、「様式第5号」を「様式第4号」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補助金の終期)

第8条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第9条から第11条までを削り、第12条を第9条とする。

様式第1号中「交付されたく」の次に「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び」を加え、「施行予定業者」を「施工予定業者」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「付け 第」を「付け伊賀市指令第」に、「伊賀市公民館建設費補助金交付要綱第7条」を「伊賀市補助金等交付規則第6条及び伊賀市公民館建設費補助金交付要綱第6条」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第8条関係」を「第7条関係」に、「付け 第」を「付け伊賀市指令

第」に、「伊賀市公民館建設費補助金交付要綱第8条第1項」を「、伊賀市補助金等交付規則第12条第1項及び伊賀市公民館建設費補助金交付要綱第7条第1項」に、「お届けし」を「届け出」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第8条関係」を「第7条関係」に、「付け 第」を「付け伊賀市指令第」に改め、「実績を」の次に「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び」を加え、「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 68 号

伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領の一部を改正する告示

伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 16 年伊賀市告示第 91 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第3条ただし書中「第13項」を「第14項」に改める。

第4条第4項中「ときは」を「場合において」に、「場合において」を「とき」に改める。

第6条第2項第2号及び第7条第2号から第5号までの規定中「とき。」を「とき」に、「除く。）」を「除く。）」に改める。

第8条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改める。

第9条第1項中「当該」を「、当該」に改め、「第4号」の次に「までに規定する様式」を加え、同条第2項中「の各号」を削る。

第11条ただし書中「、その他」を「その他」に、「この」を「、この」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 69 号

伊賀市地域活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域活動支援事業補助金交付要綱（平成 19 年伊賀市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民の」を「市民等の」に、「市民が自主的かつ主体的に行う市民公益活動に対する支援」を「市民等による公益活動を支援するために交付する伊賀市地域活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）」に、「に定めるもののほか」を「第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この要綱において「市民公益活動」とは、自主的かつ主体的に不特定かつ多数の者の公益の増進に寄与することを目的に行う活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教又は政治活動を目的とする活動
- (3) 反社会的な活動

第 3 条の見出しを「（補助金交付対象団体）」に改め、同条中「補助金交付対象」を「補助金の交付の対象」に、「事業実施団体」を「団体」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第 1 号中「在住又は」を「在住し、在学し、又は」に改め、同条第 2 号中「こと、又は」を「又は」に改め、同条第 3 号中「又は会則等」を「、会則等」に改め、同条第 6 号中「又は構成員」を「又はその構成員」に、「又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものを含む。）の統制化」を「を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「補助金」の次に「の交付」を、「なる事業」の次に

「(以下「補助対象事業」という。)」を、「事業で」の次に「あって」を加え、「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同項第3号中「協働促進支援」を「協働促進支援 次のいずれかに該当する事業」に改め、同号イ中「前条に規定する団体が」及び「事業を」を削り、同条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改め、「の各号」及び「について」を削り、同項第3号中「同一内容の事業」を「既に同一内容」に、「本補助金」を「補助金」に改め、「ことがある」を削り、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第5条中「第4条第1項各号に掲げる活動」を「補助対象事業」に、「とし、経費に関する基準は、別表第1のとおり」を「のうち別表第1に掲げるもの」に改める。

第6条中「し、予算の範囲内で補助する」を「する」に改める。

第7条から第11条までを次のように改める。

(審査の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助対象事業について、伊賀市地域活動支援事業審査会条例（平成19年伊賀市条例第51号）に定める伊賀市地域活動支援事業審査会の審査を受けなければならない。

2 申請者は、前項の審査を受けようとするときは、伊賀市地域活動支援事業審査申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(1) 補助対象事業に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象事業に係る収支予算書（様式第3号）

(3) 団体規約

(4) 団体の前年度の実績報告書及び収支決算書（申請年度に設立した団体を除く。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業の採択の決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の審査が完了したときは、その結果を尊重して当該事業の採択の可否を決定し、伊賀市地域活動支援事業審査決定通知書（様式第4号）により、当該事業の採択の可否を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第9条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、前条の規定による採択の決定の通知を受けた申請者に限り行うことができるものとし、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域活動支援事業補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて行

- (1) 採択された補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（実績報告書の様式等）

- (1) 規則第7条第1項の規定により通知を受けた補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 地域活動支援事業補助金成果報告書（様式第7号）
- (3) 地域活動支援事業補助金収支決算書（様式第8号）
- (4) 地域活動支援事業補助金自己評価報告書（様式第9号）
- (5) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- (6) 活動の実施状況がわかる写真、資料等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の終期）

を

に改める。

【様式第2号】
【様式第3号】
【様式第4号】
【様式第5号】
【様式第6号】
【様式第7号】
【様式第8号】
【様式第9号】

様式第 10 号から様式第 16 号までを削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 70 号

伊賀市国民健康保険大腸がん検診受診費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険大腸がん検診受診費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特定健康診査及び大腸がん検診の受診率を高め、個人の発病の予防を図り、もって健康の保持増進に寄与することを目的として、伊賀市国民健康保険の被保険者が特定健康診査と大腸がん検診を同時に受診する場合の大腸がん検診に係る費用を助成することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の名称)

第 2 条 この要綱により交付する助成金は、伊賀市国民健康保険大腸がん検診受診費用助成金（以下「助成金」という。）とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、伊賀市国民健康保険の特定健康診査の対象者であって、当該特定健康診査と同時に次条に規定する大腸がん検診を受診するものとする。

(実施医療機関等)

第 4 条 大腸がん検診は、市長が適当と認めて委託契約を締結した医療機関等（以下「実施医療機関等」という。）において行うものとする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、伊賀市健康増進事業等に係る自己負担金の徴収に関する規則（平

成24年伊賀市規則第51号) 別表に定める大腸がん検診に係る自己負担金の額とする。

(助成金の受給権者)

第6条 助成対象者は、実施医療機関等において大腸がん検診を特定健康診査と同時に受診したときは、当該実施医療機関等に助成金の受領を委任したものとし、当該実施医療機関等が受給権者となる。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする受給権者は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、伊賀市大腸がん検診受診費用助成金交付申請書(別記様式)に次に定める書類を添付し、市長に申請するものとする。

(1) 伊賀市大腸がん検診票

(2) 伊賀市国民健康保険特定健康診査受診券の写し

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、規則第5条第1項の規定により交付の決定をした後にこれを行うものとし、当該交付をもって規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知に代えることができる。この場合において、規則第12条から第14条までの規定は、適用しない。

(個人情報の保護)

第9条 実施医療機関等の医師及び職員は、この要綱に基づく大腸がん検診の実施に伴い知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(連絡協議)

第10条 市長は、大腸がん検診を円滑に実施するため、実施医療機関等と相互に連絡し合い、必要があるときは、協議するものとする。

(助成金の終期)

第11条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、大腸がん検診費用助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 71 号

伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 22 年伊賀市告示第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 11 条の 2」に改める。

第 2 条中「基づき」を「より」に、「規則」を「規則」に、「審議会、協議会、委員会等」を「附属機関」に、「」とする」を「」の会議（以下「会議」という。）とする」に改める。

第 3 条中「審議会等の」を削る。

第 4 条第 1 号中「他の条例」を「条例等」に改める。

第 5 条第 1 項中「審議会等の」を「前条の規定により」に、「諮り決定するものとする」を「諮って行う」に改め、同条第 2 項中「おいて、会議」を「おいて会議」に、「場合は、会議」を「ときは、その生じた以後において、当該会議」に改め、「ものとする」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、会議を非公開としたときは、当該会議の傍聴者（第 7 条第 2 項に規定する傍聴者をいう。）は、当該会議の会場から退場しなければならない。

第 5 条第 4 項中「審議会等の」を削り、「定める」を「規定する」に改める。

第 6 条第 1 項中「長は、会議」を「長（以下「所管課長」という。）は、会議を開催するときは、当該」に改め、「、会議を開催するに当たっては」を削り、「審議会等の会議開催のお知らせ（様式第 1 号。以下「会議開催届」という。）を総務課長」を「会議開催届（様式第 1 号）により総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」に、「提出する」を「届ける」に、「ではない」を「でない」に改め、同項第 2 号中「開催日時」を「開催の日時」に改め、同項第 4 号中「非公開」を「会議の公開又は非公開の別及び非公開」に改め、同条第 2 項中「審議会等から会議開催届が提出された」を「前項の規定による届出があった」

に、「直ちに」を「速やかに」に、「ものとする。また」を「とともに」に改める。

第7条第1項中「審議会等の」及び「について」を削り、同条第2項中「審議会等」の次に「の長」を加え、「公開する会議において」を「会議の」に、「会場」を「当該会議の会場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の全部を非公開とするときは、この限りでない。

第7条第3項ただし書中「者が」を「者の数が」に改め、「前項の」の次に「規定により定める」を加え、「又は抽選その他」を「、抽選等」に改め、同条第5項中「審議会等」の次に「の長」を加え、同条第6項中「最初」を「先」に、「公開しない旨」を「非公開」に、「する等傍聴者」を「するなど、傍聴者」に改める。

第8条中「審議会等は、会議」を「所管課長は、会議が行われたときは、当該会議」に、「決定」を「別」に改め、同条第2号中「開催日時」を「開催の日時」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 会議の議題

第8条第5号中「を非公開（会議の一部非公開を含む。）とした場合は」を「の公開又は非公開の別及び」に改め、「理由」の次に「（会議の全部又は一部を非公開とした場合）」を加え、同条第6号中「又は一部非公開と」を削り、同条第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 会議の内容

(8) 会議の資料の名称

第8条第9号中「定める」を「掲げる」に改める。

第9条第1項中「審議会等」を「所管課長」に改め、「、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず」を削り、「に基づき」を「の規定により」に、「の会議資料」を「の資料」に、「及び会議資料」を「又は資料」に、「、会議を」を「当該会議を」に改め、同条第2項中「より」を「よる」に、「直ちに」を「当該会議録等を速やかに」に改め、同条第3項中「審議会等を所管する課等」を「所管課長」に改める。

第10条の見出し中「運用状況」を「会議の開催状況等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

総務課長は、次に掲げる会議の開催状況等に関する事項を取りまとめ、市ホームページにて公開するものとする。

第10条第1項第1号中「開催状況」を「開催回数」に改め、同項第2号から第4号まで

の規定中「議題及び」を削り、同項第5号中「各回」を「会議」に改め、同条第2項を削る。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第2号中

「

公開・非公開 の別	☐ 公開（傍聴者人数 人） ☐ 一部非公開 ☐ 非公開	
	非公開の理由	
会議資料		
審議の内容		

」

「

公開・非公開 の別	☐ 公開
	☐ 一部非公開
	☐ 非公開
	非公開の理由：
傍聴者数	人
会議の内容	
会議資料	

を

」

に改める。

様式第3号を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 72 号

伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、教育・保育施設又は認可外保育施設を利用する子育て世帯の経済的負担の軽減、安心して子育てができる社会、そして子育てしやすいまちづくりの実現を目的として実施する保育所等副食費無償化事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育施設 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。
- (2) 認可外保育施設 保育を行うことを目的とする施設のうち、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 35 条第 3 項の規定により届け出た、又は同条第 4 項に規定する認可を得た施設以外のものをいう。
- (3) 児童 法第 4 条に規定する児童をいう。
- (4) 保護者等 法第 6 条に規定する保護者をいう。
- (5) 副食費 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊賀市条例第 33 号)第 13 条第 4 項第 3 号に掲げる副食の提供に要する費用をいう。

(事業の対象となる者)

第 3 条 この事業の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、市内又は市外の教育・保育施設又は認可外保育施設に在籍している子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号又は第 2 号に該当する児童（以下「対象児童」という。）とする。

(副食費の負担)

第4条 対象児童の副食費は、市が負担する。ただし、児童1人につき1月当たり4,800円を上限とする。

2 前項の規定による市の負担は、対象児童の保護者による副食費の実費負担相当額を当該対象児童が在籍する施設の運営事業者へ助成する方法又は対象児童の保護者が支払った副食費相当額を当該保護者に補助する方法により行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 73 号

伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定により副食費に要する費用の一部を補助する伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内外の教育・保育施設又は認可外保育施設に在籍している子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号又は第 2 号に該当する児童の保護者（市内に住所を有する者に限る。）とする。

(補助金の交付の対象となる費用)

第 4 条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象者が負担した前項に規定する児童が在籍する施設における副食費とする。

(受給権者)

第 5 条 補助金の受給権者は、補助対象者又は補助対象者で構成する団体の代表者であって、当該補助対象者に代わって当該補助対象者の負担すべき副食費を支払うものとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象費用の額とし、児童 1 人につき 1 月当たり 4,800 円を上限とする。

(交付の申請書の様式等)

第7条 受給権者は、規則第4条第1項の規定により申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 1月当たり又は1食当たりの副食費の額が分かるもの

(2) 在籍する施設に係る入園・入所承諾書（認可外保育施設に在籍している場合に限る。）
（交付決定の通知書の様式等）

第8条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、前条第1号に掲げる書類により副食費を支払ったことが分かるときは、規則第14条第1項の規定にかかわらず、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定に併せて補助金の額の確定を行うことができる。

3 前項の規定により補助金の交付の決定に併せて補助金の額の確定を行った場合における補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、第1項及び第11条の規定にかかわらず、伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（着手届の不要）

第9条 規則第12条第1項の規定は、補助金の交付について適用しない。

（実績報告書の様式等）

第10条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金実績報告書（様式第4号）に副食費が支払われたことが分かるものを添えて行うものとする。ただし、第8条第2項の規定により補助金の額の確定を行った場合は、規則第12条第2項の規定は、適用しない。

（補助金の額の確定通知書の様式）

第11条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第12条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 74 号

伊賀市被保護者家計改善支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市被保護者家計改善支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家計に関する課題を抱える被保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用を受ける世帯をいう。）の自立に向けて実施する伊賀市被保護者家計改善支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、伊賀市とする。ただし、事業の内容の決定、対象者の決定等伊賀市が行うべき事務を除き、事業の全部又は一部を適正な運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、伊賀市で生活保護を受けている被保護者のうち、多重債務等何らかの家計上の課題を抱え、事業の利用を希望するものであって、市長がこれを必要であると認めるものとする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象者の相談への対応及び課題の把握と分析
- (2) 家計支援計画の策定
- (3) 支援の実施
 - ア 家計管理に関する支援
 - イ 公共料金等の滞納の解消に向けた支援
 - ウ 各種給付制度等の利用に向けた支援
 - エ 債務整理に関する支援

オ 公的貸付機関との連携その他必要な支援

(4) 支援の評価

(事業の従事者)

第5条 事業において対象者の支援に直接従事する者は、厚生労働省が実施する事業の従事者養成研修を受講し修了証の交付を受けた者（受講する予定の者を含む。）で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

(2) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 前3号に掲げる者と同等の能力を有すると市長が認める者

(守秘義務等)

第6条 事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 76 号

伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等に対する小規模工事費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等に対する小規模工事費交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等に対する小規模工事費交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 86 号）の一部を次のように改正する。

題名中「に対する小規模工事費」を「の小規模工事費補助金」に改める。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、農業経営の合理化と食料増産を推進し、もって農林業の維持振興を図ること目的として農地並びに農業用又は林業用施設の災害復旧事業及び土地改良事業に係る小規模工事費に対し交付する伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等の小規模工事費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される伊賀市内の土地をいう。
- (2) 農業用又は林業用施設 農地又は林地の利用上又は保全上必要な公共的施設で次に掲げるものをいう。
 - ア かんがい排水施設
 - イ 農道及び農道橋
 - ウ 開墾

エ 農地又は農作物の災害を防止するために必要な施設

オ 林地荒廃防止施設

カ 林道及び林道橋

(3) 災害 暴風、洪水、地震その他異常な天然現象により生じた災害をいう。

(4) 災害復旧事業 災害によって必要が生じた事業で、農地、農業用又は林業用施設等を原型に復旧すること（原型に復旧することが不可能な場合において、当該農地、農業用又は林業用施設等の従前の効用を復旧するために必要な措置をすることを含む。）を目的とするものをいう。

(5) 土地改良事業等 農業用又は林業用施設を対象とし、土地の生産性を高め食料その他農林作物の増産に寄与することを目的として行う事業をいう。

(6) 工事費 災害復旧事業又は土地改良事業を推進するための工事に要した費用のことをいう。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(交付の申請書の様式等)」に改め、同条第1項中「事業施行者等は、工事費の交付を受けようとするときは」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「土地改良事業等災害復旧事業工事費交付申請書」を「土地改良事業等災害復旧事業工事費補助金交付申請書」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条中「市が交付する工事費」を「補助金」に、「交付対象事業に係る」を「災害復旧事業に係る工事費については当該工事費の100分の80以内の額とし、土地改良事業等に係る工事費については当該」に改め、「以内」の次に「の額」を加え、同条第1号中「に係る工事」を削り、「20万円」を「につき32万円」に改め、同条第2号中「に係る工事」を削り、「50万円」を「につき50万円」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「工事費」を「補助金」に改め、同項第1号中「その事業施行者等」を「受益者又は自治会等受益者団体」に改め、「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同項第2号中「施設」を「自治会等受益者団体が行う施設」に、「修繕及び災害復旧を伴う事業」を「修繕等」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「国、県又は市の補助事業については、交付」を「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当

する事業は、補助金の交付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第3条第2項に次の各号を加える。

(1) 国、県その他の地方公共団体又は伊賀市の他の補助金等の交付の対象となっている事業

(2) 工事費が10万円未満の事業

第3条第3項を削り、同条第4項中「各自治会、土地改良区等の受益者となる団体（以下「自治会等受益者団体」という。）への」を削り、「工事費の」を「補助金の」に、「1年度」を「交付対象者ごとに1年度」に改め、同条第5項を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次条に規定する交付対象事業を行う受益者又は自治会、土地改良区その他受益者で構成する団体（以下「自治会等受益者団体」という。）とする。

第7条の見出しを「（変更の交付申請書の様式等）」に改め、同条中「前条の規定により工事費の交付の決定を受けた事業施行者等（以下「事業者」という。）は、事業費の変更があつた場合」を「規則第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第1号に規定する変更の承認を受けようとするとき」に、「土地改良事業等災害復旧事業工事費変更交付申請書（様式第5号）」を「土地改良事業等災害復旧事業工事費補助金変更交付申請書（様式第4号）」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条ただし書中「市長が」の次に「添付書類の全部又は一部について」を加え、「添付書類の全部又は一部」を「これ」に改め、同条第1号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第8条を次のように改める。

（交付決定等の通知書の様式）

第8条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、土地改良事業等災害復旧事業工事費補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、土地改良事業等災害復旧事業工事費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）

により行うものとする。

第9条の見出しを「(着手届及び実績報告書の様式)」に改め、同条第1項中「事業者は、工事費の交付を受けようとする事業に着手したときは」を「補助金に係る規則第12条第1項の規定による着手の届出は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第2項中「事業者は、事業が完了したときは」を「補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に、「、市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項ただし書中「市長が」の次に「添付書類の一部について」を加え、「添付書類の一部」を「これ」に改め、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(確定通知書の様式)

第10条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、土地改良事業等災害復旧事業工事費補助金交付確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第12条から第14条までを削り、第15条を第12条とする。

様式第1号中「第5条」を「第6条」に、「申請人事業施行者等」を「申請者」に、「工事費 交付申請書」を「工事費補助金交付申請書」に、「工事費を」を「補助金を」に、「工事費 交付申請額」を「補助金交付申請額」に、「施行」を「施工」に改める。

様式第2号中「第5条」を「第6条」に、「事業施行者等」を「受益者」に改める。

様式第3号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第4号を削る。

様式第5号中「申請人事業施行者等」を「申請者」に、「工事費 変更 交付申請書」を「工事費補助金変更交付申請書」に、「付で」を「付け伊賀市指令 第 号で」に、「いただいた」を「を受けました」に改め、「、工事費が変更となった為、交付金額の変更をされたく」を削り、「とおり」の次に「変更したいので」を加え、「1 工事費」を「1 補助金」に改め、「平成」を削り、「施行」を「施工」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第6号】

様式第7号中「年 月 日」を「伊賀市指令 第 号
年 月 日」に改め、「工事費」の次

に「補助金」を加える。

様式第8号中「申請人事業施行者等」を「申請者」に改める。

様式第9号中「申請人事業施行者等」を「申請者」に、「施行」を「施工」に改める。

様式第10号を次のように改める。

【様式第10号】

様式第11号中「年 月 日」を「伊賀市指令 第 号
年 月 日」に改め、「工事費」の次

に「補助金」を加える。

様式第12号及び様式第13号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号から様式第5号まで及び様式第8号から様式第10号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 77 号

伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等に対する材料費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等に対する材料費交付要綱の一部を
改正する告示

伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等に対する材料費交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 85 号）の一部を次のように改正する。

題名中「に対する材料費」を「の材料費補助金」に改める。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、農業経営の合理化と食料増産を推進し、もって農林業の維持振興を図ることを目的として農地並びに農業用又は林業用施設の災害復旧事業及び土地改良事業に係る材料費に対し交付する伊賀市農林関係災害復旧事業及び土地改良事業等の材料費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される伊賀市内の土地をいう。
- (2) 農業用又は林業用施設 農地又は林地の利用上又は保全上必要な公共的施設で次に掲げるものをいう。
 - ア かんがい排水施設
 - イ 農道及び農道橋
 - ウ 開墾

エ 農地又は農作物の災害を防止するために必要な施設

オ 林地荒廃防止施設

カ 林道及び林道橋

(3) 災害 暴風、洪水、地震その他異常な天然現象により生じた災害をいう。

(4) 災害復旧事業 災害によって必要が生じた事業で、農地、農業用又は林業用施設等を原型に復旧すること（原型に復旧することが不可能な場合において、当該農地、農業用又は林業用施設等の従前の効用を復旧するために必要な措置をすることを含む。）を目的とするものをいう。

(5) 土地改良事業等 農業用又は林業用施設を対象とし、土地の生産性を高め食料その他農林作物の増産に寄与することを目的として行う事業をいう。

(6) 材料費 災害復旧事業又は土地改良事業を推進するために要した原材料の費用とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(交付の申請書の様式等)」に改め、同条第1項中「事業施行者等は、材料費の交付を受けようとするときは」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「土地改良事業等災害復旧事業材料費交付申請書」を「土地改良事業等災害復旧事業材料費補助金交付申請書」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条中「市が交付する材料費」を「補助金」に、「係る」を「要する」に、「範囲内」を「額」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「材料費」を「補助金」に改め、同項第1号中「その事業施行者等」を「受益者又は自治会等受益者団体」に改め、「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同項第2号中「施設」を「自治会等受益者団体が行う施設」に、「修繕及び災害復旧を伴う事業」を「修繕等」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「国、県又は市の補助事業について」を「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 国、県その他の地方公共団体又は伊賀市の他の補助金等の交付の対象となっている事業

(2) 材料費が3万円未満の事業

第3条第3項を削り、同条第4項中「各自治会、土地改良区等の受益者となる団体（以下「自治会等受益者団体」という。）への」を削り、「材料費」を「補助金」に、「1年度」を「交付対象者ごとに1年度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次条に規定する交付対象事業を行う受益者又は自治会、土地改良区その他受益者で構成する団体（以下「自治会等受益者団体」という。）とする。

第7条の見出しを「(変更の交付申請書の様式等)」に改め、同条中「前条の規定により材料費の交付の決定を受けた事業施行者等（以下「事業者」という。）は、事業費の変更があった場合」を「規則第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第1号に規定する変更の承認を受けようとするとき」に、「土地改良事業等災害復旧事業材料費変更交付申請書（様式第5号）」を「土地改良事業等災害復旧事業材料費補助金変更交付申請書（様式第4号）」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条ただし書中「市長が」の次に「添付書類の全部又は一部について」を加え、「添付書類の一部」を「これ」に改め、同条第1号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第8条を次のように改める。

（交付決定等の通知書の様式）

第8条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、土地改良事業等災害復旧事業材料費補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、土地改良事業等災害復旧事業材料費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

第9条の見出しを「(着手届及び実績報告書の様式)」に改め、同条第1項中「事業者は、材料費の交付を受けようとする事業に着手したときは」を「補助金に係る規則第12条第1項の規定による着手の届出は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければな

らない」を「により行うものとする」に改め、同条第2項中「事業者は、事業が完了したときは」を「補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に、「、市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項ただし書中「市長が」の次に「添付書類の一部について」を加え、「添付書類の一部」を「これ」に改め、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(確定通知書の様式)

第10条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、土地改良事業等災害復旧事業材料費補助金交付確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第12条から第14条までを削る。

第15条を第12条とする。

様式第1号中「第5条」を「第6条」に、「申請人事業施行者等」を「申請者」に、「材料費 交付申請書」を「材料費補助金交付申請書」に、「材料費を」を「補助金を」に、「材料費 交付申請額」を「補助金交付申請額」に改める。

様式第2号中「第5条」を「第6条」に、「事業施行者等」を「受益者」に改める。

様式第3号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第4号を削る。

様式第5号中「申請人事業施行者等」を「申請者」に、「材料費 変更 交付申請書」を「材料費補助金変更交付申請書」に、「付で」を「付け伊賀市指令 第 号で」に、「いただいた」を「を受けました」に改め、「、材料費が変更となった為、交付金額の変更をされたく」を削り、「とおり」の次に「変更したいので」を加え、「1 材料費」を「1 補助金」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第6号】

様式第7号中「年 月 日」を「伊賀市指令 第 号 年 月 日」に、「材料費変更」を「材料費補助金変更」に改める。

様式第8号中「申請人事業施行者等」を「申請者」に改める。

様式第9号中「申請人事業施行者等」を「申請者」に、「直営施行 又は 請負施行（○で囲むこと。）」を「材料費の内容」に改める。

様式第10号を次のように改める。

【様式第10号】

様式第11号中「年 月 日」を「伊賀市指令 第 号
年 月 日」に改め、「材料費交付確

定」を「材料費補助金交付確定」に改める。

様式第12号及び様式第13号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号から様式第5号まで及び様式第8号から様式第10号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 78 号

伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱（平成 31 年伊賀市告示第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「起業する」を「起業をする」に、「及び第 26 号」を「から第 27 条まで」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 23 項各号」を「第 2 条第 28 項各号」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「起業支援事業 空き家・空き店舗」を「起業支援事業（空き家・空き店舗）に改め、「創出する事業」の次に「をいう。）」を加え、同項第 3 号中「経営革新支援事業 既存事業」を「経営革新支援事業（既存事業）に改め、「行う事業」の次に「をいう。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「額」の次に「又は予算に定める額のいずれか低い方の額」を加える。

第 6 条第 1 号中「第 7 条」を「次条」に改める。

第 8 条第 2 項中「補助対象事業」を「当該補助対象事業」に、「伊賀市起業・経営革新促進事業審査結果通知書」を「その結果を伊賀市起業・経営革新促進事業審査結果通知書」に改め、「、当該採択の可否を」を削る。

第 9 条中「により」を「による」に、「が採択された」を「の採択の決定を受けた」に改め、「申請者は」の次に「、規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず」を加える。

第 10 条を削る。

第 11 条第 1 項中「前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは」を「補助金に係る規則第 6 条第 2 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に申請し、承認を受けなければならない」を「行うものとする」に改

め、同条第2項中「市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきとしたときは」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更、中止又は廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「当該補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「着手及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「補助事業者は、補助事業を完了したとき」を「補助金の交付決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の規則第12条第2項の規定による報告」に、「、市長に報告しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項を第11条とする。

第13条を削る。

第14条を第12条とする。

第15条を削る。

第16条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の終期）

第14条 補助金の交付は、特段の事情がない限り、令和8年度までとする。

第17条を削る。

第18条を第15条とする。

様式第6号中「第11条」を「第10条」に、「付け 指令第」を「付け伊賀市指令 第」に、「関係書類」を「伊賀市補助金等交付規則第6条第2項及び伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類」に改める。

様式第7号中「第11条」を「第10条」に、「付け 指令第」を「付け伊賀市指令 第」に改める。

様式第8号中「第12条第2項関係」を「第11条関係」に、「付け 指令第」を「付け伊賀市指令 第」に改め、「実績を」の次に「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び」を加え、「第12条第2項の」を「第11条の」に改める。

様式第9号中「第12条」を「第11条」に改める。

様式第10号中「第16条」を「第13条」に、「付け 指令第」を「付け伊賀市指令 第」に、「下記」を「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱第13条の規定により下記」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 79 号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 126 号）第 6 条に規定する使用料（運動施設に係るものに限る。）の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社西條
代表取締役 中村 浩
所在地 伊賀市中友生 1240 番地

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 80 号

伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱（令和 3 年伊賀市告示第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 3 条第 1 項中「通院及び入院に要した日数（7 日を限度とする。）（以下「通院等の日数」という。）」を「通院等の日数」に改め、同条第 2 項中「通院等」を「前項に規定する通院等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、7 日を上限とする。

第 4 条中「骨髓等」を「規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、骨髓等」に改め、「以内に」の次に「伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に」を加え、「市長に提出し」を「添えて、市長に申請し」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

（助成金の交付決定等）

第 5 条 市長は、規則第 5 条第 1 項の規定により交付の決定をするときは、規則第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第 7 条第 1 項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における規則第 14 条第 2 項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付確定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

3 助成金を交付しないことの決定をしたときの規則第 7 条第 2 項の規定による通知は、

伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（助成金の終期）

第6条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

様式第2号中「、交付を」を「交付を」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及び同要綱第5条第2項の規定により」を加える。

様式第3号中「、伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき」を削り、「とおり」を「の理由により」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付綱第5条第3項の規定により」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 81 号

令和 6 年度における未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱(平成 28 年伊賀市告示第 177 号) 第 4 条の別に定める期間、第 5 条の別に定める未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの単価及び第 6 条の別に定める期限を下記のとおり定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの補助金単価 3,000 円

2 未利用間伐材搬出期間及び補助金交付申請期限

期別	未利用間伐材搬出期間	補助金交付申請期限
令和 6 年度第 1 期	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 6 月末日まで	令和 6 年 7 月 12 日
令和 6 年度第 2 期	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 9 月末日まで	令和 6 年 10 月 11 日
令和 6 年度第 3 期	令和 6 年 7 月 1 日から 令和 6 年 12 月末日まで	令和 7 年 1 月 10 日
令和 6 年度第 4 期	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 7 年 2 月末日まで	令和 7 年 3 月 7 日

伊賀市告示第 82 号

伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱（平成 22 年伊賀市告示第 41 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「法施行規則」という。）第 49 条第 2 号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の安全性及び利便性の向上と継続的かつ安定的な提供を促し、要介護者、身体障がい者等移動制約者の安全で安心な移動手段を確保することを目的として福祉有償運送支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条中「事業の対象者」を「補助金の交付の対象となる者」に改め、「、市内を運送区域とする」及び「(以下「補助事業」という。)」を削り、「特定非営利活動法人等」を「特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他法施行規則第 48 条各号に掲げるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）」に改める。

第 3 条の見出しを「(対象となる事業及び経費)」に改め、同条中「事業の対象」を「補助金の交付の対象」に、「、次に」を「次に」に改め、同条ただし書中「法人は」を「法人にあっては」に、「の経費のみを対象」を「に掲げる経費に限り対象経費」に改め、同条第 1 号中「規則」を「法施行規則」に、「福祉自動車は除くものとする」を「ものを除く」に

改め、同条第2号中「規則」を「法施行規則」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象者が市内を運送区域として実施する福祉有償運送とする。

第4条を次のように改める。

（補助基準額及び補助金の額）

第4条 補助金の額の算定の基準となる額（以下「補助基準額」という。）は、対象経費の額の合計額とする。ただし、次の各号に掲げる対象経費の区分ごとに、当該各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる対象経費 1年当たり当該対象経費の額を合わせて60万円
- (2) 前条第2項第3号に掲げる対象経費 補助事業に係る各月の運行回数に応じ、別表の算出方法により算出した額を合計した額
- (3) 前条第2項第4号に掲げる対象経費 1月当たり9万9,000円。ただし、1月当たりの運行回数が100回を超えるとときは、アからカまでに掲げる運行回数の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額を加算した額とする。

ア	101回から200回まで	1月当たり1万円
イ	201回から300回まで	1月当たり2万円
ウ	301回から400回まで	1月当たり3万円
エ	401回から500回まで	1月当たり4万円
オ	501回から600回まで	1月当たり5万円
カ	601回以上	1月当たり6万円
- (4) 前条第2項第5号に掲げる対象経費 1月当たり2万1,000円
- (5) 前条第2項第6号に掲げる対象経費 1台につき1月当たり2万円
- (6) 前条第2項第7号及び第8号に掲げる対象経費 それぞれ8万円に次条第1項第3号の補助対象車両登録簿において補助対象車両とされた車両の数を乗じて得た額

2 補助金の額は、補助基準額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。

第5条の見出しを「（申請書及び決定通知書の様式等）」に改め、同条第1項中「の交付を申請しようとする対象者は」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の

規定にかかわらず」に、「添付し、市長に申請しなければならない」を「添付して行うものとする」に改め、同条第2項中「市長は、前項の申請を受け付けた場合において、当該対象者の補助事業の内容等を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し」を「補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「当該対象者に通知する」を「行う」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条の見出しを「(変更の申請書及び決定通知書の様式等)」に改め、同条第1項中「第5条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた対象者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「添付し、市長に申請しなければならない」を「添付して行うものとする」に改め、同項第1号中「(様式第2号)」を削り、同項第2号中「(様式第3号)」を削り、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項中「市長は、前項の申請があった場合において、その内容を精査し、変更を承認すべきと認めたときは」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「当該補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同条を第6条とする。

第9条の見出しを「(着手届及び実績報告書)」に改め、同条中「補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは」を「補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に報告しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2号中「決算(見込書)」を「決算書」に改め、同条第3号中「第3条第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同条第4号中「第3条第2号」を「第3条第2項第2号」に改め、同条を第7条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

規則第12条第1項の規定は、補助事業について、適用しない。

第9条を第7条とする。

第10条の見出し中「確定」を「確定通知書の様式」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは」を「補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に改め、「速やかに」を削り、「当該補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同項を第8条とする。

第11条の見出しを「(概算払申請書の様式)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中

「前項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとする補助事業者は」を「補助金に係る規則第16条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項を第9条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(補助金等の終期)

第10条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度末までとする。

第12条から第14条までを削り、第15条を第11条とする。

「
別表中

1月当たりの福祉 有償運送運行回数	補助基準額算出方法
----------------------	-----------

を
」

「

1月当たりの福祉 有償運送運行回数	算出方法
----------------------	------

に改める。
」

様式第1号中「伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱第5条」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱第5条第1項」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「第8条」を「第6条」に改める。

様式第5号中「伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱」に改める。

様式第6号中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、「補助金の交付決定通知のあった」を「交付決定を受けました」に改め、「承認されるよう」を削り、「伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱第8条第1項」を「伊賀市補助金等交付規則第6条第2項及び伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱第6条第1項」に改める。

様式第7号中「第8条関係」を「第6条関係」に、「年 月 日付けの計画変更承認申請により次」を「下記」に、「伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱第8条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第3項及び伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱第6条第2項」に改める。

様式第8号中「第9条関係」を「第7条関係」に、「補助金の交付決定通知のあった」を

「交付決定を受けました」に、「伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱第9条」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱第7条第2項」に、「決算（見込）書」を「決算書」に改める。

様式第9号中「第9条」を「第7条」に改める。

様式第10号中「第10条関係」を「第8条関係」に、「伊賀市指令 第 号で交付決定（変更交付決定）した」を「で交付申請のあった」に、「伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱第10条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及び伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱第8条」に改める。

様式第11号中「第11条関係」を「第9条関係」に、「伊賀市福祉有償運送支援事業実施要綱第11条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第16条第2項及び伊賀市福祉有償運送支援事業補助金交付要綱第9条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号から様式第3号まで、様式第6号、様式第8号、様式第9号又は様式第11号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 83 号

伊賀市妊婦健康診査受診費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市妊婦健康診査受診費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき、妊婦を対象とした健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を実施することにより、妊婦の健康管理の充実及び安心して妊娠及び出産ができる体制の確保を図るとともに、妊婦の経済的負担を軽減するため、伊賀市妊婦健康診査受診費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 妊婦健康診査を受診する時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により伊賀市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 母子保健法に基づき妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けている者
- (3) 伊賀市が委任して三重県市長会が委託契約を締結した三重県医師会又は三重県助産師会（以下「県医師会等」という。）の所属会員である医療機関及び助産所以外の医療機関等で妊婦健康診査を受診し、かつ、当該受診の費用を負担した者

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、交付対象者が受診した妊婦健康診査の受診費用の額とし、当該妊婦健康診査の検査の項目に応じ、三重県市長会が県医師会等と締結した委託契約に係る契約書別表第 1 に掲げる単価を上限とする。

(助成金の交付の申請書の様式等)

第 4 条 助成金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、

伊賀市妊婦健康診査費用助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、一の妊娠期間における最後の妊婦健康診査を受診した日から1年以内に行うものとする。ただし、当該期間内に申請できなかったことについて相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 未使用の妊婦健康診査結果票

(2) 妊婦健康診査の受診費用に係る領収書

（助成の決定及び助成金の額の確定等）

第5条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市妊婦健康診査費用助成決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（助成金の終期）

第6条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（伊賀市妊婦健康診査等費用助成事業実施要綱の廃止）

2 伊賀市妊婦健康診査等費用助成事業実施要綱（平成22年伊賀市告示第62号）は、廃止する。

伊賀市告示第84号

伊賀市空家等除却費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空家等除却費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市空家等除却費補助金交付要綱（令和元年伊賀市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第76号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「及び第26条」を「から第27条まで」に改める。

第3条中「第7条及び第8条の助言、指導又は」を「第7条第2項の助言若しくは指導又は第8条第2項の規定による」に、「除却工事で」を「除却工事」に、「第10条の」を「第10条第1項の規定による」に改め、同条第3号中「交付決定」を「交付の決定（以下「交付決定」という。）」に改め、「以後に」の次に「契約し、及び」を加え、同条第4号中「補助金等」の次に「の交付」を加える。

第6条第1項中「補助対象経費」の次に「の額」を加える。

第7条の見出しを「（交付申請書の様式）」に改め、同条第1項中「の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「添付し、市長に申請しなければならない」を「添付して行うものとする」に改め、同項第9号中「場合」を「とき」に改め、同条第2項を削る。

第8条の見出しを「（交付決定の通知書の様式等）」に改め、同条第1項中「市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し」を「補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「当該補助申請者に通知する」を「行う」に改め、同条第2項中「前項の審査の結果、適当でないと認めるとき」を「補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定の通知」に、「当該補助申請者に通知する」を「行う」に改め、同条第3項を削る。

第10条を削る。

第9条の見出しを「(変更申請書の様式等)」に改め、同条第1項中「交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象工事の金額、工程等を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に改め、「速やかに」を削り、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「当該補助事業者」に通知する」を「行う」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(工事実施前の書類の提出)

第9条 交付決定を受けた補助申請者は次に掲げる関係書類を、補助対象工事の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の工事請負契約書又は請書(以下「契約書」という。)の写し
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条第1項の規定による届出に係る届出書の写し
- (3) 産業廃棄物の運搬及び処分を第三者に委託する場合には、当該委託に係る委託契約書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号に規定する委託契約書に限る。)の写し

2 規則第12条第1項の規定は、補助対象工事について、適用しない。

第11条の見出しを「(実績報告書の様式等)」に改め、同条中「補助事業者は、補助対象工事が完了したときは」を「補助対象工事に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に改め、「速やかに」を削り、「添付し、市長に報告しなければならない」を「添付して行うものとする」に改める。

第12条の見出し中「確定」を「確定通知書の様式」に改め、同条中「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し」を「補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「当該補助事業者」に通知する」を「行う」に改める。

第13条中「規定による」を削り、「補助事業者」を「者」に改める。

第14条を次のように改める。

(補助金の交付の制限)

第14条 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(補助金の終期)

第16条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

様式第1号中「伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」に改める。

様式第3号中「伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」に、「第8条第3項」を「第9条第1項」に改める。

様式第4号中「伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」に改める。

様式第5号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「伊賀市空家等除却費補助金交付要綱第9条第1項」を「伊賀市補助金等交付規則第6条第2項及び伊賀市空家等除却費補助金交付要綱第10条第1項」に改める。

様式第6号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「伊賀市空家等除却費補助金交付要綱第9条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第3項及び伊賀市空家等除却費補助金交付要綱第10条第2項」に改める。

様式第7号中「伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」に改める。

様式第8号中「伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及び伊賀市空家等除却費補助金交付要綱」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第5号又は様式第7号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 85 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営新堂駅駐車場の駐車料金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 有限会社新堂駅管理商会
代表取締役 中島 正博
所在地 伊賀市新堂 318 番地

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 86 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営柘植駅駐車場の駐車料金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 西日本鉄道ＯＢ会柘植支部
代表 松山 武宏
所在地 伊賀市柘植町 2700 番地の 2

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 87 号

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年伊賀市条例第 15 号）第 7 条に規定する使用料及び手数料の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社ソラスト 医療事業本部
本部長 吉田 直樹

所在地 東京都港区港南 2 - 15 - 3 品川インターシティ C 棟 12F

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 88 号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第22号)第4条に規定する使用料の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

- (1) 名称 三重交通株式会社
取締役社長 田端 英明
所在地 津市中央1番1号

- (2) 名称 株式会社伊賀交通
代表取締役 矢部 敏光
所在地 伊賀市西明寺2807-1

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊賀市告示第 89 号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例（平成 23 年伊賀市条例第 23 号）第 10 条第 2 項に規定する駐車料金並びに同条例第 11 条第 1 項に規定する前売駐車券及び定期駐車券の販売収入金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名 称 近鉄ファシリティーズ株式会社三重支店

三重支店長 江守 悟

所在地 津市大門 7－15 津センターパレスビル 4 階

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 90 号

伊賀市駐車場条例(平成 16 年伊賀市条例第 211 号)第 2 条に規定する市営島ヶ原駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 伊賀市島ヶ原駅を守る会
代表 森下 広志
所在地 伊賀市島ヶ原 5771 番地の 2

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第91号

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱（令和元年伊賀市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再生又は」を「再生し、又は」に改め、「予算の範囲内で」を削り、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき」に改める。

第2条第1項中「で使用する」を「における」に改める。

第3条第1項中「この補助金」を「この要綱による補助金（以下「補助金」という。）」に、「業務は」を「業務を」に改め、同条第2項第4号中「この」を削り、同項第5号中「この」を削り、「交付決定」を「交付の決定（以下「交付決定」という。）」に、「着手する」を「及び着手する」に改め、同項第6号中「補助金等」の次に「の交付」を加え、同条第4項中「第16条に定める」を「第10条第1項の規定により」に改める。

第4条第1項中「この」を削り、「交付対象」を「交付の対象」に改め、「いずれ」の次に「の要件」を加え、同項第5号中「実施後」を「完了後」に、「当該工事」を「当該補助対象工事」に改める。

第5条第1項中「補助の」を「補助金の交付の」に改める。

第6条の見出しを「(交付申請書の様式等)」に改め、同条中「の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「添付し、市長に申請しなければならない」を「添付して行うものとする」に改め、同条第12号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第7条の見出しを「(交付決定の通知書等の様式等)」に改め、同条第1項中「市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、これを適当と認める

ときは、補助金の交付を決定し」を「補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「補助申請者に通知する」を「行う」に改め、同条第2項中「前項の審査の結果、当該申請が適当でないと認めるとき」を「補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定の通知」に、「補助申請者に通知する」を「行う」に改め、同条第3項中「交付決定」を「通知」に、「補助申請者は」を「者は、規則第12条第1項の規定にかかわらず」に、「伊賀市空家再生等推進事業工事着手届」を「工事着手前に伊賀市空家再生等推進事業工事着手届」に、「添付し、工事着手前に市長に提出し」を「添付して市長に届け出」に改め、同項第1号中「(交付決定日以後の契約日であるものに限る。)」を削り、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第8条第1項中「の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の工期若しくは補助対象工事に要する経費を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは」を「に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に改め、「速やかに」を削り、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第2項中「市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同条第3項中「前項の審査の結果、補助事業」を「規則第6条第2項の規定による申請を受けた場合において、補助対象工事」に、「補助事業者」を「当該申請をした者」に改め、同条第4項中「補助事業者」を「者」に、「提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第5項を削る。

第9条を削る。

第10条の見出しを「(実績報告書の様式等)」に改め、同条中「補助事業者は、補助対象工事が完了したときは」を「補助対象工事に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に改め、「速やかに」及び「。以下「実績報告書」という。」を削り、「添付し、市長に提出しなければならない」を「添付して行うものとする」に改め、同条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「前条の規定による実績報告書の提出」を「規則第12条第2項の規定による報告」に、「補助対象工事を行った建物に立ち入り、検査」を「当該報告に係る補助対象工事の検査」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「確定」を「確定通知書の様式」に改め、同条第1項中「市長は、前条の完了検査の結果、補助対象工事が適切に行われたと認めたときは、速やかに実績報告書の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し」を「補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第13条の見出しを「(事業開始報告)」に改め、同条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「補助事業者」を「者(以下「補助事業者」という。)」に、「様式第14号」を「様式第12号」に、「添付し、市長に届け出」を「添付して市長に報告し」に改め、同項第1号中「様式第15号」を「様式第13号」に改め、同項第2号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改め、同項を同条とし、同条を第12条とする。

第14条第1項中「開業した年度」の次に「における当該補助対象事業について、当該年度」を加え、「様式第16号」を「様式第14号」に、「を市長に届け出る」を「により市長に報告する」に改め、同条第2項中「、前項の規定による届出に加え」を削り、「届け出る」を「提出する」に改め、同条を第13条とする。

第15条第2項中「第19条第1項」を「、第18条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「第13条第4項の届出」を「第12条の規定による報告」に、「場合」を「ときは」に、「届出の」を「当該報告の」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条第1項中「様式第17号)を市長に提出し」を「様式第15号)により市長に申請し」に改め、同条第2項中「場合は」を「場合において」に、「を審査し」を「の審査をし」に、「様式第18号」を「様式第16号」に改め、同条第3項中「様式第19号」を「様式第17号」に改め、同条第4項中「場合」を「とき」に、「様式第20号」を「様式第18号」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合において」に、「を審査の上」を「の審査をし」に、「様式第21号」を「様式第19号」に改め、同条第6項中「様式第22号」を「様式第20号」に改め、同条を第18条とする。

第20条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第1項を次のように改める。

補助金に係る規則第18条第1項の規定による交付決定の取消しは、同項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 規則第18条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 事業経過報告期間内に補助対象事業を中止したとき。

(3) 前条第2項の規定による承認又は同条第5項の規定による承認を受けずに補助対象事業の事業計画を変更したとき。

第20条第2項中「前項の交付決定の取消しを行う場合は」を「前項の規定により交付決定を取り消すときは、規則第18条第3項の規定にかかわらず」に、「様式第23号」を「様式第21号」に改め、同条第3項中「様式第24号」を「様式第22号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同条第5項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第6項を削り、同条を第19条とする。

第21条の見出し中「返納又は返還」を「返還命令書の様式及び返還命令の取消し」に改め、同条中「補助事業者に補助金を第12条第2項の規定により返納させ、又は前条第1項」を「補助金に係る規則第19条第1項又は第2項」に、「伊賀市空家再生等推進事業補助金（返納通知書・返還命令書）（様式第25号）」を「伊賀市空家再生等推進事業補助金返還命令書（様式第23号）」に改め、「返納又は返還の期限を定めて、補助事業者」に削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前条第1項の規定による交付決定の取消しが同項第2号に掲げる事由によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、規則第19条の規定により定める返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

第21条を第20条とする。

第22条の見出し中「整理等」を「保存期間」に改め、同条中「補助事業者」を「補助金に係る規則第17条第2項に規定する保存期間」に改め、「、補助対象工事に関する領収書等の関係書類を整理し」を削り、「内は保管しなければならない」を「とする」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の終期）

第22条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第23条を削る。

第24条中「市長」を「、市長」に改め、同条を第23条とする。

様式第1号中「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第6条第1項」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第6条」に、「5分の1」を「3分の2」に改める。

様式第3号中「要綱第14条に定められた」を「、要綱第13条第1項の規定による」に、「定める」を「規定する」に、「市の」を「、市の」に、「要綱第12条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第19条第1項又は第2項」に、「返納を命じられ、又は第20条第1項の規定により」及び「返納し、又は」を削る。

様式第4号中「とおり」の次に「条件を付して」を加え、「ことを」を「ことに」に、「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第5号中「不交付決定し」を「不交付と決定し」に、「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第6号中「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第1項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」に、「申請し」を「届け出」に改める。

様式第7号中「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第6条第2項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第8号中「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第3項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第9号中「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第8条第3項」を「、伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第8条第3項」に、「中止手続き」を「中止手続」に改める。

様式第10号中「様式第10号（第10条）」を「様式第10号（第9条）」に、「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第10条」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第9条」に改める。

様式第11号中「第12条関係」を「第11条関係」に、「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第12条」を「伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及び伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第11条」に、「第20条の」を「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第19条の規定による」に改める。

様式第12号及び様式第13号を削る。

様式第14号中「第13条関係」を「第12条関係」に、「第13条第4項」を「第12条」に、「様式第15号」を「様式第13号」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第15号中「第13条」を「第12条」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第16号中「第14条」を「第13条」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第17号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第18号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第19号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「伊賀市空家再生等推進事業変更(中止)申請書」を「伊賀市空家再生等推進事業変更(中止)」に、「第19条第3項」を「第18条第3項」に、「基づき通知し」を「より通知し」に、「第20条第1項第5号に基づき交付決定」を「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、交付決定」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第20号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第19条第4項」を「第18条第4項」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第21号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第19条第5項」を「第18条第5項」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第22号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第19条第6項」を「第18条第6項」に、「第20条第1項第2号」を「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第19条第1項第3号」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第23号中「第20条関係」を「第19条関係」に、「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき交付決定」を「交付決定を」に改め、「補助金の交付」を「当該交付決定」に、「第20条第2項」を「伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱第19条第2項」に、「第20条第1項第 号」を「第19条第1項第 号」に、「第20条抜粋」を「第19条抜粋」に、「様式第24号」を「様式第22号」に、「第1項」を「第2項」に、「申出」を「規定による申出」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第24号中「第20条関係」を「第19条関係」に、「第20条第3項」を「第19条第3項」に、「基づき」を「より」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第25号中「第21条関係」を「第20条関係」に、「伊賀市空家再生等推進事業補助金(返納通知書・返還命令書)」を「伊賀市空家再生等推進事業補助金返還命令書」に、「第21条の」を「第20条の」に、「(返納・返還)」を「返還」に、「の規定に基づき」を「に規定する」に改め、同様式を様式第23号とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第92号

伊賀市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第36条の規定に基づき定年退職後等の高年齢者に対して地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的として交付する伊賀市シルバー人材センター運営費等補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、公益社団法人伊賀市シルバー人材センターとする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算に定める補助金の額を限度とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	事業の内容	費目	対象となる経費
運営費	シルバー人材センターの運営	人件費	職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金
		管理費	旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給、特別給与、諸手当）、賃金（基本給、特別給与、諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費
高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費	人手不足分野・現役世代を支える分野での高齢者に対する就業機会の提供	事業費	旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給、特別給与、諸手当）、賃金（基本給、特別給与、諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費

伊賀市告示第 93 号

上野商工会議所調査広報事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

上野商工会議所調査広報事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の商工業の状況を把握するために各種調査を行い、並びに伊賀市の商工施策について会員及び市民に対して広報することにより伊賀市の商工業の振興及び商工施策への理解と協力の促進を図ることを目的として上野商工会議所調査広報事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、上野商工会議所とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、上野商工会議所が実施する調査広報事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、消耗品の購入に係る経費、広報紙の印刷及び配布に係る経費並びに各種調査の実施及び分析に係る経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条第 2 項に規定する経費の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算に定める補助金の額を限度とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第94号

伊賀市中心市街地等商店街活性化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市中心市街地等商店街活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市の中心市街地とその周辺の商業の振興を図ることを目的として交付する伊賀市中心市街地等商店街活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、上野商工会議所、株式会社まちづくり伊賀上野及び商店街振興組合、事業協同組合商店街組織その他これらに準ずる団体並びにこれらで構成される事業実施機関とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、中心市街地とその周辺の商店街・商業集積の活性化に寄与する事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する事業の実施に要する経費とする。ただし、補助対象団体の運営に係る人件費、年度を越えて使用可能な備品の購入に係る経費及び委託に係る経費（補助対象経費の全額に相当する場合に限る。）を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算に定める補助金の額を限度とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和11年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第95号

地域振興活性化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

地域振興活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商工会議所が主体となつて行う地域振興の活性化の取組を促進することにより商工業の育成及び振興を図ることを目的として地域振興活性化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号)第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、上野商工会議所とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、上野商工会議所が地域振興活性化事業として市の商工業のPR及び振興を図るために実施する産業展とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっている場合については、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 通信運搬費
- (4) 広告料
- (5) 手数料
- (6) 賃借料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算に定める補助金の額を限度とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第96号

伊賀市若者交流拠点応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市若者交流拠点応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の若者が地域の担い手となる意識を持つ地域創造人材となることをめざし、その交流の場となる施設を運営する団体等の活動を応援するために交付する伊賀市若者交流拠点応援補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 市内に在住し、在勤し、又は在学するおおむね高校生から35歳未満の者をいう。
- (2) 交流拠点 若者が学習や地域住民との交流をするための拠点となる施設で市内に設置するもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 専ら特定のサークル活動等を行うためのもの
 - イ 営業目的に利用されているもの
 - ウ 自宅の一部を利用したもの
 - エ 政治的又は宗教的な活動のために利用されているもの
 - オ 公序良俗に反すると認められるもの

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交流拠点において次の各号のいずれかに該当する活動を行う事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 学習環境の提供活動
- (2) 当該施設における地域住民との交流活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める活動

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、交流拠点の維持に要する光熱水費（電気、ガス、灯油、水道等に係る費用をいう。）及び通信費（電話、インターネット接続等に係る費用をいう。）で、市長が適当と認めるものとする。

（交付の対象となる者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、交流拠点を主体となって運営する団体等であつて、当該交流拠点を年間を通じおおむね週3日以上、1日2時間以上開設するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、一の交流拠点当たり1会計年度につき300,000円（補助対象事業の実施月数が12月に満たないときは、当該実施月数に25,000円を乗じて得た額）を限度とする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付の申請をした日の属する月の1日からその年度の3月31日までとする。ただし、年度の途中で事業を廃止し、又は中止した場合は、その廃止し、又は中止した月の前月までを補助対象期間とする。

（補助金の終期）

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年度の補助対象期間の特例）

- 2 令和6年度において補助金を交付する場合にあつては、第6条中「補助金の交付の申請をした日の属する月の1日」とあるのは、「補助金の交付の申請をした日の属する月の1日（補助金の交付の申請をした日が令和6年6月30日までの日であるときは、4月1日）」とする。

別表（第5条関係）

実施事業	補助金額
交流拠点において補助対象事業のみ実施する場合	補助対象経費の額の2分の1に相当する額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)
交流拠点において補助対象事業と補助対象事業以外の事業を実施する場合	補助対象経費の額の2分の1に相当する額 に当該施設の営業時間のうち補助対象事業の実施時間が占める割合を乗じて得た額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

伊賀市告示第97号

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱（平成17年伊賀市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「なる事業」の次に「(以下「貸付対象事業」という。)」を加え、同項第2号中「もの」の次に「。ただし、事業の貸付対象費用（用地取得費を除く。）の総額が1,000万円未満のものについては、1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるものとする。」を加え、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項中「前項に規定する事業」を「前項の規定にかかわらず、貸付対象事業」に、「原則」を「、原則」に、「から除外する」を「としない」に改める。

第5条第1項中「第3条に規定する貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件」を「貸付の額（以下「貸付額」という。）は、貸付対象事業1件」に、「の貸付額は、概ね300万円」を「100万円」に、「10.5億円」を「20億円」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一件」を「1件」に、「35パーセント」を「50パーセント」に改め、同条第3項及び第4項中「一件」を「1件」に改め、同条第5項中「10.5億円」を「20億円」に、「13.1億円」を「25億円」に改め、「と」、「15.7億円」とあるのは「19.6億円」を削り、同条第6項中「10.5億円」を「20億円」に、「16.8億円」を「30億円」に改め、「、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし」を削り、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に改め、同条第7項中「10.5億円」を「20億円」に、「16.8億円」を「30億円」に改め、「、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし」を削り、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に改め、同条第8項中「10.5億円」を「20億円」に、「16.8億円」を「30億円」に改め、「、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし」を削り、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45

パーセント」を「60 パーセント」に改める。

第13条第1項中「貸付決定を取り消す」を「当該貸付決定を取り消す」に改める。

第14条中「が、貸付実行前」を「は、貸付けの実行前」に、「場合に」を「とき」に、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改める。

第20条中「又は」を「及び」に改める。

附則第3項中「10.5 億円」を「20 億円」に、「13.5 億円」を「24 億円」に改め、「、「15.7 億円」とあるのは「20.2 億円」と」を削り、「35 パーセント」を「50 パーセント」に、「45 パーセント」を「60 パーセント」に、「13.1 億円」を「25 億円」に、「16.8 億円」を「30 億円」に改め、「、「19.6 億円」とあるのは「25.3 億円」と」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和6年度の貸付分から適用する。

伊賀市告示第 98 号

伊賀市産婦健康診査受診費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市産婦健康診査受診費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、出産後間もない時期の産婦を対象とした健康診査（以下「産婦健康診査」という。）の受診に要する費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援の強化及び妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の確保を図るとともに産婦の経済的負担を軽減するため、伊賀市産婦健康診査受診費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 産婦健康診査を受診する時点において出産後 8 週以内の産婦であって、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により伊賀市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 伊賀市が委任して三重県市長会が委託契約を締結した三重県医師会又は三重県助産師会（以下「県医師会等」という。）の所属会員である医療機関及び助産所以外の医療機関等で産婦健康診査の受診をし、かつ、当該受診の費用を負担した者

(助成金の額及び対象となる回数)

第 3 条 助成金の額は、交付対象者が受診した産婦健康診査の受診費用の額とし、三重県市長会が県医師会等と締結した委託契約に係る契約書に定める産婦健康診査の単価を上限とする。

- 2 助成金の交付の対象となる産婦健康診査の受診回数の上限は、一の出産につき2回とする。

(助成金の交付の申請書の様式等)

第4条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市産婦健康診査受診費用助成金交付申請書(様式第1号)に産婦健康診査結果票及び産婦健康診査に係る受診費用の領収書を添えて、一の出産に係る2回目の産婦健康診査を受診した日から90日以内に行うものとする。ただし、当該期間内に申請できなかったことについて相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成の決定及び助成金の額の確定等)

第5条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市産婦健康診査受診費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

- 3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの通知は、伊賀市産婦健康診査受診費用助成金不交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(助成金の終期)

第6条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(伊賀市産婦健康診査費用助成事業実施要綱の廃止)

- 2 伊賀市産婦健康診査費用助成事業実施要綱(平成30年伊賀市告示第34号)は、廃止する。

伊賀市告示第 99 号

伊賀市定期予防接種等の県外における接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市定期予防接種等の県外における接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市定期予防接種等の県外における接種費用助成事業実施要綱（平成25年伊賀市告示第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「助成事業実施」を「助成金交付」に改める。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「で定める定期予防接種及び行政措置として行う任意予防接種」を「第 5 条第 1 項の規定により市が行う予防接種」に、「、特に」を「特に」に改め、「（以下「予防接種」という。）」を削り、「場合に負担する接種費用を助成することで、対象者の経済的負担を軽減することを目的」を「者に対し、その経済的負担を軽減することを目的として交付する伊賀市定期予防接種等の県外における接種費用助成金（以下「助成金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条中「交付対象者」を「交付の対象となる者」に、「記録された」を「記録されている者のうち、次条に規定する」に、「予防接種の対象となる子ども」を「当該対象者」に、「で、次」を「であつて次の各号」に、「者と」を「ものと」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「場合」を「こと。」に改め、同条第 3 号中「その他市長」を「前 2 号に掲げるもののほか、市長」に、「特別の理由があると認める場合」を「と認める特別の理由を

有すること。」に改める。

第3条中「なる予防接種」の次に「（以下「予防接種」という。）」を加え、「予防接種法施行令」を「、予防接種法施行令」に、「第1条の3に規定する」を「第3条第1項の表に定める」に、「及び肺炎球菌感染症」を「、肺炎球菌感染症」に改め、「限る。）」の次に「及び新型コロナウイルス感染症」を加える。

第4条中「あたり」を「当たり」に、「実際の接種費用の額と本市」を「当該予防接種の接種に要した費用の額とする。ただし、本市」に、「予防接種に」を「当該予防接種に」に、「いずれか低い額」を「額を限度」に改める。

第5条第1項中「当該助成に係る予防接種を」を「予防接種を」に、「、予め市長に口頭又は電話によりその旨を申し入れ、当該助成に係る」を「当該」に、「、住所」を「及び住所」に、「接種希望市区町村」を「接種する医療機関」に、「届出し」を「電話等によりあらかじめ市長に申し出」に改め、同条第2項中「より、希望者から届出」を「よる申出」に、「場合」を「とき」に改め、「規定する」の次に「助成金の交付の対象となる」を加える。

第6条の見出し中「交付申請」を「交付の申請書の様式等」に改め、同条中「希望者は、接種を希望する」を「助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による申出をした」に、「予防接種を受け、当該医療機関に」を「受けた予防接種の」に、「、1年以内」を「1年以内に、予防接種費助成申請書（様式第2号）」に、「市長に提出しなければならない」を「添えて行うものとする」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「当該予防接種に関し」を削り、「発行された」の次に「当該予防接種の接種に係る」を加え、「（予防接種の領収書であるとわかるもの）」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「定期の」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第7条及び第8条を次のように改める。

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は、助成金に係る規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規

定は、適用しない。

- 2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、予防接種費助成金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの通知は、予防接種費助成金不交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（助成金の終期）

第8条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第9条中「助成の実施」を「助成金の交付」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第100号

「市長の伊賀じまん総集編」の売払代金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称等	代表者名	所在地
株式会社グリーンモール オカモリ (岡森書店白鳳店)	代表取締役 岡森 克幸	伊賀市平野西町71番地
合資会社井筒屋書店	代表社員 磯田 智	伊賀市上野忍町2669番地の 2
株式会社ムービータイム (コメリ書房上野店)	代表取締役社長 加藤 和久	新潟県三条市須頃3丁目58 番地

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊賀市告示第 101 号

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）第 2 条第 2 項に規定する上野図書館大山田図書室における伊賀市上野図書館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）第 5 条第 2 項に規定する損害の弁償及び同規則第 10 条並びに第 15 条に規定する費用の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 中村 忠明
所在地 伊賀市西明寺 3240 番地の 2

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 102 号

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）第 2 条第 2 項に規定する上野図書館いがまち図書室における伊賀市上野図書館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）第 5 条第 2 項に規定する損害の弁償及び同規則第 10 条並びに第 15 条に規定する費用の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 DMG 森精機株式会社
取締役社長 森 雅彦
所在地 東京都江東区潮見 2－3－23

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 103 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり
指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13 階

(2) 株式会社ユニメディア

東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル 6 階

(3) 株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

(4) GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂 1-2-3

2 指定納付受託者の指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類

伊賀市ふるさと応援寄附金に関する収入

4 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 104 号

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成 20 年 8 月 18 日告示第 162 号）第 1 条に規定する寄附金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方の名称及び所在地

(1) 株式会社トラストバンク

代表取締役 川村 憲一

東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

(2) 株式会社さとふる

代表取締役社長 藤井 宏明

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

(3) 楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス

(4) 株式会社アイモバイル

代表取締役社長 野口 哲也

東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S ビル N 棟 2 階

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 105 号

伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児を対象とした聴覚スクリーニング検査（以下「聴覚検査」という。）の受診に要する費用を助成することにより、聴覚に関する異常の早期発見・早期療育により聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるとともに、当該新生児の保護者の経済的負担を軽減するため、伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 聴覚検査を受診する新生児（聴覚検査を受診する時点において、生後28日未満である新生児に限る。以下同じ。）の保護者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により伊賀市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 一般社団法人伊賀医師会を代理人として伊賀市と新生児聴覚スクリーニング検査委託契約（以下「検査委託契約」という。）を締結した医療機関以外の医療機関等で新生児に聴覚検査の受診をさせ、かつ、当該受診の費用を負担した者

(対象となる聴覚検査)

第3条 助成金の交付の対象となる聴覚検査は、新生児が産後初めて受診する聴覚検査であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、保険診療で受ける聴覚検査は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査
- (2) 聴性脳幹反応検査
- (3) 耳音響放射検査

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象者が受診をさせた聴覚検査の受診費用の額とし、検査委託契約に定める聴覚検査1回当たりの委託料単価を上限とする。

(助成金の交付の申請書の様式等)

第5条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成申請書（様式第1号）に受診券及び聴覚検査に係る受診費用の領収書を添えて、当該聴覚検査を受診した日から90日以内に行うものとする。ただし、当該期間内に申請できなかったことについて相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの通知は、伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(助成金の終期)

第7条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業実施要綱の廃止)

2 伊賀市新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業実施要綱（平成30年伊賀市告示第35号）は、廃止する。

伊賀市告示第 106 号

I G A B I T O 育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

I G A B I T O 育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の県立高等学校における人材育成の事業を推進し、自らが地域の担い手となる意識を持つ地域創造人材（以下「I G A B I T O」という。）の育成を図るために交付する I G A B I T O 育成事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、I G A B I T O の育成を図ることを目的として市内の県立高等学校に設置された実行委員会等とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する I G A B I T O 育成に資する事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費のうち、市長が認めるものとする。

- (1) 報償金
- (2) 旅費（調査、講師招聘旅費等で補助事業の実施に直接必要な費用に限る。）
- (3) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費及び印刷製本費に限る。）
- (4) 委託料

- (5) 役務費（通信運搬費、手数料及び筆耕翻訳料に限る。）
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 原材料費
- (8) 備品購入費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める経費
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、50万円を限度とする。

（補助金の終期）

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 107 号

伊賀市中山間地域等直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年 4 月 1 日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「国の交付金実施要領」という。）に基づき、中山間地域の水田の多面的機能の確保を目的として交付する伊賀市中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 交付金の交付の対象となる者は、国の交付金実施要領第 6 の 1 に規定する対象者のうち、伊賀市内に住所を有するものとする。

(交付の対象となる農用地及び事業)

第 3 条 交付金の交付の対象となる農用地（以下「交付対象農用地」という。）は、国の交付金実施要領第 4 の 2 に規定する対象農用地とし、交付の対象となる事業は、国の交付金実施要領第 6 の 2 に規定する対象行為とする。

(交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、国の交付金実施要領第 6 の 3 に規定する額とする。この場合において、交付対象農用地10アール当たりの交付の単価は、国の交付金実施要領第 6 の 3 の (2)の表中の国の交付金と併せて地方公共団体が一体的に行う交付金の交付の上限単価の額とする。

(交付金の終期)

第 5 条 交付金の交付は、特別の事情がない限り、令和 6 年度までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 108 号

伊賀市史等の売払代金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称等	代表者名	所在地
岡森書店	岡森 泰造	伊賀市上野東町 2924 番地
合資会社井筒屋書店	代表者 磯田 智	伊賀市上野忍町 2669 番地の 2
株式会社グリーンモールオカモリ （岡森書店白鳳店）	代表取締役 岡森 克幸	伊賀市平野西町 71 番地
公益財団法人伊賀市文化都市協会	理事長 中村 忠明	伊賀市西明寺 3240 番地の 2
一般社団法人伊賀上野観光協会	会長 宮寄 慶一	伊賀市上野丸之内 122 番地の 4
公益財団法人伊賀文化産業協会	代表理事 中村 信通	伊賀市上野丸之内 106 番地
オキツモ流通株式会社 （ブックスアルデ）	代表取締役 山中 重治	名張市箕曲中村 18 番地の 2
ひまわり書店	代表者 富森 多美子	名張市東町 1767 番地の 2
川口書店	代表取締役 川口 力	名張市桔梗が丘 3 番町 3－3

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 109 号

芭蕉翁記念館条例（平成 29 年伊賀市条例第 30 号）第 4 条に規定する入館料の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益社団法人伊賀市シルバー人材センター
理事長 福山 康宣
所在地 伊賀市西明寺 2782 番地の 92

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 110 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営白鳳門駐車場、市営上野公園第 1 駐車場、市営上野公園第 2 駐車場、市営だんじり会館駐車場、市営城北駐車場及び市営伊賀上野駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益社団法人伊賀市シルバー人材センター
理事長 福山 康宣
所在地 伊賀市西明寺 2782 番地の 92

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 111 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営佐那具駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 佐那具駅構内営業運営委員会
委員長 松居 豊
所在地 伊賀市外山 281 番地

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 112 号

伊賀市大山田地域人権啓発団体活動助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市大山田地域人権啓発団体活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権啓発活動などあらゆる差別解消の取組を進める団体を支援するとともに育成を図ることを目的として交付する伊賀市大山田地域人権啓発団体活動助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、地域連携部大山田支所の所管区域内における人権啓発活動を推進する団体とする。ただし、営利を目的とする活動又は宗教的、政治的若しくは反社会的な活動を行う団体は、助成金の交付の対象としない。

(交付の対象となる経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、人権啓発活動に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の助成制度の対象となっているものについては、助成金の交付の対象としない。

- (1) 会報誌等の作成、配布等に要する経費
- (2) 各種研修会等の参加に係る資料代及び旅費
- (3) 学習会等の開催に必要な教材、資料等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権啓発活動に必要と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算に定める助成金の額を限度とする。

(助成金の終期)

第5条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 113 号

伊賀市大山田地域人権モデル地区活動助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市大山田地域人権モデル地区活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権のまちづくりを住民自らの取組として推進する活動を支援することを目的として交付する伊賀市大山田地域人権モデル地区活動助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、地域連携部大山田支所の所管区域内の団体であって、市の指定を受け人権モデル地区としての活動を行うものとする。ただし、営利を目的とする活動又は宗教的、政治的若しくは反社会的な活動を行う団体は、助成金の交付の対象としない。

(交付の対象となる経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、人権モデル地区としての活動に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の助成制度の対象となっているものについては、助成金の交付の対象としない。

- (1) 各種研修会、視察研修等の参加に係る資料代及び旅費
- (2) 学習会等の開催に必要な経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権モデル地区としての活動に必要と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算に定める助成金の額を限度とする。

（助成金の終期）

第5条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 114 号

伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成事業実施要綱(令和2年伊賀市告示第100号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、当該再接種に係る費用を助成すること」を削り、「目的」の次に「として交付する伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金(以下「助成金」という。)」に関し、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。)第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるもの」を加える。

第2条の見出し中「助成」を「助成金の交付」に改め、同条中「助成の」を「助成金の交付の」に、「被接種者(以下「助成対象者」という。))」を「者」に改め、「者と」を「再接種の被接種者又はその保護者と」に改める。

第3条中「助成の」を「助成金の交付の」に改め、同条第3号中「第2条の6」を「第2条の9」に改める。

第4条中「あたり」を「当たり」に、「実際の接種費用の額と伊賀市」を「当該予防接種の接種に要した費用の額とする。ただし、伊賀市」に、「予防接種に」を「当該予防接

種に」に、「のいずれか低い額」を「を限度」に改める。

第5条の見出し中「交付申請」を「交付の申請書の様式等」に改め、同条中「助成対象者の保護者等（以下「申請者」という。）は」を「助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「、次」を「次」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの通知は、伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金不交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

（助成金の終期）

第7条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第8条中「本要綱による助成に係る」を削り、「、被接種者」を「被接種者」に、「申請者」を「その保護者」に改め、「万が一」の次に「助成金の交付の対象となった」を加え、「責任を」を「、その責任を」に、「救済手続き」を「救済手続」に改める。

様式第1号中「伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成事業実施要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱」に改める。

様式第4号中「、伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき」を削り、「通知します」を「、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び第14条第2項並びに伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します」に改める。

様式第5号中「、伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき」を削り、「通知します」を「、伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱第6条第3項の規定により通知します」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 115 号

伊賀市固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱の一部を改正する告示

伊賀市固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱（令和元年伊賀市告示第 82 号）の一部を次のように改正する。

題名中「固定資産税等」を「固定資産税」に改める。

第1条中「及び家屋」を「又は家屋」に、「課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）について、市」を「課された固定資産税が市」に、「でなされた賦課決定に基づき納付された」を「（以下「市による瑕疵」という。）がある課税処分に基づくものであることにより生じた」に、「（以下「還付不能金」という。）に相当する額を還付金として」を「に相当する額（以下「還付不能額」という。）及びこれに係る利息相当額（以下これらを「返還金」という。）を」に改める。

第2条中「還付金」を「返還金」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（返還金支払対象者）

第3条 返還金の支払を受けることができる者（以下「返還金支払対象者」という。）は、次に掲げる課税処分（市による瑕疵があるものに限る。）に基づく固定資産税を納付した者とする。

(1) 住宅用地の認定に係る課税処分（住宅内部の改装その他の建物における外観から容易に把握できない利用状況に変更が生じた場合、かつ、伊賀市市税条例（平成 16 年伊賀市条例第 109 号）第 74 条の規定による住宅用地に係る申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。）

(2) 所有者の認定に係る課税処分（未登記であり、かつ、所有者の届出が正しく行われ

ていない土地若しくは家屋に係るもの又は登記名義人が死亡している土地若しくは家屋に係るものを除く。)

(3) 同一の固定資産に対する二重課税に係る課税処分（償却資産の申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。）のうちいずれか一方のもの

(4) 課税地積（正当な理由なく登記簿に記録された地積と相違しているものに限る。）に係る課税処分

(5) 家屋の滅失の認定に係る課税処分（滅失登記又は未登記の家屋に係る滅失の届出が正しくされなかった場合に係るものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市による瑕疵（虚偽の申告、未申告、調査拒否等の納税者の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。）がある課税処分として市長が認めるもの

2 返還金の基となる固定資産税に係る課税客体が共有名義である場合における返還金支払対象者は、その共有名義人のうちの代表者とする。

3 返還金支払対象者が死亡し、相続が開始されたときは、その相続人代表者が当該返還金支払対象者に係る返還金の支払を受けることができる。

（返還金の額等）

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額（本税に附帯して徴収した延滞金及び督促手数料の額を除く。）

(2) 還付不能額に係る利息相当額

2 還付不能額は、固定資産課税台帳等により算定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、納税者が所持する領収書等により還付不能額の算定ができるときは、当該領収書等により当該算定の日の属する年から 20 年を限度として算定するものとする。

4 第1項第2号の利息相当額は、還付不能額に係る固定資産税の各納期限の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第5条中「返還金支出決定時」を「返還金の支出を決定した時点」に改める。

第6条中「第3条第1項及び第2項に規定する返還金の支払対象者で、返還金」を「返還金支払対象者又は第3条第3項の規定により返還金」に、「受けようとする者」を「受けすることができる者は、当該返還金の支払を受けようとするとき」に、「対し返還金の」を「対

しその」に改める。

第7条の見出し中「返還金の」の次に「額の確定及び」を加える。

第9条中「請求者に」を「市長は、請求者に」に改め、「場合で」の次に「あって」を加え、「請求者の」を「当該請求者から」に、「場合において」を「とき」に改め、「ものとする」を削る。

第11条を第12条とする。

第10条中「返還させる」を「請求する」に改め、同条第2号中「還付金」を「返還金」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(返還金の不払)

第10条 市長は、第6条の規定による請求があつた場合であっても、返還金を支払うことが第1条の目的に合致しないと認めるときは、返還金を支払わないことができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 116 号

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱（平成 19 年伊賀市告示第 221 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園及び保育所」を「保育所等」に、「生徒、園児等」を「生徒等」に、「対して」を「対する補助として交付する伊賀鉄道利用促進補助金（以下「補助金」という。）について」に、「の定めるところにより、予算の範囲において補助金を交付することについて必要な」を「第25条から第27条までの規定に基づき、必要な」に改める。

第2条中「交付対象事業」を「交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）」に、「もの」を「とおりに改め、同条第1号中「、幼稚園及び」を「若しくは幼稚園若しくは」に、「第39条」を「第39条第1項」に改め、「保育所」の次に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園」を加え、「の生徒」を「が行う行事であって、その生徒」に、「、学校等の行事として伊賀鉄道を同一行程で利用する場合」を「伊賀鉄道を利用するもの（全ての生徒等が同一行程で伊賀鉄道を利用するものに限る。）」に改め、同条第2号中「伊賀市自治基本条例」を「住民自治協議会（伊賀市自治基本条例」に、「及び」を「をいう。以下同じ。）又は自治会等（」に、「第7条の規定による届出を行い、受理書の」を「第8条の規定による」に、「団体等」を「団体をいう。以下同じ。）」に、「とする事業において」を「に行う事業であって、当該生徒等が」に改め、「同一行程で」を削り、「場合」を「もの（全ての生徒等が同一行程で伊賀鉄道を利用するものに限る。）」に改める。

第3条中「補補助」を「補助金の交付」に、「前条に定める事業」を「補助対象事業」に、「の生徒等の1人当たり」を「に係る生徒等」に改め、「の額に生徒等の人数（無賃扱人員を除く。）を乗じて得た額」を削る。

第4条の見出しを「(補助対象団体)」に改め、同条中「補助対象者」を「補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)」に改め、「の各号」を削り、「団体等の代表者」を「とおりに改め、同条第4号中「自治組織に関する規則第7条に規定する届出を行い、受理書の通知を受けた団体」を「自治会等」に改め、同条第5号中「伊賀市自治基本条例第24条に規定する」を削り、同条第6号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第5条中「とおりを「利用人数の欄に掲げる区分に応じ、その右欄に定める式により算定した額」に、「切り捨てる」を「これを切り捨てる」に改め、同条の表中「補助対象経費」の次に「の額」を加える。

第6条の見出しを「(交付の申請書の様式)」に改め、同条中「の交付を受けようとする者は」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長へ提出しなければならない」を「により行うものとする」に改める。

第7条を次のように改める。

(着手届の不要)

第7条 規則第12条第1項の規定は、補助対象事業について適用しない。

第8条の見出しを「(実績報告書の様式等)」に改め、同条第1項中「規則第12条に規定する実績報告」を「補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告」に、「以内又は」を「を経過する日又は乗車日の属する年度の」に、「市長へ提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 乗車人員の変更による規則第6条第2項の規定による申請は、前項の報告において当該変更の内容を示すことによりこれに代えることができる。この場合において、規則第7条第3項の規定は、適用しない。

第9条及び第10条を次のように改める。

(補助金の請求)

第9条 規則第14条第2項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助対象団体は、伊賀鉄道利用促進補助金請求書(様式第3号)により補助金の請求を行うものとする。

(補助金の終期)

第10条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第11条中「事業の実施に」を削り、「市長」を「、市長」に改める。

様式第1号中「伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱」に改める。

様式第2号中「、伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第8条」を「伊賀鉄道利用促進補助金について、伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀鉄道利用促進補助金交付要綱第8条第1項」に改める。

様式第3号中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 117 号

地域連携部関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

地域連携部関係補助金等交付要綱を廃止する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 17 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 118 号

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 175 号）の一部を次のように改正する。

第5条中「変更内容を記載した空き家バンク制度登録カードを添えて、市長」を「より市長」に改める。

第6条第1項中「、市長」を「市長」に改める。

第7条中「公開する」の次に「ものとする」を加える。

第7条の2第1項中「及び」を「に」に、「又は市の指定する電子的方法により」を「を添えて」に改める。

第8条中「を市長に提出し」を「により市長に届け出」に改める。

第9条第1項中「、市長」を「市長」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（電子的方法による申込み等）

第 12 条 バンク登録に係る第4条第1項の規定による申込み、第5条の規定による変更の届出及び第6条第1項の規定による抹消の届出並びに利用登録に係る第7条の2第1項の規定による申込み、第8条の規定による変更の届出及び第9条第1項の規定による抹消の届出（以下「申込み等」という。）は、当該申込み等に係る規定にかかわらず、市の指定する電子的方法により行うことができる。

別表第1中「パスポート」を削る。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

様式第6号を次のように改める。

【様式第6号】

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

【様式第8号】

【様式第9号】

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 119 号

伊賀市集落営農支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市集落営農支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「ひとが輝く 地域が輝く」自立と共生の地域づくり実現のため、集落営農組織等を支援し地域農業の安定的発展と集落環境及び機能の維持に資することを目的として交付する伊賀市集落営農支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 集落営農活動並びに集落の環境及び機能の維持に資する活動を行う団体
- (2) 営農拠点が伊賀市内にあり、伊賀市内で営農を行う団体
- (3) 集落内の合意によって組織され、営農活動の継続が見込まれる団体
- (4) 定款、規約等の定めがあり、公正な運営が見込まれる団体

(交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 農業用又は農産加工用の機械機具及びその付属品の購入に要する経費（以下「機械器具購入経費」という。）
- (2) 農業用又は農産加工用の施設の新築又は改修に要する経費（以下「施設新設等経費」という。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表の交付額の欄に掲げる額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、同表の限度額の欄に掲げる額を限度とし、20万円に満たないときは、交付しない。

補助対象経費	交付額	限度額
機械機具購入経費（省力化技術を活用した機械器具に係るものを除く。）	補助対象経費の額の20%に相当する額	100万円
機械機具購入経費（省力化技術を活用した機械器具に係るものに限る。）	補助対象経費の額の40%に相当する額	200万円
施設新築等経費	補助対象経費の額の20%に相当する額	200万円

（補助金の終期）

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 120 号

伊賀市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3817 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の交付等要綱」という。）に基づき、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることを目的として交付する伊賀市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、国の交付等要綱別紙第 1 の 1 に規定する交付対象者のうち、伊賀市内で営農を行うものとする。

(交付の対象となる農地及び活動)

第 3 条 交付金の交付の対象となる農地（以下「交付対象農地」という。）は、国の交付等要綱別紙第 1 の 3 に規定する対象農地とし、交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、国の交付等要綱別紙第 1 の 4 に規定する農業生産活動等とする。

(交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、交付対象活動に係る交付対象農地の面積に国の交付等要綱別紙 5 に規定する交付単価を乗じて得た額とする。この場合において、交付対象農地 10 アール当たりの交付金の単価は、国の交付等要綱別紙第 1 の 5 に規定する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の単価とする。

(交付金の終期)

第 5 条 交付金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 121 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として次の事業を確認したので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 確認の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

2 確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
伊賀市	伊賀市立しろなみ保育所	伊賀市久米町 103 番地 1	一時預かり事業

伊賀市告示第 122 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 第 1 項の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退の届があったので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 確認の辞退の年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2 確認の辞退があった特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
社会福祉法人グリーンセンター福祉会	ゆめが丘鶴寿園 虹と・ぴ・あ保育園	伊賀市ゆめが丘二丁目 1－3	認可外保育施設

伊賀市告示第 123 号

伊賀市病児保育事業実施要綱（令和 2 年伊賀市告示第 273 号）第 11 条第 1 項に規定する利用料の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 医療法人グリーンスウオード
理事長 山上 和良
所在地 名張市希央台 4 番町 2 番

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 124 号

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）別表第 5 に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称	代表者名	所在地
株式会社 WOLVES HAND 南動物病院	院長 中野 康弘	伊賀市服部町 291 番地の 3
廣岡動物病院	院長 廣岡 雅満	伊賀市緑ヶ丘本町 1672 番地の 2
上野犬猫病院	院長 今高 尚登	伊賀市四十九町 2125 番地の 3
中島獣医科病院有限会社	院長 中島 尚紀	名張市桔梗が丘六番町一街区 8 番地
つつじが丘動物病院	院長 佐々木 直	名張市つつじが丘南八番町 113 番地
鴻之台動物病院	院長 辻 勝彦	名張市鴻之台二番町 101 番地
だいこくペットクリニック	院長 大黒 享子	名張市東田原 1135 番地の 143
森浜獣医科	院長 森濱 健司	伊賀市阿保 1322 番地
鹿深獣医科病院	院長 西澤 嘉人	甲賀市甲賀町大原市場 936 番地
さくらペットクリニック	院長 櫻井 剛	伊賀市平野東町 14 番地の 1
勝田動物診療所	院長 勝田 主税	伊賀市波敷野 117 番地
百合が丘動物病院	院長 吉川 知宏	名張市百合が丘西 1 番町 61

伊賀市告示第 125 号

伊賀市地方就職学生支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地方就職学生支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏内の若者の市内企業への就職活動を支援し、もって若者の市内流入及び市内企業への就職を促進するため、三重県と共同して行う地方就職学生支援事業において交付する地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域に該当する区域を除く。）をいう。
- (2) 条件不利地域 次のアからオまでに掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。）の区域をいう。
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
 - イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村地域
 - ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定す

る小笠原諸島

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当する者であること。

ア 東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、かつ、卒業年度にある者であって、当該大学を卒業する見込みであるもの

イ 東京圏内に在住している者

ウ 伊賀市内に所在する企業等に就職することが内定している者

エ 卒業後にウの企業等に就職し、伊賀市に移住する意思を有している者

(2) 次のア及びイのいずれにも該当する者であること。

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等に就業する者

(イ) 勤務地が伊賀市内に所在すること。

(ii) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(iii) 暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有するものでないこと。

(iv) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(v) その者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めているものでないこと。

イ 週の勤務時間が20時間以上である無期雇用契約に基づいて就業する者

(3) 暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(4) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(5) 三重県又は伊賀市が補助金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が大学を卒業する年度の6月1日以後において、採用面接（卒業後に就業する企業等に係るものに限る。）を受けるための往復に要する交通費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額とする。ただし、13,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請書の様式等)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地方就職学生支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 就職先の内定証明書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 在学証明書（卒業学年であることが確認できるものに限る。）
- (4) 現住所を確認できる書類
- (5) 補助対象経費である交通費の領収書
- (6) 写真付き身分証明書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付額の確定等)

第7条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、規則第6条第1項の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から1年以内に伊賀市へ転入し、5年以上継続して伊賀市に居住すること。
- (2) 申請日から1年以内に補助対象経費に係る企業等に就職し、1年以上継続して当該企業等に勤務すること。

(交付決定及び交付額確定等の通知書の様式)

第8条 前条第1項に規定する補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市地方就職学生支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による補助金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市地方就職学生支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則第19条第1項の規定により当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として三重県及び伊賀市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

全額

(2) 第7条第2項各号に掲げる条件を満たしていないことが明らかになったとき（転入をした日から3年以上5年未満の間に転出した場合を除く。）。 全額

(3) 転入をした日から3年以上5年未満の間に転出したことが明らかになったとき。

半額

2 前項の規定による補助金の交付の決定の取消し及び返還の命令は、伊賀市地方就職学生支援補助金交付決定取消兼返還命令書（様式第6号）によるものとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、申請日から1年を経過した日から起算して30日以内に就職先が発行する就業証明書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、第7条第2項の規定により付された条件に該当しないこととなったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、第7条第2項の規定により付された条件その他伊賀市地方就職学生支援補助金交付要綱の規定に違反していないかを確認するため、必要があると認めるときは、規則第23条第1項の規定による立入調査等を行うことができる。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、三重県と伊賀市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 126 号

伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、森林整備の推進による健全な森づくりの実現に資するため、多くの人が利用するテナント・店舗等において、伊賀市産木材により木質化されたモデル店舗を創出し、木の温もりを感じられる空間を情報発信することで市内における地域材の活用を促進することを目的として交付する伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テナント・店舗等 直接顧客と対面することにより商売を行う小売業、サービス業、飲食業等の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する許可を受け、又は届出を行って営業する施設を除く。）
- (2) 地域材 市内で伐採された木材であって、木材認証制度等により伊賀市産であることの証明がなされたものをいう。
- (3) 木質化 テナント・店舗等の内装、外装、建具、什器等に地域材を使用することをいう。
- (4) 事業者 建築物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づきテナント・店舗等として使用して事業活動を行う者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において

新たにテナント・店舗等を開設し、若しくは既存のテナント・店舗等を改修する事業者又は当該テナント・店舗等の所有者であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 伊賀市暴力団排除条例（平成 23 年伊賀市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員と関係がある者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、テナント・店舗等を木質化する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 当該テナント・店舗等が原則として利用者の範囲を制限しないものであること。
- (2) 木質化により地域材が目立つ形で使用されるものであること。
- (3) 立地や用途等から市民等へ地域材に係る情報発信が期待できるものであること。
- (4) 地域材を利用した旨を看板等で明示するなど積極的に地域材の利用促進の P R が図られるものであること。
- (5) 市、県、国等による木材の活用に関する他の補助金等を受けないものであること。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する工事費並びに什器等の購入、組立て、設置及び運搬に係る経費とする。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、250 万円又は予算に定める補助金の額のいずれか低い額を限度とする。

（補助金の事前申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第 4 条第 1 項の規定による申請の前に伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金事前申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に事前の申請（以下「事前申請」という。）をしなければならない。

- (1) 補助対象者が建物又はその一部を使用していることが確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し（補助対象経費となる部分が明確となる内訳書

を含む。)

- (3) 補助対象事業の対象となる施設の工事完了後のイメージが分かるもの（工事を伴う場合に限る。）
- (4) 地域材を使用する予定の箇所及び方法が分かるもの
- (5) 地域材の使用予定量及びその積算根拠が分かるもの

2 事前申請をしようとする者が法人又は団体であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等（役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。）をいう。）の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類

（事前申請の審査及び交付申請）

第8条 市長は、事前申請があつたときは、速やかに審査し、当該事前申請に係る事業が補助対象事業に該当するか否かを決定し、その旨を伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金事前申請審査通知書（様式第2号）により当該事前申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助対象事業に該当する旨の通知を受けた者（以下「交付該当者」という。）は、当該通知に係る事業を実施し、これを完了したときは、速やかに補助金の交付の申請を行うものとする。この場合において、規則第13条第1項の規定は、適用しない。

3 前項の規定による補助金の交付の申請は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金交付申請書（様式第3号）に次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 市町村税の納税証明書（完納証明書）
- (2) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (3) 地域材を使用した箇所及び方法が分かるもの
- (4) 地域材の使用量の積算根拠が分かるもの
- (5) 地域材の証明ができるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

4 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の申請をすることができない。

- (1) 交付該当者が偽りその他不正の手段により第1項の規定による補助対象事業に該当する旨の通知を受けたとき。
- (2) 交付該当者が次条の規定による変更の届出を行わず、事前申請と異なる内容により補助対象事業を行ったとき。
- (3) 事前申請の日から1年を経過したとき。

(補助対象事業の変更等の届出)

第9条 交付該当者は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金事業変更・中止届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をした場合の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の交付の請求等)

第11条 前条第2項の通知を受けた者は、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消通知書等の様式)

第12条 補助金に係る規則第18条第3項に規定する通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

- 2 補助金に係る規則第19条第2項の規定による返還の命令は、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金返還命令書（様式第8号）により行うものとする。

(事業の普及・啓発)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係るテナント・店舗等の見学会の開催その他市が実施する地域材の普及・啓発等に協力するよう努めなければならない。

(補助金の終期)

第 14 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 127 号

伊賀市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

伊賀市就学援助費支給要綱(令和5年伊賀市告示第65号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第7号中「もの」を「場合」に改める。

別表学用品費の項中「1,100円」を「970円」に、「1,160円」を「960円」に、「2,150円」を「1,890円」に、「2,260円」を「1,940円」に改め、同表新入学児童生徒学用品費の項中「54,060円」を「57,060円(当該年度の前年度に入学準備金の支給を受けている場合は、入学準備金として支給された額を差し引いた額)」に、「69,260円」を「63,000円(当該年度の前年度に入学準備金の支給を受けている場合は、入学準備金として支給された額を差し引いた額)」に改め、「(当該年度の前年度に入学準備金の支給を受けていないものに限る。)」を削り、同表入学準備金の項中「54,060円」を「57,060円」に、「69,260円」を「63,000円」に改め、同表修学旅行費の項中「(小学生の保護者は30,000円を、中学生の保護者は70,000円を上限とする。)」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 128 号

伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱（令和 4 年伊賀市告示第 55 号）の一部を次のように改正する。

題名中「費用助成事業実施」を「受診費用助成金交付」に改める。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「多胎妊婦」を「多胎妊娠をしている妊婦」に、「妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することについて」を「交付する伊賀市多胎妊婦健康診査受診費用助成金（以下「助成金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条中「助成の」を「助成金の交付の」に、「多胎児を妊娠しているもの」を「多胎妊娠をしている妊婦」に改める。

第 3 条中「助成の対象となる妊婦健康診査」を「助成金の交付の対象となる妊婦健康診査（以下「助成対象健診」という。）」に、「伊賀市妊婦健康診査等費用助成事業実施要綱（平成 22 年伊賀市告示第 62 号）を「伊賀市妊婦健康診査受診費用助成金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 83 号）」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、「とし、助成対象者 1 人につき 5 回まで」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者 1 人につき 5 回の妊婦健康診査を限度とする。

第 4 条中「助成対象者が」の次に「助成対象健診を受診した」を加え、「受診費用に相当する」を「当該受診に要した費用の」に改め、「とし、1 回の受診につき 5,000 円を限度」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、1 回の受診につき 5,000 円を限度とする。

第5条の見出し中「交付申請」を「交付申請書の様式等」に改め、同条第1項中「助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、最終の妊婦健康診査の受診日から起算して1年以内に」を「助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成申請書」を「伊賀市多胎妊婦健康診査受診費用助成申請書」に、「市長に申請しなければならない」を「、一の妊娠期間における最後の助成対象健診を受診した日から起算して1年以内に行うものとする」に改め、同条第2項中「とし」を「であって」に、「金額」を「当該受診の費用の額」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（助成の決定及び助成金の額の確定等）

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市多胎妊婦健康診査受診費用助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市多胎妊婦健康診査受診費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（助成金の終期）

第7条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第2号中「費用助成決定通知書」を「受診費用助成金交付決定通知書」に、「費用助成金に」を「受診費用助成金に」に、「伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱第6条」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市多胎妊婦健康診査受診費用助成金交付要綱第6条第2項」に改める。

様式第3号中「費用助成不交付決定通知書」を「受診費用助成金不交付決定通知書」に、「伊賀市多胎妊婦健康診査費用の助成」を「伊賀市多胎妊婦健康診査受診費用助成金」に、「伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱第6条」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市多胎妊婦健康診査受診費用助成金交付要綱第6条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 129 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 6 年 4 月 1 日付けで出納員、現金取扱員及び物品取扱員を任免したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

出納員

1 任命する者

事務職員	竹内 義徳	総務部総務課出納員
事務職員	中山 敦司	総務部契約監理課出納員
事務職員	兼重 強	総務部秘書広報課出納員
事務職員	福森 公美	企画振興部地域創生課出納員
事務職員	佃 忠俊	企画振興部スポーツ振興課出納員
技術職員	井上 忠生	企画振興部交通戦略課
事務職員	葛原 秀哉	財務部管財課出納員
事務職員	南 一朗	人権生活環境部同和課出納員
事務職員	福田 雄高	人権生活環境部生活環境課出納員
事務職員	比口 博	さくらリサイクルセンター出納員
事務職員	岡澤 勝彦	浄化センター出納員
事務職員	川北 喜道	健康福祉部医療福祉政策課出納員
事務職員	竹森 昭治	健康福祉部こども未来課出納員
事務職員	林 裕子	健康福祉部こども未来課子育て支援室出納員
事務職員	加藤 尚美	健康福祉部こども家庭支援課出納員
事務職員	内田 充紀	健康福祉部保育幼稚園課出納員
事務職員	岡本 晃佳	健康福祉部地域包括支援センター出納員
事務職員	藤島 月美	健康福祉部保険年金課出納員
事務職員	谷口 真紀	健康福祉部健康推進課出納員

事務職員	前川 博善	産業振興部農林振興課出納員
技術職員	東 英昭	産業振興部農村整備課出納員
技術職員	川部 正章	建設部道路河川課出納員
技術職員	松尾 卓哉	建設部都市計画課出納員
消防吏員	石本 陽洋	消防本部消防総務課出納員
事務職員	服部 輝憲	地域連携部大山田支所出納員
事務職員	大岡 宏	地域連携部青山支所出納員
書記	藤岡 美穂	市議会事務局議事課出納員
事務職員	森口 慎也	教育委員会事務局教育総務課出納員
指導主事	西口 寿	教育委員会事務局学校教育課出納員
事務職員	川口 素生	教育委員会事務局生涯学習課出納員
事務職員	一路 勝巳	いがっこ給食センター夢出納員

2 免ずる者

事務職員	前田 智康	総務部総務課出納員
事務職員	藤岡 美穂	総務部契約監理課出納員
事務職員	川口 光博	総務部秘書広報課出納員
事務職員	田中 広巳	企画振興部地域創生課出納員
事務職員	岡本 晃佳	企画振興部スポーツ振興課出納員
事務職員	竹内 義徳	財務部管財課出納員
事務職員	東構 清隆	人権生活環境部同和課出納員
事務職員	福森 公美	人権生活環境部生活環境課出納員
事務職員	葛原 秀哉	さくらリサイクルセンター出納員
事務職員	比口 博	浄化センター出納員
事務職員	濱村 昭	健康福祉部医療福祉政策課出納員
事務職員	岡澤 勝彦	健康福祉部こども未来課出納員
事務職員	加藤 尚美	健康福祉部こども未来課子育て支援室出納員
事務職員	一路 勝巳	健康福祉部保育幼稚園課出納員
事務職員	前田 康人	健康福祉部保険年金課出納員
事務職員	福山 朋宏	産業振興部農林振興課出納員

技術職員	松尾 卓哉	産業振興部農村整備課出納員
技術職員	岩野 庄司	建設部道路河川課出納員
技術職員	川部 正章	建設部都市計画課出納員
消防吏員	井上 直丈	消防本部消防総務課出納員
事務職員	岡澤 桂子	地域連携部大山田支所出納員
事務職員	垣内 有美子	地域連携部青山支所出納員
書記	松山 英稔	市議会事務局議事課出納員
事務職員	川北 喜道	教育委員会事務局教育総務課出納員
事務職員	東 浩一	教育委員会事務局生涯学習課出納員
事務職員	大岡 宏	いがっこ給食センター夢出納員

現金取扱員

1 任命する者

事務職員	安場 稜	財務部収税課現金取扱員
事務職員	竹岡 重貴	財務部収税課現金取扱員
事務職員	上島 成弘	財務部収税課現金取扱員
会計年度任用職員	葛原 満	地域連携部上野支所（中瀬地区市民センター） 現金取扱員
事務職員	木澤 健司	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	西村 栄子	地域連携部伊賀支所現金取扱員
会計年度任用職員	田槇 公博	地域連携部島ヶ原支所（島ヶ原地区市民センター）現金取扱員
事務職員	西島 朋代	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	吉藤 昌代	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	今出 恵巳	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	南 寛子	地域連携部青山支所現金取扱員
会計年度任用職員	内村 昭敏	地域連携部青山支所（阿保地区市民センター） 現金取扱員
事務職員	正井 尚美	人権生活環境部人権政策課現金取扱員
事務職員	榮井 敦子	人権生活環境部同和課現金取扱員

事務職員	城島 賢	人権生活環境部同和課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	東瀬 嘉章	人権生活環境部同和課（ライトピアおおやまだ）現金取扱員
事務職員	西川 綾子	人権生活環境部生活環境課現金取扱員
事務職員	勝本 浩彰	人権生活環境部廃棄物対策課現金取扱員
事務職員	城島 賢	健康福祉部生活支援課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	市川 光智	健康福祉部こども未来課子育て支援室現金取扱員
事務職員	坂森 尚美	健康福祉部こども家庭支援課現金取扱員
事務職員	杉野 真琴	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員
事務職員	稲森 紘子	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員
事務職員	中島 千緒	健康福祉部保育幼稚園課（新居保育所）現金取扱員
事務職員	山口 由美	健康福祉部保育幼稚園課（神戸保育所）現金取扱員
事務職員	井上 裕見子	健康福祉部保育幼稚園課（希望ヶ丘保育園）現金取扱員
事務職員	栞原 紀子	健康福祉部保育幼稚園課（島ヶ原保育所）現金取扱員
事務職員	中森 知枝	健康福祉部保育幼稚園課（ともだ保育所）現金取扱員
事務職員	二階堂 樹	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	深澤 崇臣	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
技術職員	平田 文子	健康福祉部地域包括支援センター現金取扱員
事務職員	西村 直朗	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	野村 珠希	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	平岡 美香	健康福祉部健康推進課現金取扱員
事務職員	古川 満	建設部住宅課現金取扱員

事務職員	村松 聖奈	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	城島 賢	建設部住宅課（いがまち人権センター）現金取扱員
会計年度任用職員	中尾 功一	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	玉岡 まさみ	出納室現金取扱員
事務職員	松森 丈晴	教育委員会事務局学校教育課現金取扱員

2 免ずる者

事務職員	森地 孝充	財務部収税課現金取扱員
事務職員	井田 雅也	財務部収税課現金取扱員
事務職員	堂山 誉史	財務部収税課現金取扱員
事務職員	松岡 眞代	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	那波 裕子	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	高田 千恵	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	藤田 智子	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	野村 珠希	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	井上 京子	人権生活環境部人権政策課現金取扱員
事務職員	藤島 央道	人権生活環境部同和課（いがまち人権センター）現金取扱員
技術職員	柿添 主義	人権生活環境部同和課（ライトピアおおやまだ）現金取扱員
事務職員	増田 翔太	人権生活環境部生活環境課現金取扱員
事務職員	喜多田 秀樹	人権生活環境部廃棄物対策課現金取扱員
事務職員	藤島 央道	健康福祉部生活支援課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	南 寛子	健康福祉部こども未来課子育て支援室現金取扱員
事務職員	北村 知暉	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員
事務職員	高見 慈	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員
事務職員	中島 千緒	健康福祉部保育幼稚園課（希望ヶ丘保育園）現

		金取扱員
事務職員	井上 裕見子	健康福祉部保育幼稚園課（島ヶ原保育所）現金取扱員
事務職員	栗原 紀子	健康福祉部保育幼稚園課（ともだ保育所）現金取扱員
事務職員	吉藤 昌代	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	岸 翔斗	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
技術職員	山本 裕美子	健康福祉部地域包括支援センター現金取扱員
事務職員	柴井 敦子	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	井上 杏梨	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	坂森 尚美	健康福祉部健康推進課現金取扱員
事務職員	内田 恵美子	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	遊免 尚哉	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	藤島 央道	建設部住宅課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	岩野 敬子	出納室現金取扱員
事務職員	谷口 真紀	教育委員会事務局学校教育課現金取扱員

物品取扱員

1 任命する者

事務職員	神保 仁美	総務部契約監理課物品取扱員
------	-------	---------------

2 免ずる者

技術職員	磯矢 瞳	総務部契約監理課物品取扱員
------	------	---------------

伊賀市告示 130 号

伊賀市地域子育て支援センター事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域子育て支援センター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第64号）に基づく地域子育て支援拠点事業について、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として交付する伊賀市地域子育て支援センター事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地域で子育て支援センターを運営する法人等の事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域子育て支援拠点事業の実施について（令和6年3月30日こ成環第113号こども家庭庁成育局長通知）別紙地域子育て支援拠点事業実施要綱に定める事業とする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費（賃金、報償費等）（補助対象事業の実施に直接必要なものに限る。）
- (2) 需要費（消耗品費、印刷製本費等）（飲食に係るものを除く。）
- (3) 役務費（通信運搬費、傷害保険料等）
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の合計額（補助対象事業に実施に係る寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）とする。ただし、国の重層的支援体制整備事業交付金に係る地域づくり事業のうち、地域子育て支援拠点事業における基準額を限度とする。

(仕入控除税額の報告等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった補助対象事業（以下「補助事業」という。）の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定したとき（当該仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、仕入控除税額があることが確定したときは、規則第18条の規定により補助金の交付の決定の一部を取り消すものとする。

(帳簿等の保管)

第7条 規則第17条第1項の帳簿及び書類は、補助事業において取得し、又は効用の増加した財産があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、当該財産の処分が完了する日又は規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限に関し市長が定める期間等)

第8条 補助事業において取得し、又は効用の増加した財産に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年こども家庭庁告示第9号）に規定する期間とし、同条第2号に規定する市長が指定するものは、1件の取得価額が30万円以上のものとする。

(補助金の終期)

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 131 号

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成 20 年伊賀市告示第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（寄附金の募集）

第 2 条 市長は、次のとおり用途を明示して寄附金を募集するものとする。

- (1) 誰もが希望をもって働くことができるまちづくりに関する事業
- (2) 安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりに関する事業
- (3) 心豊かに暮らし続けることができるまちづくりに関する事業
- (4) 魅力を高め、にぎわいと交流を生み出すまちづくりに関する事業
- (5) 自治体におまかせ

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、同項各号に掲げるものとは別に個別具体の事業を用途として寄附金を募集することができる。

第 3 条中「寄附金」の次に「の額」を加える。

第 4 条の見出し中「受入」を「寄附の申込み等」に改め、同条第 1 項中「寄附金は」を「寄附金の寄附の申込みは」に、「受付ける」を「行う」に改め、同項ただし書中「に規定する事業の」を「の規定により募集する」に、「フォームによる受付に限るものとする」を「申込フォームに限る」に改め、同条第 2 項中「寄附金の」の次に「寄附の」を加え、「される場合は、受入を拒否し、若しくは」を「するときは、寄附金の寄附の申込みを拒否し、又は」に改め、同条第 3 項中「決定をした場合」を「規定により寄附金の寄附の申込みを拒否し、又は収受した寄附金を返還するとき」に改める。

第7条第1項中「寄附金額」を「当該寄附金の額」に改め、「以内」の次に「の額」を、「贈呈する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「ものとする」を削り、「消費税」の次に「及び地方消費税」を加える。

第8条中「贈呈する」の次に「ものとする」を加え、同条第1号中「4月1日から翌年3月31日まで（以下「年度」という。）の寄附金額」を「寄附金の額」に、「の場合は50万円以上、団体の場合は」を「にあつては50万円以上、法人その他の団体にあつては」に、「個人、団体ともに同一年度に」を「一会計年度における寄附金（当該会計年度において）」に、「寄附金額を」を「寄附金を」に改め、「除く。）」の次に「の額の合計額がそれぞれの金額以上である場合を含む。）」を加え、同条第2号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第9条中「について」及び「ものとする」を削る。

第10条中「市長」を「、市長」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 132 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 133 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 134 号

伊賀市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市不妊治療費助成事業実施要綱（令和 5 年伊賀市告示第 66 号）の一部を次のように改正する。

題名中「助成事業実施」を「助成金等交付」に改める。

目次中「助成」を「助成金」に、「第 22 条」を「第 21 条」に改める。

第 1 条中「の一部を助成することに」を「に対し交付する伊賀市不妊治療費助成金等（以下「助成金」という。）」に改め、「関し」の次に「、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」を加える。

第 2 条の見出し中「助成」を「助成金」に改め、同条中「この要綱による助成」を「助成金」に改め、同条各号中「助成」を「助成金」に改める。

第 2 章の章名中「助成」を「助成金」に改める。

第 3 条の見出し中「助成の」を「助成金の交付」に改め、同条中「助成」を「助成金の交付」に改める。

第 4 条の見出し及び同条第 1 項中「助成の」を「助成金の交付の」に改め、同条第 3 項中「助成の交付」を「助成金の交付」に、「助成の対象」を「助成金の交付の対象」に改める。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「助成の」を「助成金の」に改め、同条第 2 項中「助成」を「助成金の交付回数」に改める。

第 6 条の見出し中「助成の交付申請」を「助成金の交付申請書の様式等」に改め、同条中「助成の交付を受けようとする者は」を「助成金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「助成等交付申請書」を「助成金等交付申請書」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第 1 号を次の

ように改める。

(1) 不妊治療受診等証明書（様式第2号）

第7条を次のように改める。

（不妊治療費助成金の交付決定等の通知書の様式）

第7条 不妊治療費助成金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市不妊治療費助成金等交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による不妊治療費助成金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市不妊治療費助成金等不交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

第3章の章名中「助成」を「助成金」に改める。

第8条の見出し中「助成の」を「助成金の交付」に改め、同条中「助成」を「助成金の交付」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「助成」を「助成金の交付」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「助成」を「助成金」に改め、同条第2項中「助成」を「助成金の交付」に改める。

第11条の見出し中「助成」を「助成金」に改め、同条中「助成の交付を受けようとする者は」を「助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「申請する」を「行う」に改める。

第12条を次のように改める。

（先進医療費助成金の交付決定等）

第12条 先進医療費助成金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による通知と併せて行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による先進医療費助成金を交付しないことの決定の通知は、第7条第2項の規定による通知と併せて行うものとする。

第4章の見出し中「助成」を「助成金」に改める。

第13条の見出し中「助成の」を「助成金の交付」に改め、同条中「助成の対象者」を「助成金の交付の対象者」に改め、同条第2号中「助成の対象と」を「助成金の交付の対象と」に改める。

第14条の見出し中「助成対象」を「助成金の交付の対象」に改め、同条中「助成」を「助成金の交付」に改める。

第15条の見出し中「助成」を「助成金」に改め、同条第1項中「助成の額」を「助成金の額」に、「助成の対象」を「助成金の交付の対象」に改め、同条第2項中「助成は」を「助成金の交付回数」に、「助成の」を「助成金の交付の」に改める。

第16条の見出し中「助成の交付申請」を「助成金の交付申請書の様式等」に改め、同条中「助成の交付を受けようとする者は」を「助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「助成交付申請書」を「助成金交付申請書」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 保険適用終了後の特定不妊治療受診証明書（様式第6号）

第17条を次のように改める。

（保険適用終了後の特定不妊治療費助成金の交付決定等の通知書の様式）

第17条 保険適用終了後の特定不妊治療費助成金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市保険適用終了後の特定不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による保険適用終了後の特定不妊治療費助成金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市保険適用終了後の特定不妊治療費助成金不交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

第18条を削る。

第19条第1項中「各助成の」を「助成金のいずれかの」に改め、「者」の次に「（以下この条において「受給者」という。）」を加え、「各助成に」を「助成金に」に改め、同条第2項及び第3項中「各助成の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条を第18条とする。

第20条を削る。

第21条中「各助成」を「助成金」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（助成金の終期）

第20条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第22条中「各助成」を「助成金」に改め、同条を第21条とする。

様式第1号中「伊賀市不妊治療費助成等交付申請書」を「伊賀市不妊治療費助成金等交付申請書」に、「伊賀市不妊治療費助成事業受診等証明書」を「不妊治療受診等証明書」に

改める。

様式第2号中「伊賀市不妊治療費助成事業受診等証明書」を「不妊治療受診等証明書」に改める。

様式第3号中「伊賀市不妊治療費助成等交付決定通知書」を「伊賀市不妊治療費助成金等交付決定通知書」に、「助成等に」を「助成金等に」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱第7条第1項及び第12条第1項の規定により」を加え、「不妊治療費助成 _____円」を「不妊治療費助成金 _____円」に、「先進医療費助成円」を「先進医療費助成金 _____円」に改める。

様式第4号中「伊賀市不妊治療費助成等不交付決定通知書」を「伊賀市不妊治療費助成金等不交付決定通知書」に、「不妊治療費助成等に」を「不妊治療費助成金等に」に、「不交付とする」を「交付しない」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱第7条第2項及び第12条第2項の規定により」を加え、「教示」、「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊賀市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。」及び「2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀市を被告として（訴訟において伊賀市を代表する者は、伊賀市長となります。）提起することができます。ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を削る。

様式第5号中「助成交付申請書」を「助成金交付申請書」に、「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」を「特定不妊治療受診等証明書」に改める。

様式第6号中「伊賀市保険適用終了後の特定不妊治療費助成事業受診証明書」を「保険適用終了後の特定不妊治療受診証明書」に改める。

様式第7号中「助成交付決定通知書」を「助成金交付決定通知書」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱第17条第1項の規定により」を加える。

様式第8号中「助成不交付決定通知書」を「助成金不交付決定通知書」に、「不交付とする」を「交付しない」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱第17条第2項の規定により」を加え、「教示」、

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊賀市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。」及び「2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀市を被告として（訴訟において伊賀市を代表する者は、伊賀市長となります。）提起することができます。ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第135号

伊賀市戦没者等追悼・平和祈念事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市戦没者等追悼・平和祈念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戦没者及び戦災物故者を追悼し、恒久平和を祈願するとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、恒久平和への誓いを広く市民に伝え、次世代に引き継ぐための事業を実施する団体を支援することを目的として交付する伊賀市戦没者等追悼・平和祈念事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる事業（政治的又は宗教的な活動と認めるものを除く。以下「補助対象事業」という。）の全てを実施する伊賀市内の団体とする。

- (1) 戦没者又は戦災物故者（第3号において「戦没者等」という。）の追悼に関する事業
- (2) 戦争の悲惨さ、平和の尊さ、恒久平和への誓いを広く市民に伝え、次世代に引き継ぐ事業
- (3) 戦没者等の慰霊碑（市の所有に属するものを除く。）及びその周辺の環境を整備する事業

(交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費

- (3) 消耗品費
- (4) 食糧費（補助対象事業の実施に直接必要となるものに限る。）
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 手数料
- (8) 委託費
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 分担金及び負担金
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の合計額とする。
（補助金の終期）

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。
（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 136 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定した指定納付受託者について、次のとおり変更したので、伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）第 17 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
SB ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
- 2 変更した事項
 - (1) 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
変更後 オンライン申請による証明書発行に係る手数料及び郵送料
 - (2) 指定期間
変更後 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 変更した日
令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 137 号

伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成 30 年伊賀市告示第 213 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、予算の範囲内において補助金を」を削り、「ことに関し」を「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）について」に改め、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 3 条の見出しを「(交付の対象となる工事)」に改め、同条第 1 項中「に存し、道路」を「の道路」に、「のうち、地震」を「で地震」に、「満たさない塀」を「満たさないものに限る。」に改め、「、かつ」を削り、「をすべて」を「の全てを」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

第 3 条第 2 項中「同一」を「一体的」に、「補助対象と」を「補助金の交付の対象と」に改める。

第 4 条の見出しを「(交付の対象となる者)」に改め、同条中「補助対象工事を行う所有者」を「補助対象工事に係るブロック塀等の所有者で、当該補助対象工事を行うもの」に改め、同条ただし書中「の各号」を削り、同条第 1 号中「、地方公共団体」を「若しくは地方公共団体」に改め、同条第 2 号中「この要綱に基づく」を削る。

第 5 条中「を比較し、いずれか」を「のいずれか」に、「がある」を「を生じた」に、「これ」を「その端数」に改め、「し、150,000 円を限度と」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、150,000 円を限度とする。

第6条の見出し中「交付申請」を「交付の申請書の様式等」に改め、同条中「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請」に、「あらかじめブロック塀等撤去費補助金交付申請書」を「同項の規定にかかわらず、伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書」に、「次の各号」を「次に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（工事計画の変更等の承認申請書の様式）

第7条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市ブロック塀等撤去費補助金工事計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）に、変更の内容が分かる書類を添付して行うものとする。

（補助金の交付決定の通知書の様式）

第8条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第3項の規定にかかわらず、補助金に係る同項の規定による変更の承認の通知は伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しの通知は伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

第9条を削る。

第10条の見出しを「（実績報告書の様式等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市ブロック塀等撤去費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

第10条第1項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の額の確定通知書の様式）

第10条 規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市ブロ

ック塀等撤去費補助金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

第11条を削る。

第12条第1項中「申請者は、前条の確定通知」を「前条の通知を受けた者は、当該通知」に、「以内」を「を経過する日まで」に、「ブロック塀等撤去費補助金支払請求書」を「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書」に、「を市長に提出し」を「により市長に補助金の支払を請求し」に改め、同条第2項中「請求の」を「規定による請求が」に改め、「申請者に」を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の終期）

第12条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第13条から第15条までを削る。

第16条を第13条とする。

様式第1号中「ブロック塀等撤去費補助金交付申請書」を「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書」に、「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金」を「 年度ブロック塀等撤去費補助金」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条の規定により」を加える。

様式第2号から様式第5号までを次のように改める。

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

様式第6号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「ブロック塀等撤去費補助対象工事完了実績報告書」を「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金実績報告書」に、「付 第 号により補助金交付決定」を「付け伊賀市指令 第 号で交付決定」に、「ブロック塀等撤去費補助対象工事」を「 年度伊賀市ブロック塀等撤去費補助金」に、「下記のとおり」を「撤去工事を」に、「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条」に、「関係書類を添えて」を「下記のとおり」に改める。

様式第7号を次のように改める。

【様式第7号】

様式第8号中「第12条」を「第11条」に、「ブロック塀等撤去費補助金支払請求書」を「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書」に、「補助金を」を「伊賀市ブロック塀等撤去費補助金を」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 138 号

伊賀市消防施設関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市消防施設関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市消防施設関係補助金交付要綱（平成 17 年伊賀市告示第 208 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「で行う消防用施設」を「が消防施設を整備し、常に有効な状態にすることを目的として、消防施設」に、「及び」を「又は」に、「のうち材料費に係る経費」を「に対し交付する伊賀市消防施設新設等補助金（以下「補助金」という。）」に、「市がこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、消防施設の維持管理を確実にして、常に有効な状態に管理することを目的」を「伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条中「要綱で「消防施設」を「要綱において消防施設」に、「次」を「、次」に改め、同条第 3 号中「警鐘台及びホース乾燥柱」を「ホース乾燥施設」に改める。

第 9 条中「この補助金の交付に」及び「について」を削り、「伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）の定めるところによる」を「市長が別に定める」に改め、同条を第 12 条とする。

第 7 条及び第 8 条を削る。

第 6 条の見出し中「実績報告」を「実績報告書の様式」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

補助金に係る規則第 12 条第 1 項の規定による届出は、伊賀市消防施設新設等補助金交付事業着手届（様式第 3 号）により行うものとする。

第 6 条第 2 項中「自治会は事業が完了したとき、伊賀市消防施設関係補助金実績報告書」

を「補助金に係る規則第 12 条第 2 項の規定による報告は、伊賀市消防施設新設等補助金実績報告書」に、「、市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項第 1 号中「及び」を「又は」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同項第 2 号とし、同条第 3 項を削り、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（補助金の額の確定通知書の様式）

第 9 条 補助金に係る規則第 14 条第 2 項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市消防施設新設等補助金交付確定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 前条の通知を受けた者は、伊賀市消防施設新設等補助金交付請求書（様式第 6 号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の終期）

第 11 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

第 5 条の見出しを「（補助金の交付決定の通知書の様式）」に改め、同条中「市長は、前条の申請に基づき、内容を審査し、補助金を支給すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し伊賀市消防施設関係補助金交付決定通知書」を「補助金に係る規則第 7 条第 1 項の規定による交付の決定の通知は、伊賀市消防施設新設等補助金交付決定通知書」に、「申請者に通知する」を「行う」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条の見出しを「（補助金の交付の申請書の様式等）」に改め、同条第 1 項中「自治会等が補助金の交付を受けようとするときは、自治会等の代表者（以下「申請者」という）は伊賀市消防施設関係補助金交付申請書」を「補助金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市消防施設新設等補助金交付申請書」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項第 1 号中「を証する」を「の内容及び金額が分かる」に改め、同項第 2 号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 6 条とする。

第 3 条の見出し中「限度額」を「額」に改め、同条中「市が交付する」を削り、「1 件 50 万円を超えて交付することが出来ない」を「補助対象経費の額とする」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、消防施設 1 件につき当該消防施設の新設又は修理に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 50

万円のいずれか低い額を限度とする。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(補助金の交付の対象となる団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第1条に規定する自治会等とする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、消防施設の新設又は修理に要する費用のうちの材料費とする。

様式第1号中「第4条関係」を「第6条関係」に、「伊賀市消防施設関係補助金交付申請書」を「伊賀市消防施設新設等補助金交付申請書」に、「伊賀市消防施設関係補助金交付要綱第4条」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱第6条」に、「事業総金額」を「総事業費」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第3号中「第6条関係」を「第8条関係」に、「伊賀市消防施設関係補助金交付事業着手届」を「伊賀市消防施設新設等補助金交付事業着手届」に、「付け」を「付け 第 号」に、「伊賀市消防施設関係補助金交付要綱第6条第1項」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第1項及び伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱第8条第1項」に改める。

様式第4号中「第6条関係」を「第8条関係」に、「伊賀市消防施設関係補助事業実績報告書」を「伊賀市消防施設新設等補助事業実績報告書」に、「付け」を「付け 第 号」に、「伊賀市消防施設関係補助金交付要綱第6条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱第8条第2項」に、「事業送金額」を「総事業費」に改め、「別紙に」を削る。

様式第5号を次のように改める。

【様式第5号】

様式第6号中「第8条関係」を「第10条関係」に、「伊賀市消防施設関係補助金交付請求書」を「伊賀市消防施設新設等補助金交付請求書」に、「付け」を「付け 第 号」に、「伊賀市消防施設関係補助金交付要綱第8条」を「伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱第

「

10 条」に改め、

内	訳	原材料費	円
---	---	------	---

を

」

削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号、様式第3号、様式第4号又は様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第139号

伊賀市保護司会補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市保護司会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀保護司会の活動経費の一部を補助することにより、社会奉仕の精神をもって、犯罪や非行をした者の再犯防止と改善更生を助けるとともに、地域の犯罪や非行の予防活動を推進し更生保護の強化を図ることを目的として交付する伊賀市保護司会補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、伊賀保護司会とする。

(交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる活動に必要な経費（負担金を含み、食糧費のうち当該活動に直接必要としないもの並びに慶弔費、懇親会費、交際費及びこれらに類する経費を除く。）とする。

- (1) 保護司の職務に必要な資料及び情報の収集
- (2) 保護司の職務に関する研修及び調査研究
- (3) 保護司の人材確保及び育成の促進に関する活動
- (4) 犯罪予防活動、街頭指導、社会を明るくする運動等地域福祉に資する活動

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっている経費については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度の補助対象経費の額の合計額とする。ただし、予算に定める補助金の額を限度とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 140 号

伊賀市小規模事業資金等融資制度保証料補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市小規模事業資金等融資制度保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市の経済活動の大半を占める中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が利用する三重県中小企業融資制度に係る保証料の一部を補助することにより中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図ることを目的として交付する伊賀市小規模事業資金等融資制度保証料補助金について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に主たる事業所又は営業所を有する中小企業者のうち、三重県中小企業融資制度の小規模事業資金又は創業・再挑戦アシスト資金（以下「対象資金」という。）の融資を三重県信用保証協会の保証を得て受けたものであって、かつ、市税の滞納がないものとする。

(交付の対象となる費用)

第 3 条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、前年度において受けた対象資金の融資に係る三重県信用保証協会に対し当該年度に支払う保証料とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象費用の額の 2 分の 1 に相当する額（100 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市小規模事業資金等融資制度保証料補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 三重県信用保証協会発行の信用保証書の写し
- (2) 借入金融機関発行の補助対象費用の支払済証明書の写し又はそれに準ずるもの
- (3) 市税完納証明書（申請日前30日以内に発行のものに限る。）
- (4) 三重県信用保証協会発行の繰上償還による返戻保証料の額等の通知書類（繰上償還した場合に限る。）

（補助金の交付の決定及び交付額の確定等）

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市小規模事業資金等融資制度保証料補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年度の補助金の額の特例）

- 2 令和6年度に限り、補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、補助対象費用の額とする。ただし、三重県中小企業融資制度の小規模事業資金に係る保証料については15万円を、創業・再挑戦アシスト資金に係る保証料については10万円を限度とする。

伊賀市告示第 141 号

伊賀市中小企業振興事業資金利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市中小企業振興事業資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市の経済活動の大半を占める中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が経営の改善を図るために利用する日本政策金融公庫の融資制度の資金の返済に係る利子の一部を補給することにより中小企業者の負担を軽減し、経営の改善を促進することを目的として交付する伊賀市中小企業振興事業資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に主たる事業所又は営業所を有し、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合等の経営指導を受けている中小企業者のうち、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の貸付け又は生活衛生改善貸付（以下「対象貸付け」という。）を受けたものであって、かつ、市税を滞納していないものとする。

(交付の対象となる費用)

第 3 条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、前々年 11 月から前年 10 月までの間に受けた対象貸付けに対し支払った貸付利子（第 1 回から第 12 回までの分に限る。）とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象費用の額の 2 分の 1 に相当する額（100 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市中小企業振興事業資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 日本政策金融公庫発行の支払額明細書（償還予定表）の写し
- (2) 日本政策金融公庫発行の支払済額明細書又は利息支払証明書
- (3) 市税完納証明書（申請日前30日以内に発行のものに限る。）

（補助金の交付の決定及び交付額の確定等）

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市中小企業振興事業資金利子補給補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年度の補助金の額の特例）

- 2 令和6年度に限り、補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、補助対象費用の額（当該補助対象費用に係る貸付利子の利率が年1.0%を超えるときは、当該利率を年1.0%として計算した額）とする。

伊賀市告示第 142 号

伊賀市乳幼児等任意予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市乳幼児等任意予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市乳幼児等任意予防接種費用助成事業実施要綱（平成24年伊賀市告示第183号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市乳幼児等任意予防接種費用助成金交付要綱

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「に係る費用の一部を助成することにより、その」を「の」に改め、「目的」の次に「として交付する伊賀市乳幼児等任意予防接種費用助成金（以下「助成金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるもの」を加える。

第2条を削る。

第3条中「交付対象者」を「交付の対象となる者」に、「者と」を「ものと」に改め、同条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条中「交付対象」を「交付の対象」に、「対象年齢及び接種回数」を「対象年齢等及び助成回数」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「あたり」を「当たり」に、「実際の接種費用」を「当該予防接種の接種に要した費用」に改め、「又は別表に定める助成限度額のいずれか低い額」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表に定める助成限度額を限度とする。

第6条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（助成回数の限度）

第5条 助成金の交付は、予防接種の種類に応じ、別表に定める回数を限度とする。

(助成金の受給権者)

第6条 助成金の受給権者は、対象者又はその保護者とする。

- 2 対象者が指定医療機関（市と委託契約を締結した伊賀医師会又は名賀医師会に属する医療機関のうち予防接種の実施を承諾した医療機関をいう。以下同じ。）で予防接種を受けたときは、前項の規定により受給権者となる当該対象者又はその保護者が当該指定医療機関に助成金の受領を委任したものとみなす。この場合において、当該指定医療機関は、対象者及びその保護者に対し当該予防接種に係る費用の負担を請求することができない。

第7条の見出し中「交付等」を「交付の申請等」に改め、同条第1項を次のように改める。

助成金の交付を受けようとする受給権者（前条第2項の規定により助成金の受領を委任したものとみなされたものを除く。）は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じ、当該各号に定める書類に当該予防接種の接種に要した費用の額が確認できる領収書を添付し、市長が別に定める日までに市長に申請するものとする。

- (1) おたふくかぜ及び乳幼児インフルエンザ 伊賀市乳幼児任意予防接種費用助成申請書（様式第1号）
- (2) 妊娠希望者等風しん 伊賀市妊娠希望者等風しん予防接種費用助成申請書（様式第1号の2）

第7条第2項中「前項第1号により助成金の交付を受けようとする医療機関」を「前条第2項の規定により助成金の受領を委任されたものとみなされた指定医療機関は、助成金の交付を受けようとするとき」に、「伊賀市乳幼児おたふくかぜ予防接種予診票（様式第1号。以下「予診票」という。）」を「当該予防接種の予診票」に、「翌月」を「当該予防接種を行った日の翌月」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第8条を次のように改める。

(助成金の終期)

第8条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第9条を削る。

第10条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定による報告を受けた場合」を「予防接

種に起因する健康被害が予防接種の被接種者に生じたとき」に改め、同項を同条とし、同条を第9条とする。

第11条及び第12条を削る。

第13条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第10条とする。

別表中「第5条、第6条」を「第4条、第5条」に、

「		「												
<table><tr><th>助成限度額及び回数</th></tr><tr><td>1 回1, 500円× 毎年度 2 回</td></tr><tr><td>1 回2, 500円× 1 回</td></tr><tr><td>1 回5, 000円× 1 回</td></tr></table>	助成限度額及び回数	1 回1, 500円× 毎年度 2 回	1 回2, 500円× 1 回	1 回5, 000円× 1 回	を	<table><tr><th>助成限度額</th><th>回数</th></tr><tr><td>接種 1 回当たり 1, 500円</td><td>毎年度 2 回</td></tr><tr><td>接種 1 回当たり 2, 500円</td><td>1 回</td></tr><tr><td>接種 1 回当たり 5, 000円</td><td>1 回</td></tr></table>	助成限度額	回数	接種 1 回当たり 1, 500円	毎年度 2 回	接種 1 回当たり 2, 500円	1 回	接種 1 回当たり 5, 000円	1 回
助成限度額及び回数														
1 回1, 500円× 毎年度 2 回														
1 回2, 500円× 1 回														
1 回5, 000円× 1 回														
助成限度額	回数													
接種 1 回当たり 1, 500円	毎年度 2 回													
接種 1 回当たり 2, 500円	1 回													
接種 1 回当たり 5, 000円	1 回													
」		」												

に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第1号の次に次の1様式を加える。

【様式第1号の2】

様式第8号から様式第10号までを削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 143 号

伊賀市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市不育症治療費助成事業実施要綱（令和 5 年伊賀市告示第 67 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市不育症治療費助成金交付要綱

第 1 条中「、当該夫婦が受ける不育症の治療等に要する費用の一部を助成すること」を「交付する伊賀市不育症治療費助成金（以下「助成金」という。）」に改め、「関し」の次に「、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」を加える。

第 2 条の見出し中「助成」を「助成金の交付」に改め、同条中「この要綱による助成（以下「助成」という。）」を「助成金の交付」に改め、「なる治療」の次に「（以下「治療」という。）」を加え、「（以下「治療」という。）」を削る。

第 3 条の見出し及び各号列記以外の部分中「助成」を「助成金の交付」に改め、同条第 1 号中「限る。）」を「限る。第 5 条第 5 号において「事実婚の夫婦」という。）（次号において「夫婦」という。）」に改め、同条第 2 号中「助成の」を「助成金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による」に改める。

第 4 条の見出しを「（助成金の額及び交付の回数）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「助成」を「助成金」に改め、「し、10 万円を限度と」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、10 万円を限度とする。

第 4 条第 2 項中「助成の回数」を「助成金の交付の回数」に改める。

第 5 条の見出しを「（助成金の交付申請書の様式等）」に改め、同条中「助成の交付を受けようとする者は」を「助成金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規

定にかかわらず」に、「伊賀市不育症治療費助成交付申請書」を「伊賀市不育症治療費助成金交付申請書」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第1号中「不育症治療費助成事業受診等証明書」を「不育症治療受診等証明書」に改める。

第6条を次のように改める。

(助成金の交付決定等の通知書の様式)

第6条 助成金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市不育症治療費助成金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市不育症治療費助成金不交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

第7条及び第8条を削る。

第9条の見出し中「助成台帳」を「台帳」に改め、同条中「助成の」を「助成金の」に、「伊賀市不育症治療費助成事業台帳」を「台帳」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(助成金の終期)

第8条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第10条中「助成」を「助成金」に改め、同条を第9条とする。

様式第1号中「伊賀市不育症治療費助成交付申請書」を「伊賀市不育症治療費助成金交付申請書」に、「不育症治療費の助成」を「伊賀市不育症治療費助成金の交付」に、「不育症治療費助成事業受診等証明書」を「不育症治療受診等証明書」に改める。

様式第2号中「不育症治療費助成事業受診等証明書」を「不育症治療受診等証明書」に改める。

様式第3号中「伊賀市不育症治療費助成交付決定通知書」を「伊賀市不育症治療費助成金交付決定通知書」に、「不育症治療費助成に」を「不育症治療費助成金に」に改め、「の」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市不育症治療費助成金交付要綱第6条第1項の規定により」を加える。

様式第4号中「伊賀市不育症治療費助成不交付決定通知書」を「伊賀市不育症治療費助成金不交付決定通知書」に、「不育症治療費助成に」を「不育症治療費助成金に」に、「不交付とする」を「交付しない」に改め、「の」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7

条第2項及び伊賀市不育症治療費助成金交付要綱第6条第2項の規定により」を加え、「教示」、「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊賀市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。」及び「2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀市を被告として（訴訟において伊賀市を代表する者は、伊賀市長となります。）提起することができます。ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 144 号

伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱（令和4年伊賀市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「協力隊」を「地域おこし協力隊」に、「協力隊の」を「地域おこし協力隊の」に改め、「、予算の範囲内で」を削り、「第26条」を「第25条から第27条まで」に改める。

第3条第2号中「任期満了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期満了」を「任期の初日から1年を経過し、かつ、任期満了」に、「以内である」を「を経過していない」に改め、同条第5号中「伊賀市起業・事業承継促進事業補助金」を「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱（平成31年伊賀市告示第42号）の規定による補助金」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

第5条中「とし、100万円を限度」を「（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同条ただし書中「補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てた額」を「100万円を限度」に改める。

第6条中「補助金の交付の条件は」を「市長は、補助金の交付を決定するときは、規則第6条第1項第4号に掲げるものとして」に、「ものとし、補助金の交付は、地域おこし

協力隊1人について1回に限る」を「条件を付する」に改め、同条第3号中「行こと」を「行うこと」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付は、地域おこし協力隊1人につき1回に限るものとする。

第7条の見出し中「申請」を「申請書の様式等」に改め、同条中「の交付を受けようとする者（以下「申請書」という。）は」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第8条を削る。

第9条の見出し中「変更等」の次に「の承認申請書等の様式」を加え、同条第1項中「前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、起業又は事業承継（以下「起業等」という。）の計画を変更しようとするとき、又は起業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に申請し、承認を受けなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出しを「（実績報告書の様式等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「補助事業者は、起業等を完了したときは」を「補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に報告しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項第1号中「補助金等交付決定通知書」を「補助金に係る交付決定の通知書」に改め、同項第7号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同項を同条とし、同条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条中「権利」を「権原」に改め、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条中「補助事業者」を「者」に、「を受けた」を「の決定を受けた日の属する」に

改め、同条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第18条第1項第4号に該当することにより同項の規定による補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該交付の決定を受けた者が地域おこし協力隊を退任後に本市に定住していた期間に応じ別表に定める率に相当する部分の決定を取り消すものとする。

(補助金の終期)

第13条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第15条を削り、第16条を第14条とする。

別表中「第15条」を「第12条」に改める。

様式第1号中「伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱」に改める。

様式第5号中「第9条」を「第8条」とし、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第6条第2項及び伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により」を加える。

「

様式第6号中「第9条」を「第8条」に、「年 月 日」を 第 号
年 月 日

」

に、「承認します」を「承認するので、伊賀市補助金等交付規則第7条第3項及び伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します」に改める。

様式第7号中「第10条」を「第9条」に改め、「実績を」の次に「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び」を加える。

様式第8号中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第9号中「第14条」を「第11条」に改め、「ついて」の次に「、伊賀市地域おこし

協力隊起業支援補助金交付要綱第11条の規定により」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号、様式第5号、様式第7号又は様式第9号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 145 号

伊賀市大山田財産区における林道事業等に対する補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市大山田財産区における林道事業等に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大山田支所管内の林業振興を図るため、伊賀市大山田財産区（以下「財産区」という。）が林業用施設の補修及び維持に係る費用に対し交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「林業用施設」とは、財産区内に存し、山の保育を目的に行う間伐等のために整備する作業道、林道その他の林業用施設をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、大山田支所管内の区又は団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 林業用施設の補修に要する経費

(2) 林業用施設の維持に要する砕石、生コンクリート等の原材料費

2 補助金の額は、補助対象経費の額（県、市等の他の補助制度により補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を除いた額）の100分の50に相当する額とする。ただし、1事業につき、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市大山田財産区における林道事業等に対する補助金交付申請書（様式第 1 号）に次

に掲げる書類を添えて、伊賀市大山田財産区管理者（以下「管理者」という。）に行うものとする。

- (1) 収支予算書（様式第1号の2）
- (2) 該当箇所の位置図及び現況写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第6条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定は、同項の規定にかかわらず、管理者が行うものとする。

- 2 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市大山田財産区における林道事業等に対する補助金交付決定通知書（様式第2号）により管理者が行うものとする。
（着手及び実績報告）

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業の着手の届出は、同項の規定にかかわらず、事業着手届（様式第3号）により管理者に行うものとする。

- 2 規則第12条第2項の規定による補助事業の完了の報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市大山田財産区における林道事業等に対する実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて管理者に行うものとする。
 - (1) 補助対象経費の内容及び額の内訳書
 - (2) 工事写真及び完成写真
 - (3) 補助対象経費に係る領収書又はこれに代わる書類
 - (4) 県、市等による補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の交付決定通知書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類
（補助金の額の確定）

第8条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市大山田財産区における林道事業等に対する補助金交付確定通知書（様式第5号）により管理者が行うものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付は、伊賀市大山田財産区における林道事業等に対する補助金請求書（様式第6号）による請求に基づき行うものとする。

(規則の規定の読替え)

第10条 第5条から第8条までに規定するもののほか、規則の規定の適用については、当該規定中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 146 号

伊賀市乳児一般健康診査費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市乳児一般健康診査費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく乳児を対象とした健康診査（以下「乳児一般健康診査」という。）の費用を助成することにより、乳児の健康管理の充実及び保護者等の経済的負担の軽減を図ることを目的に交付する伊賀市乳児一般健康診査費用助成金（以下「助成金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成金交付対象者」という。）は、原則として生後 4 か月又は10か月で乳児一般健康診査を受診した乳児であつて、当該乳児一般健康診査を受診する時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により伊賀市の住民基本台帳に記録されているものの保護者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付の対象となる費用)

第 3 条 助成金の交付の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、助成金交付対象者が指定医療機関（三重県市長会が市の委任を受けて三重県医師会又は三重病院協会と締結した委託契約（以下「県委託契約」という。）により乳児一般健康診査を実施する医療機関をいう。以下同じ。）以外の医療機関等で受診した乳児一般健康診査に要した費用とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、助成対象費用の額とする。ただし、県委託契約に定める乳児一般健康診査の契約単価の額を限度とする。

(助成金の交付の申請書の様式等)

第5条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市乳児一般健康診査費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、乳児一般健康診査を受けた日から90日以内に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 医療機関等から発行された領収書の写し（乳児一般健康診査の領収書であると分かるもの）
- (2) 医療機関等により診査結果が記入された4か月児一般健康診査結果票又は10か月児一般健康診査結果票
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付等)

第6条 助成金の交付は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、規則第5条第1項の規定により交付の決定をした後に当該助成金の交付の申請をした者の指定する口座への振込みにより行うものとする。この場合において、規則第14条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を行ったときは、その交付をもって規則第7条第1項の規定による助成金の交付の決定の通知に代えることができる。

3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市乳児一般健康診査費用助成金不交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(助成金の終期)

第7条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(伊賀市乳児一般健康診査費用助成事業実施要綱の廃止)

2 伊賀市乳児一般健康診査費用助成事業実施要綱（平成22年伊賀市告示第63号）は、廃止する。

伊賀市告示第 147 号

伊賀市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市移住支援補助金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条及び第 26 条」を「。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条まで」に改める。

第 2 条中「から第 5 号までのいずれか」を「又は第 4 号」に改め、同条ただし書を削り、同条第 1 号ア(1)中「在住又は」を「在住していた又は」に改め、「条件不利地域」の次に「（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）」を、「在住し」の次に「、かつ」を加え、「限る」を「限り、東京圏のうちの条件不利地域外の地域に在住していた者であって、東京 23 区内の大学等へ通学し、かつ、東京 23 区内の企業等へ就職したものについては、当該通学を含む」に改め、同号ア(1)中「在住又は」を「在住していた又は」に改め、「在住し」の次に「、かつ」を加え、同号イただし書を削り、同号イ(1)中「3 月以上」を削り、同条第 2 号ウを削り、同号エ中「3 月以上」を削り、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同条第 3 号ア(1)中「、申請時において連続して 3 月以上在職し」を削り、同号ア(1)中「(1)」を「就業先」に改め、同号イ(1)中「、申請時において連続して 3 月以上在職し」を削り、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「が実施する「一日移住体験ツアー “ぐるっと伊賀巡り”」に参加した実績を有する者であること、又は伊賀市内の小学校、中学校若しくは高等学校を卒業した申請時点において満 45 歳未満の者であって、3 親等内の親族が市内に在住している」を「に転入した日において満 50 歳未満であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

伊賀市告示第 148 号

伊賀市一時預かり事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市一時預かり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的に交付する伊賀市一時預かり事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、都道府県知事の許可を得て伊賀市内に設置された私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園を運営する者であつて、一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付について（令和 5 年 9 月 7 日付け成事第 481 号こども家庭庁長官通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）第 3 条に定める一時預かり事業をいう。）を実施するものとする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一時預かり事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額と国交付要綱別紙の表一時預かり事業の項 3 基準額の欄に定める額を比較して少ない方の額とする。ただし、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を限度とする。

(仕入控除税額の報告等)

第 5 条 補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、市長が仕入控除税額に相当する補助金の返還を求めたときは、補助金の交付を受けた者は、これを返還するものとする。

（補助金の終期）

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 149 号

伊賀市延長保育事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市延長保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、通常の利用時間以外の時間において保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的に交付する伊賀市延長保育事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、都道府県知事の許可を得て伊賀市内に設置された私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園を運営する者であつて、延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付について（令和 5 年 9 月 7 日付け成事第 481 号こども家庭庁長官通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）第 3 条に定める延長保育事業をいう。）を実施するものとする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、延長保育事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額と国交付要綱別紙の表延長保育事業の項 3 基準額の欄に定める額を比較して少ない方の額とする。ただし、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を限度とする。

(仕入控除税額の報告等)

第 5 条 補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が 0 円の場合を

含む。)は、別に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、市長が仕入控除税額に相当する補助金の返還を求めたときは、補助金の交付を受けた者は、これを返還するものとする。

(補助金の終期)

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 150 号

伊賀市家庭支援推進保育事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市家庭支援推進保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童に対し保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的として、保育士の配置に要する費用の一部を補助するために交付する伊賀市家庭支援推進保育事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「対象児童」とは、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童をいう。

2 この要綱において「加配保育士」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条第 2 項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか特別に増員する保育士であって、保育士の資格を有するものをいう。

(補助金の交付の対象となる者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、都道府県知事の許可を得て伊賀市内に設置した私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園（以下「保育所等」という。）を運営する者とする。

(補助金の交付の対象となる保育所等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる保育所等は、保育所等における対象児童が入所児童の 20%以上（20%未満で、対象児童を 6 人以上受け入れている場合を含む。）であるものとする。ただし、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成 30 年 10 月 17 日付け厚

生労働省発子 1017 第 5 号厚生労働事務次官通知別紙) に規定する家庭支援推進保育事業の対象となる保育所等は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付の対象となる経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、加配保育士を配置するために要した経費とする。ただし、加配保育士 2 人分を限度とする。

(補助金の交付の要件)

第 6 条 補助対象者は、加配保育士を配置するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 対象児童の判断に当たっては、加配保育士の配置を行う保育所等において児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら総合的な観点から判断することとし、保育児童台帳等において対象児童である旨を明らかにしておくとともに、対象児童の判断に係る書類について整備しておくこと。
- (2) 加配保育士は、対象児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問を実施するなど家庭に対する指導を行うこと。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とする。ただし、次の表に定める基準額により算出して得た額を限度とする。

基準額
(1) 定員 109 人以下の施設の場合 日額 5,940 円×加配保育士 2 人の勤務日数
(2) 定員 110 人以上の施設の場合 次により算出された額の合計額
ア 日額 5,940 円×加配保育士のうちの 1 人の勤務日数
イ 月額 334,300 円×加配保育士のうちの 1 人の勤務月数

(仕入控除税額の報告等)

第 8 条 補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、別に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、市長が仕入控除税額に相当する補助金の返還を求めたときは、補助金の交付を受けた者は、これを返還するものとする。

(補助金の終期)

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 151 号

伊賀市低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、待機児童となりやすい 3 歳未満児の保育対策を円滑に実施することにより、待機児童の解消を図り、もって児童福祉の向上を図ることを目的に交付する伊賀市低年齢児保育充実事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる者)

第 2 条 補助金は、都道府県知事の許可を得て伊賀市内に設置された私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園（以下「保育所等」という。）を運営する者とする。

(補助金の交付の対象となる保育所等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる保育所等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかの条件を満たしていること。

ア 前年度の 10 月 1 日時点又は当該年度の 4 月 1 日時点において、0 歳児及び 1 歳児が当該保育所等の定員（幼保連携型認定こども園においては、2 号・3 号の利用定員）又は入所児童数（幼保連携型認定こども園においては、2 号・3 号の入所児童数）のいずれか多い方の数の 1 割以上入所していること。

イ 前年度の 10 月 1 日時点又は当該年度の 4 月 1 日時点において、0 歳児、1 歳児及び 2 歳児が当該保育所等の定員（幼保連携型認定こども園においては、2 号・3 号の利用定員）又は入所児童数（幼保連携型認定こども園においては、2 号・3 号の入所児童数）のいずれか多い方の数の 25% 以上入所していること。

(2) 次のア又はイのいずれかの条件を満たしていること。

ア 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年三重県規則第 24 号）第 30 条に規定する保育士の配置基準の人数（利用定員 90 人以下の施設及び保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については、それぞれ 1 人を加えた人数）に子どものための教育・保育給付又は国若しくは県の他の補助事業により経費が交付されている加配保育士の人数を超える保育士の資格を有する者 1 人以上の配置（以下「低年齢児保育加配」という。）を当該年度の 4 月 1 日から実施していること。

イ 当該年度の 4 月 1 日時点で本市において待機児童が発生している場合において、当該年度の 4 月 2 日から 6 月末日までの間に低年齢児保育加配を実施していること（当該年度 4 月 1 日から実施している場合を除く。）。

(3) 次のア又はイのいずれかを満たしていること。

ア 延長保育（1 日の保育時間が 11 時間を超えるものに限る。）、一時預かり（幼稚園型を除く。）又は休日保育（以下「特別保育」という。）のいずれかを実施していること。

イ 翌年度までに特別保育のいずれかを実施する計画があり、その実施が確実であること。

（補助金の交付の対象となる経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、給料、職員手当その他の低年齢児保育加配を実施するために要する経費とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の額から寄附金その他の収入額を控除した額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算出した額を限度とする。

(1) 低年齢児保育加配を 4 月 1 日から実施する場合 1 事業者当たり $950,400 \text{ 円} \times \text{低年齢児保育実施施設数}$

(2) 低年齢児保育加配を 4 月 2 日から 6 月末日までの間に実施する場合 1 事業者当たり $475,200 \text{ 円} \times \text{低年齢児保育実施施設数}$

（仕入控除税額の報告等）

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、別に定める様式により速や

かに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、市長が仕入控除税額に相当する補助金の返還を求めたときは、補助金の交付を受けた者は、これを返還するものとする。

(補助金の終期)

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 152 号

伊賀市保育士研修等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市保育士研修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図り、もって子供を安心して育てることができる体制を整備するために交付する伊賀市保育士研修等事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、都道府県知事の許可を得て、伊賀市内に設置された私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園（以下「保育所等」という。）の保育士等に対し保育の質の向上のための研修等を実施し、又は受講させた者であって、当該保育所等を運営するものとする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について（令和 5 年 7 月 20 日付けこ成事第 108 号こども家庭長官通知）別紙。以下「国交付要綱」という。）第 3 項第 2 号アに掲げる保育の質の向上のための研修等事業とする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別表 1 職員の資質向上・人材確保等研修事業の部保育の質の向上のための研修等事業の項 4 対象経費の欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の額と国交付要綱別表 1 職員の資質向上・人材確保

等研修事業の部保育の質の向上のための研修等事業の項3基準額の欄に定める額を比較して少ない方の額とする。ただし、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を限度とする。

(仕入控除税額の報告等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、市長が仕入控除税額に相当する補助金の返還を求めたときは、補助金の交付を受けた者は、これを返還するものとする。

(補助金の終期)

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 153 号

伊賀市保育体制強化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市保育体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図るために交付する伊賀市保育体制強化事業費補助金(以下「補助金」という。)について、伊賀市補助金等交付規則(平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。)第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、都道府県知事の許可を得て伊賀市内に設置された私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園を運営する者であって、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和 5 年 10 月 12 日こ成事第 520 号こども家庭庁長官通知)別紙。以下「国交付要綱」という。)第 3 項第 6 号に規定する保育体制強化事業を実施するものとする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国交付要綱別表間接補助事業の部保育体制強化事業の項 4 対象経費の欄に掲げる経費とする。ただし、当該経費が子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付その他の補助事業等の交付の対象となる場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額と国交付要綱別表間接補助事業の部保育体制強化事業の項 3 基準額の欄に定める額を比較して少ない方の額とする。ただし、総事業費

から寄附金その他の収入額を控除した額を限度とする。

(仕入控除税額の報告等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、市長が仕入控除税額に相当する補助金の返還を求めたときは、補助金の交付を受けた者は、これを返還するものとする。

(補助金の終期)

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 154 号

令和 6 年度における伊賀産材ブランド化事業補助金交付要綱（令和 3 年伊賀市告示第 57 号）第 5 条の別に定める補助対象伊賀産材の出荷材積 1 m³当たりの単価及び第 6 条の別に定める期限を下記のとおり定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 補助対象伊賀産材の出荷材積 1 m³当たりの単価 500 円
- 2 補助金交付申請期限 令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市告示第 155 号

伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、安全で安心なまちづくりを進めることを目的として、伊賀市内の耐震性のない木造住宅の耐震補強等に要する費用に対し交付する伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。)第25条から第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 旧基準木造住宅 伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成17年伊賀市告示第11号)第3条各号のいずれにも該当する住宅をいう。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のア又はイに該当する耐震診断をいう。
 - ア 伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づき実施した耐震診断
 - イ 建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者(以下「受講耐震診断者」という。)が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル(一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠)又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。)で定める一般診断法若しくは精密診断法1に基づいて実施したもの
- (3) 耐震補強工事 木造住宅耐震診断を行い、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等の評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅を対象として行う地震に対する安全性の向上を目的とする補強に関する工事であって、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 建設業者が施工する耐震補強工事で、かつ、受講耐震診断者が工事の監理を行うものであること。

イ 受講耐震診断者が耐震補強の設計を行い、木造住宅耐震診断の評点が1.0以上となるものであって、かつ、複数の受講耐震診断者による団体の判定会又は複数の受講耐震診断者による判定を受け、適切であると判断されたものであること。この場合において、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、木造住宅耐震診断以外の耐震診断を行う場合には、受講耐震診断者が診断したものであり、さらに学識経験者を加えた判定会を受け、その結果が適正であると判定されたものでなければならない。

ウ 対象となる旧基準木造住宅が、市長が認める防災上必要な区域（住宅の戸数が1ヘクタール当たり10戸以上の建て込んだ区域又は指定された避難路（指定見込みの避難路を含む。）沿いの区域をいう。）に所在し、及び現に居住している又は居住が見込まれる住宅であること。

- (4) リフォーム工事 住宅の機能や性能を向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え等を行う改修工事（次に掲げる工事を除く。）であって、市内に本店、支店、営業所を有する建設業者又は市内で営業する個人の建設業者（以下「市内建設業者等」という。）が施工するもの（耐震補強工事と併せて行うものに限る。）をいう。

ア 外構工事

イ 容易に取り外しができるものの設置工事

ウ 建設業者で調達しない設備機器等の設置工事

- (5) 空き家除却工事 木造住宅耐震診断を行い、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等の評点が0.7未満と診断されたもの又は伊賀市が耐震性がないと判断した旧基準木造住宅を対象として行う地震発生時の倒壊による隣接する建築物への被害防止や避難路の確保を目的とする除却工事で、次の要件を全て満たすものとする。

ア 対象となる旧基準木造住宅が、外壁面から敷地境界線までの距離が平屋の場合は2m以内、2階建て以上の場合は4m以内であって、伊賀市が空き家であると判断したものであること。

イ 市内建設業者等が施工するものであること。

(交付の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、旧基準木造住宅を所有する者又は所有者の同意を得た賃借人であつて、市税を滞納していないものとする。

（交付の対象となる事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震補強工事（リフォーム工事を併せて行うものを含む。以下同じ。）又は空き家除却工事を実施する事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助対象事業が耐震補強工事である場合の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 耐震補強工事に要する経費（工事監理費を含み、耐震補強設計費及び事務費を除く。）

(2) リフォーム工事に要する経費（事務費を除く。）

2 補助対象事業が空き家除却工事である場合の補助対象経費は、空き家除却工事に要する経費（事務費を除く。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助対象事業が耐震補強工事である場合の補助金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 次に掲げる額の合計額

ア 社会資本整備総合交付金交付要綱第Ⅲ編イ-16-(12)-①に定める住宅の耐震改修に関する事業に係る基礎額

イ 耐震補強工事に係る補助対象経費の額の3分の2に相当する額（50万円（令和2年度以前に耐震補強設計を完了している場合は、60万円）を超える場合は、その額）

ウ 154,500円（耐震補強工事に係る補助対象経費の額からアの額及びイの額を減じた額が154,500円未満の場合は、その額）

エ リフォーム工事に係る補助対象経費の額の3分の1に相当する額（40万円を超える場合は、40万円）

オ 耐震補強工事に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額に相当する額（次号において「特別控除額」という。）

(2) 特別控除額

2 補助対象事業が空き家除却工事である場合の補助金の額は、補助対象経費の額に100分の23を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、20万7千円を上限とする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき耐震補強工事及び空き家除却工事それぞれ1棟限りとする。

（補助金の交付の申請書の様式等）

第7条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震診断の結果報告書
- (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) 補助対象事業に係る住宅の位置図及び現況写真
- (4) 耐震補強工事にあつては、耐震補強設計者が受講耐震診断者であることを証する書類および耐震補強設計書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業計画の変更等の承認申請書の様式）

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強等事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）により行うものとする。この場合において、規則第6条第1項第1号の変更の申請をするときは、当該変更の内容が分かる書類を添付するものとする。

（補助金の交付決定の通知書の様式）

第9条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（補助対象事業の変更の承認等の通知書の様式）

第10条 規則第7条第3項の規定にかかわらず、補助金に係る同項の規定による変更の承認の通知は伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しの通知は伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告書の様式等）

第11条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強等事業完了実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、当該補助金に係る補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業を実施した日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 耐震補強工事にあつては、施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真、耐震補強平面図及び工事監理者が確認したことを証するもの
- (3) 空き家除却工事にあつては、補助対象事業完了後の写真及び補助対象事業に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（E票）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定通知書の様式）

第12条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求をする者が補助金の受領を木造住宅耐震補強等事業を実施した工事事業者（以下「工事事業者」という。）に委任するときは、伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書に伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金受領委任状（様式第9号）を添付しなければならない。この場合において、市長は、当該工事事業者への補助金の支払が適当であると認めるときは、当該工事事業者に補助金を支払うものとする。

（財産の処分の制限に関し市長が定める期間等）

第14条 補助対象事業において取得し、又は効用の増加した財産に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）の規定に準ずるものとする。

(補助金の終期)

第15条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(伊賀市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱及び伊賀市木造住宅除却事業費補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 伊賀市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成18年伊賀市告示第43号）

(2) 伊賀市木造住宅除却事業費補助金交付要綱（令和5年伊賀市告示第168号）

(経過措置)

3 この告示の施行の際、前項各号の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 156 号

伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱の全部を改正する告示

伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱（平成 22 年伊賀市告示第 68 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、伊賀市の区域内の木造住宅耐震補強設計事業を実施する者に対し交付する伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 旧基準木造住宅 伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成 17 年伊賀市告示第 11 号）第 3 条に規定する住宅のうち、市長が認める防災上必要な区域（住宅の戸数が 1 ヘクタール当たり 10 戸以上の建て込んだ区域又は指定された避難路（指定見込みの避難路を含む。）沿いの区域をいう。）に所在するものであって、現に居住している、又は居住が見込まれるものをいう。

(2) 木造住宅耐震診断 次のア又はイに該当する耐震診断をいう。

ア 伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づき実施した耐震診断

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、三重県が後援し、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震

診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）の一般診断若しくは精密診断法 1 に基づいて実施したもの

(3) 耐震補強設計 木造住宅耐震診断により三重県木造住宅耐震診断マニュアル等の評点が 0.7 未満と診断された旧基準木造住宅について地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強に係る設計であつて、受講耐震診断者が設計した評点が 1.0 以上と診断されたものをいう。この場合において、木造住宅耐震診断のうち一般財団法人日本建築防災協会が発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく診断方法により診断を行うときは、受講耐震診断者が診断したものであり、かつ、学識経験者を含む判定会が適正であると判定したものでなければならない。

(4) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項第 1 号に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）をいう。

（交付の対象となる者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、旧基準木造住宅を所有する者又は旧基準木造住宅に耐震補強を行うことについて当該住宅の所有者の同意を得た賃借人であつて、市税を滞納していないものとする。

（交付の対象となる経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震補強設計に要する費用（評点の判定会等に要する費用及び耐震補強設計費の見積りに要する費用を含み、事務費を除く。）とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の額の 3 分の 2 に相当する金額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、18 万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者 1 人につき旧耐震木造住宅 1 棟の耐震補強設計に限る。

（補助金の交付の申請書の様式等）

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震補強設計に係る見積書の写し
- (2) 耐震診断の結果報告書
- (3) 耐震補強設計を行う者が受講耐震診断者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(事業計画の変更等の承認申請書の様式)

第7条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）により行うものとする。この場合において、規則第6条第1項第1号の変更の申請をするときは、当該変更の内容が分かる書類を添付するものとする。

(補助金の交付決定の通知書の様式)

第8条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助対象事業の変更の承認等の通知書の様式)

第9条 規則第7条第3項の規定にかかわらず、補助金に係る同項の規定による変更の承認の通知は伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しの通知は伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、当該補助金に係る耐震補強設計が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該完了した日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 耐震補強設計に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 耐震補強設計書（判定書を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知書の様式)

第11条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の終期）

第13条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 157 号

伊賀市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市産後ケア事業実施要綱（平成27年伊賀市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「産後ケア事業」を「伊賀市産後ケア事業」に改める。

第3条の見出しを「(利用対象者)」に改め、同条中「及び」の次に「その」を加え、「者と」を「ものと」に、「除く」を「、除く」に改め、同条第2号中「に対する不安が強く、周囲に支援者がいない」を「や授乳等に対する不安があり、産後ケアを希望する」に改め、同条第3号中「その他産科医療機関」を「前2号に掲げる者のほか、産科医療機関」に改める。

第4条第1項第4号中「その他必要」を「前3号に掲げるもののほか、必要」に改め、同条第2項中「宿泊若しくは通所又は」を「宿泊し、若しくは通所し、又は」に改める。

第5条の見出しを「(利用日数)」に改め、同条第1項中「事業の利用期間」を「事業を利用することができる日数」に、「場合の利用期間」を「とき」に改め、同項第2号中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「にかかわらず」の次に「、市長は」を加え、「場合」を「とき」に、「利用期間を延長する」を「前項に規定する事業を利用することができる日数を超えて当該事業の利用を認める」に改め、「ものとする」を削る。

第6条第1項中「(以下「申請者」という。)」を削り、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「規定による申請」に、「ときは」を「場合において」に、「の可否を決定し、伊賀市産後ケア事業利用承認通知書」を「を承認するときは伊賀市産後ケア事業利用承認通知書」に、「又は」を「により、承認しないときは」に、「申請者」を「申請をした者」に改め、同条第3項中「規定により」を「規定による」に、「を承認した」を「の承認をした」に、「申請者に係る」を「承認をした」に改める。

第7条の見出しを「(利用の延長の申請等)」に改め、同条第1項中「利用承認」を「利用の承認」に、「、第5条第2項」を「第5条第2項」に、「利用期間を延長する場合」を「当該利用を延長しようとするとき」に、「再度、利用期間に係る手続きを行う」を「当該利用者は、当該利用の延長を申請する」に改め、同条第2項中「前項」を「前条の規定は、前項」に、「利用期間の延長手続き及びその利用の決定等」を「利用の延長の申請」に改め、「は、前条の規定を」を削る。

第8条の見出し中「、委託料」を「及び委託料」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第9条中「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、「場合は」を「場合において」に改め、「同条第2項の」の次に「規定による」を加える。

様式第1号中「伊賀市産後ケア事業実施要綱第6条の規定により、産後ケア事業」を「伊賀市産後ケア事業」に改め、「ので」の次に「、伊賀市産後ケア事業実施要綱第6条第1項の規定により」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 158 号

みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱（平成26年伊賀市告示第148号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、予算の範囲内で」を「交付する」に、「を交付すること」を「（以下「補助金」という。）」に、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき」に改める。

第2条の見出し中「補助対象者」を「補助金の交付の対象となる団体」に改め、同条中「補助対象者」を「補助金の交付の対象となる団体」に、「とする」を「に限る」に改め、同条第1号中「もの又は」を「こと又は」に、「のあるもの」を「があること。」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「、半数以上」を「の半数以上」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条第1項中「交付対象事業」を「交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）」に改め、同条第2項中「交付対象事業」を「交付の対象」に改める。

第4条中「交付対象経費」を「交付の対象となる経費」に、「前条第1項に規定する事業」を「補助対象事業」に改め、「要する」の次に「別表に掲げる」を加え、「とし、経費に関する基準は、別表のとおり」を削る。

第5条中「前条に規定する」を削り、「とし、25万円を限度」を「の額」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、25万円を限度とする。

第6条中「補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第7条の見出し中「決定」の次に「の通知」を加え、同条中「市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し」を「補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「補助事業者に通知する」を「行う」に改める。

第8条第1項中「前条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による同条第1項第1号の承認の申請は、同条第2項の規定にかかわらず」に改め、「あらかじめ」を削り、「を市長に提出し、承認を受けなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第2項中「市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当であると認めたときは、変更等を承認し」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同条第3項中「補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による同条第1項第2号の承認の申請は、同条第2項の規定にかかわらず」に、「、あらかじめ市長に届け出なければならない」を「行うものとする」に改める。

第9条中「補助事業者は、補助事業に着手したときは」を「規則第12条第1項の規定による補助対象事業の着手の届出は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改める。

第10条中「補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止したときは」を「規則第12条第2項の規定による補助対象事業の実績の報告は、同項の規定にかかわらず」に、「、市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第11条の見出し中「確定」の次に「の通知」を加え、同条中「市長は、前条に規定する報告を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定したときは」を「補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「補助事業者に通知する」を「行う」に改める。

第12条の見出し中「交付」を「概算払の申請」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとする補助事業者は」を「補助金に係る規則第16条第2項の規定による概算払の申請は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同項を同条と

する。

第13条の見出し中「取消し」の次に「の通知」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中「市長は、前項」を「規則第18条第1項」に、「補助金」を「補助金」に、「ときは」を「場合の通知は、同条第3項の規定により準用する規則第7条第3項の規定にかかわらず」に、「補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同項を同条とする。

第14条の見出し中「返還」を「返還命令」に改め、同条中「市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて」を「規則第19条第1項又は第2項の規定による補助金の返還の命令は」に、「交付を受けた補助事業者に補助金の返還を命ずる」を「行う」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(補助金の終期)

第15条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

様式第1号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第5号中「ついては、」の次に「下記のとおり条件を付して交付することに決定しましたので、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び」を加え、「下記のとおり条件を付して交付することに決定しました」を「通知します」に改める。

様式第6号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第6条第2項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第7号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第3項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第8号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第6条第2項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第9号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第1項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第10号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第12号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

様式第 13 号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項」を「伊賀市補助金等交付規則第 16 条第 2 項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱第 12 条」に改める。

様式第 14 号中「伊 第」を「伊賀市指令 第」に、「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項」を「伊賀市補助金等交付規則第 18 条第 1 項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱第 13 条」に改める。

様式第 15 号中「みんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第 19 条第 2 項及びみんなの里山整備活動推進事業補助金交付要綱」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第 1 号、様式第 6 号、様式第 8 号から様式第 10 号まで又は様式第 13 号による様式で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 159 号

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条」を「第 26 条」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（帳簿等の保存）

第 3 条 規則第 17 条第 2 項の規定による保存は、市長が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、同項の規定にかかわらず、当該指定した期間において行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

医療福祉政策課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の 目的	補助事業等の内容	補助金等の額 又は交付率	補助対象者 等の範囲
1	伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金	伊賀市社会福祉協議会が行う地域福祉活動及び民間社会福祉活動の育成、援助等のため財政支援を行い、社会福祉の向上を	社会福祉協議会が福祉活動職員を置くために必要な次に掲げる経費及び運営経費 ア給与手当 ウ共済費 事業主負担金 エ	予算に定める額の範囲	伊賀市社会福祉協議会

		図る。	賃金		
--	--	-----	----	--	--

障がい福祉課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の 目的	補助事業等の内容	補助金等の額 又は交付率	補助対象者 等の範囲
1	障がい者団体補助金	障がい者等の福祉の向上と自立意識の発揚を図る。	障がい者団体の設立及び運営活動に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市障害者福祉連盟
2	社会福祉施設整備費補助金	民間の社会福祉施設の整備及び設備整備事業に助成することにより、障がい者の福祉の向上を図る。	社会福祉施設の整備に要する経費	予算に定める額の範囲	社会福祉法人

介護高齢福祉課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の 目的	補助事業等の内容	補助金等の額 又は交付率	補助対象者 等の範囲
1	老人クラブ活動等助成金	老人の福祉の向上を図る。	老人クラブの活動運営に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市老人クラブ連合会
			老人クラブの活動運営に要する経費 (国の在宅福祉事業費補助金及び県の高齢者地域福祉推進事業費補助金の対象事業経費)	予算に定める額の範囲	伊賀市単位老人クラブ

			で、交付決定前に 実施済の事業経費 も含む。)		
2	社会福祉施設整備費補助金	民間の社会福祉施設の整備及び設備整備事業に助成することにより、高齢者の福祉の向上を図る。	社会福祉施設の整備に要する経費	予算に定める額の範囲	社会福祉法人

保険年金課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の 目的	補助事業等の内容	補助金等の額 又は交付率	補助対象者 等の範囲
1	国民健康保険取扱事務費交付金	国民健康保険事業の円滑な運営を図る。	国民健康保険診療報酬明細書作成に要する経費	年額4万円に1件当たり5円を加算する。	伊賀医師会
				1件当たり5円	名賀医師会
				定額 42万円	伊賀歯科医師会

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 160 号

伊賀市障がい児保育事業推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市障がい児保育事業推進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定により認可を得た保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する認定又は同法第 17 条第 1 項に規定する認可を受けた認定こども園（以下「保育所等」という。）における心身に障がいをもつ乳幼児の受入れ（以下「障がい児保育事業」という。）を促進し、もって当該乳幼児の福祉の増進を図ることを目的に交付する伊賀市障がい児保育事業推進補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、障がい児とは、保育所等への入所が決定した児童であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給の対象となる児童（所得により手当の支給を停止されている場合の児童を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表に定める 1 級から 4 級までに該当する程度の障害を有する児童
- (3) 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により療育手帳の交付を受けている児童
- (4) 伊賀市心身障がい児療育保育事業実施要綱（平成 23 年伊賀市告示第 57 号）第 2 条に規定する療育保育が必要と認められた児童

(補助金の交付の対象となる保育所等)

第3条 補助金の交付の対象となる保育所等は、障がい児を受け入れている市内の保育所等であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項又は特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）に規定する職員の配置の基準（以下「配置基準」という。）を超える当該障がい児の受入れに必要な専任の保育士等を配置し、かつ、障がい児の特性に応じた環境整備に努めているものとする。

（補助金の交付の対象となる経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、障がい児の受入れに必要な配置基準を超える保育士等に要する人件費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める計算方法により算定した額の合計額のいずれか少ない額とする。ただし、障がい児保育事業に要する経費の額から当該障がい児保育事業のための寄附金その他の収入額を控除した額を限度とする。

(1) 第2条第1号から3号までのいずれかに該当する児童 1月当たり5万6,000円に各月の初日における当該児童の数を乗じて得た額

(2) 第2条第4号に該当する児童 1月当たり2万4,000円に各月の初日における当該児童の数を乗じて得た額

（補助金の終期）

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 161 号

伊賀市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市配食サービス事業実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「食事の調理が困難な」を「日常生活において調理、買物等食事の準備をすることが困難で、見守りが必要な在宅の」に、「当該事業を実施することにより、在宅生活」を「係る在宅生活」に改める。

第 2 条中「対象者」を「第 7 条に規定する利用者」に、「の提供をする」を「を提供する」に改め、「行う」の次に「ものとする」を加える。

第 3 条ただし書中「ものとする」を削る。

第 4 条中「、高齢者世帯」を「若しくは高齢者世帯」に、「これ」を「これら」に、「者と」を「ものと」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 買物や調理ができず食事の確保が困難であり、かつ、日々の安否確認が必要であると認められる者

第 4 条第 2 号中「市長」を「前号に掲げる者のほか、市長」に改める。

第 5 条を削る。

第 6 条中「(以下「申請者」という。)」を削り、「(以下「申請書」という。)を」を「により」に、「提出する」を「申請する」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「申請書の提出」を「前項の規定による申請」に、「うえ」を「上」に、「利用の適否」を「事業の利用の可否」に、「旨」を「結果」に改め、「(以下「利用決定通知書」という。)」を削り、「、申請者」を「当該申請をした者」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の負担等)

第 7 条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、事業に要する食材料費等の実費

相当額を負担するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による利用者の実費相当額の負担を、事業の受託者をして徴収させることができる。この場合において、事業の受託者は、その収入及び支出関係を明らかにした経理を行わなければならない。

第8条の見出し中「利用承認」を「利用」に改め、「等」を削り、同条中「その」を「事業の」に改め、同条第1号中「利用決定通知書を受け事業を利用する者から」を「利用者から事業の」に改め、同条第2号中「市長」を「その利用」に改め、「阻害すると」の次に「市長が」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 162 号

企画振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

企画振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

企画振興部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条」を「第 26 条」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（帳簿等の保存）

第 3 条 規則第 17 条第 2 項の規定による保存は、市長が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、同項の規定にかかわらず、当該指定した期間において行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

スポーツ振興課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の 目的	補助事業等の内容	補助金等の額 又は交付率	補助対象者 等の範囲
1	伊賀フットボールクラブくの一 助成金	伊賀フットボール クラブくの一の運 営・活動の支援を 図る。	伊賀フットボール クラブくの一の運 営・活動に要する 経費	予算に定める 額	伊賀フット ボールクラ ブくの一
2	伊賀上野シティ マラソン事業補 助金	伊賀上野シティマ ラソン事業の支援 を図る。	伊賀上野シティマ ラソンを開催・運 営する経費	予算に定める 額	伊賀上野シ ティマラソ ン実行委員 会

3	伊賀市スポーツ協会運営補助金	伊賀市スポーツ協会の健全な運営を図る。	伊賀市スポーツ協会の運営に要する経費	予算に定める額	伊賀市スポーツ協会
---	----------------	---------------------	--------------------	---------	-----------

交通戦略課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業等の内容	補助金等の額又は交付率	補助対象者等の範囲
1	伊賀鉄道株式会社運営補助金	伊賀線の存続及び伊賀市が出資する伊賀鉄道株式会社の健全な運営を図る。	伊賀鉄道株式会社の運営に要する経費	予算に定める額	伊賀鉄道株式会社
2	美旗地域コミュニティバスのきじが台地区への乗り入れに係る運行事業費補助金	高齢者等の移動手段の確保のため	きじが台地区住民自治協議会が美旗地域コミュニティバス運営審議会に対して負担する同地区への乗り入れに係る運行経費	予算に定める額	きじが台地区住民自治協議会

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 163 号

伊賀市認可外保育施設利用料補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市認可外保育施設利用料補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市認可外保育施設利用料補助金交付要綱（令和4年伊賀市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を補助すること」を「に對し交付する伊賀市認可外保育施設利用料補助金（以下「補助金」という。）」に改め、「ついて」の次に「、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき」を加える。

第2条第1号中「に規定する」を「の規定による届出をした」に改め、同条第2号中「次の」の次に「アからウまでの」を加え、同条第3号中「親権を行う」を「対象児童の親権を行使する」に、「対象児童」を「当該対象児童」に改める。

第3条中「この要綱による」及び「（以下「補助金」という。）」を削り、「を受けることができる」を「の対象となる」に改め、同条第1号中「子どもが3人以上」を「対象児童の兄弟が2人以上」に改め、「者で、第3子以降の子どもが対象児童である」を削り、同条第3号中「認可外保育施設の」を削る。

第6条の見出しを「（交付の申請書の様式等）」に改め、同条第1項中「の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「補助金対象経費」を「補助対象経費」に改める。

第7条を次のように改める。

（交付決定等）

第7条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せ

て補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第 14 条第 1 項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第 7 条第 1 項及び第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、伊賀市認可外保育施設利用料補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

3 規則第 7 条第 2 項の規定による補助金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市認可外保育施設利用料補助金不交付決定通知書（様式第 3 号の 2）により行うものとする。

第 8 条第 1 項中「前条の規定による補助金の交付決定」を「前条第 2 項の通知」に改め、同条第 2 項中「基づき、補助金」を「より補助金」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加える。

第 9 条を次のように改める。

（補助金の終期）

第 9 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

様式第 1 号中「ので、」の次に「伊賀市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び」を加え、「第 6 条の」を「第 6 条第 1 項の」に改める。

様式第 3 号中「(却下)」を削り、「、交付申請」を「交付申請」に改め、「下記のとおり」の次に「交付することに」を、「ので、」の次に「伊賀市補助金等交付規則第 7 条第 1 項及び」を加え、「第 7 条の」を「第 7 条第 2 項の」に改め、「決定 却下」を削り、「却下の理由」を「交付の条件」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

【様式第 3 号の 2】

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 164 号

伊賀市未熟児養育医療給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市未熟児養育医療給付事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市未熟児養育医療給付事業実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 34 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「伊賀市健康推進課」を「伊賀市」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 165 号

伊賀市発達障がい児等支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市発達障がい児等支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市発達障がい児等支援事業実施要綱（令和2年伊賀市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第5条中「こども未来課」を「健康福祉部こども家庭支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 166 号

緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱（平成 18 年伊賀市告示第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「おいて切捨て間伐や搬出間伐を行う」を「おける」に、「補助金を交付すること」を「交付する緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金（以下「補助金」という。）」に改め、「第 76 号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「及び第 26 条」を「から第 27 条まで」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 条の見出しを「(対象となる森林)」に改め、同条中「当り」を「当たり」に改め、「60 年生」の次に「まで」を加える。

第 3 条の見出しを「(交付の対象となる者)」に改め、同条中「補助対象者」を「補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）」に、「市内の」を「前条に規定する」に改める。

第 4 条の見出しを「(補助金の額)」に改め、同条第 1 項中「市長は、当該事業によって間伐を実施した森林所有者に対して」を「当該事業により間伐した木材を切り捨てる場合の当該間伐（以下「切捨て間伐」という。）の補助金の額は」に、「施業実施本数」を「切捨て間伐を実施した木材の本数」に、「を予算の範囲内において補助する」を「とする」に改め、同条第 2 項中「間伐を実施した森林から別に定める搬出基準以上の材積」を「当該事業により間伐した木材」に改め、「場合」の次に「の当該間伐（以下「搬出間伐」という。）の補助金の額」を加え、「施業実施本数」を「搬出間伐を実施した木材の本数（別に定める搬出基準以上の材積であって、他の事業の補助対象となっていないものに限る。）」に、「を予算の範囲内において補助する」を「とする」に改め、同項ただし書を削る。

第 5 条の見出しを「(補助金の交付の申請書の様式等)」に改め、同条第 1 項中「当該事業を実施し、補助金の交付を受けようとする森林所有者は」を「補助金に係る規則第 4 条

伊賀市告示第 167 号

伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱（平成 22 年伊賀市告示第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「に取り組む者に対して、伊賀市耕作放棄地再生事業補助金を交付すること」を「及び再生を目的として交付する伊賀市耕作放棄地再生事業補助金（以下「補助金」という。）」に、「」に規定するもののほか」を「。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 条の見出しを「(交付の対象となる農地)」に改め、同条中「この要綱に規定する対象農地」を「補助金の交付の対象となる農地（以下「対象農地」という。）」に、「あるとともに」を「あつて」に、「の条件を満たす」を「に該当する」に改め、同条第 1 号中「農業経営基盤強化促進法」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、同条第 2 号中「基づき、農地」を「より農地」に、「その許可」を「又はその許可」に、「、又は」を「若しくは」に改め、同条第 3 号中「耕作放棄地復元」を「所有者との契約（契約期間が 5 年以上のものに限る。）により耕作放棄地の復元」に、「について、所有者と受委託契約を契約書により締結した農地。ただし、契約期間が 5 年以上のものに限る。」を「を受託した農地」に改める。

第 3 条の見出しを「(交付の対象となる者)」に改め、同条中「交付対象者」を「交付の対象となる者」に改め、「(以下「申請者」という。)」を削る。

第 4 条中「において、耕作し」を「を耕作し」に改め、「ため」の次に「の作業を行う事業（以下「補助対象事業」という。）」を加え、「で、別表に掲げる補助金額の単価に、利用権設定や受委託契約の締結をした案件ごとの農地面積を乗じて得た」を「の」に改め、同

条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表に掲げる対象農地の区分ごとに、同表に定める補助金額の単価に利用権設定又は受委託契約の締結をした案件ごとの農地面積を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）を限度とする。

第 5 条の見出し中「交付申請」の次に「の様式」を加え、同条中「申請者は」を「補助金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改める。

第 6 条から第 8 条までを次のように改める。

（補助金の交付決定通知の様式）

第 6 条 補助金に係る規則第 7 条第 1 項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

（着手届及び実績報告書の様式）

第 7 条 規則第 12 条第 1 項の規定による補助対象事業の着手の届出は、同項の規定にかかわらず、伊賀市耕作放棄地再生事業着手届（様式第 4 号）により行うものとする。

2 規則第 12 条第 2 項の規定による補助対象事業の実績の報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市耕作放棄地再生事業実績報告書（様式第 5 号）により行うものとする。

（確定通知の様式）

第 8 条 補助金に係る規則第 14 条第 2 項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（補助金の終期）

第 9 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表中「別表」の次に「(第 4 条関係)」を加える。

様式第 1 号中「㊤」を削り、「伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」に改める。

様式第 2 号中「㊤」を削り、「伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」に改める。

様式第3号中「指令第」を「伊賀市指令 第」に、「伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第6条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第6条」に改める。

様式第4号中「伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第1項及び伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」に改める。

様式第5号中「㊟」を削り、「伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱」に改める。

様式第6号中「指令第」を「伊賀市指令 第」に、「伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第8条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及び伊賀市耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号、様式第2号、様式第4号又は様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 168 号

伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市老人福祉法第11条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第21条（第 1 号及び第 1 号の 2 を除く。）の規定に基づき市が支弁する法第11条に規定する措置に要する費用の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(事務費)

第 2 条 市内に所在する養護老人ホーム（以下「施設」という。）の事務費の月額は、次項に規定する一般事務費及び第 3 項に規定する特別事務費の合計額とする。

2 一般事務費は、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年 1 月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知。以下「措置指針」という。）に基づき、別表第 1 のとおりとする。

3 特別事務費は、第 1 号から第 9 号までに掲げる加算の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額を合算した額とする。ただし、当該年度の 3 月分の特別事務費の算定に当たっては、第10号に掲げる加算の年額を加えるものとする。

(1) 障害者等加算 老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年 1 月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知。以下「加算通知」という。）別記の 1 の規定により、市長が障害者等加算の対象として認定する施設における障害者等加算の対象となる被措置者 1 人当たりの加算単価は、別表第 2 のとおりとする。

(2) 夜勤体制加算 加算通知別記の 2 の規定により、市長が夜勤体制加算の対象として認定する施設における夜勤体制加算の加算単価は、別表第 3 に掲げる額を当該施設における入所定員（法第15条第 4 項の規定により市長が認可した人員をいう。以下同じ。）

に12を乗じた数で除して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した額）とする。

- (3) 施設機能強化推進費 加算通知別記の4の規定により、市長が施設機能強化推進費の対象として認定する施設における施設機能強化推進費の加算単価は、市長が別に定める額を当該施設における入所定員に12を乗じた数で除して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した額）とする。
- (4) 介護サービス利用者負担加算 施設における被措置者のうち介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービスを利用したものに係る加算額は、加算通知別記の9の規定により、当該被措置者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額に、伊賀市老人福祉法施行細則（平成16年伊賀市規則第103号）別表第1に定める費用徴収基準の階層区分に応じて別表第4に掲げる支弁割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した額）とする。
- (5) 介護保険料加算 施設における被措置者のうち、措置指針別紙2の別表1に規定する対象収入による階層区分1の適用を受けるものであって、介護保険法における第1号被保険者に該当するものにつき、当該被措置者が支払うべき介護保険料の月額とする。
- (6) 民間施設給与等改善費加算 加算通知別記の5の規定により、市長が民間施設給与等改善費の対象として認定する施設における民間施設給与等改善費の加算額は、前項の一般事務費と第1号から第3号まで、次号、第8号及び第10号に規定する額を合算した額に別表第5に定める加算率を合算した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (7) ボイラー技士雇上費 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇い上げる施設において、1施設当たり2,418,000円を当該施設における入所定員に12を乗じた数で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (8) 老人短期入所加算 在宅において生活することが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用及びやむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難であるものを短期間入所させた場合の老人短期入所加算の日額の加算単価は、別表第6のとおりとする。

(9) 緊急短期入所対応準備加算 在宅において生活することが一時的に著しく困難となった者であって、緊急的に短期入所の必要があると判断したものを受け入れるために、市長が居室の確保をしている施設の緊急短期入所対応準備加算の加算単価は、別表第7に掲げる額に別表第5の民間施設給与等改善費加算率を乗じて得た額とする。ただし、加算の対象となる居室は、各月1日時点の被措置者の人数が入所定員に満たない月における1室分とする。

(10) 入所者処遇特別加算 加算通知別記の3の規定により、市長が入所者処遇特別加算の対象として認定する施設における入所者処遇特別加算の加算額は、別表第8に定める額を当該年度の3月1日現在の入所者数により除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）とする。

4 前項第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第10号の加算の対象として認定を受けようとする施設は、必要な書類を市長に提出しなければならない。

(生活費)

第3条 市内に所在する施設における生活費の月額、措置指針に基づき、一般生活費及び第3項から第5項までに規定する加算の額を合算した額とする。

2 一般生活費は、別表第9のとおりとする。

3 期末加算は、当該年度の12月1日現在における施設の被措置者につき、1人当たり4,510円とする。ただし、期末加算は、12月分に限る。

4 病弱者加算は、施設における被措置者のうち、病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別な給食を1月以上必要とするものであって、市長が必要と認めたものにつき、1人当たり13,160円とする。ただし、病弱者加算は、市長が必要と認めた期間に限る。

5 被服費加算は、当該年度の4月1日現在における施設の被措置者につき、1人当たり1,000円とする。ただし、被服費加算は、4月分に限る。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、施設における被措置者であって、70歳以上の者及び国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級若しくは2級に該当するもののうち、福祉年金の受給権を有しないもの（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）については、1人当たり22,500円の範囲内において、第1項の生活費に加算する。

(移送費)

第4条 移送費は、次に掲げる場合における移送に必要な最小限度の額とする。

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合
- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助により受給する場合を除く。）

(葬祭費)

第5条 葬祭費の基準額は、1件当たり194,000円とする。

- 2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- 3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において、当該超える額を基準額に加算する。
- 4 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が2,000円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- 5 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情があるときは、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- 6 遺留金品を充当するときは、当該充当額を前各項により算定した額から控除する。

(各月の支弁基準額の認定方法等)

第6条 市長は、各会計年度当初に、施設ごとにそれぞれ基準に基づき算定した被措置者1人当たりの事務費及び生活費の支弁月額等を決定し、当該施設に通知するものとする。

- 2 事務費及び生活費の支弁月額は、各月1日の被措置者に応じ算定する。ただし、月の途中で措置を開始し、又は廃止した場合の当該月における生活費支弁額は、第3条の規定により算定した生活費（期末加算及び被服費加算を除く。）の額に、当該月の実措置日数を当該月の実日数で除して得た数を乗じることにより算定するものとする。
- 3 新たに事業を開始した施設にあつては、前項の規定に関わらず、事業開始後3月を経過した日の属する月までの事務費及び生活費の支弁月額の合算額は、第2条第1項の規定により算定した事務費（介護サービス利用者負担加算及び介護保険料加算を除く。）及び第3条第1項により算定した生活費（期末加算及び被服費加算を除く。）の額に、当該月の実措置日数を当該月の実日数で除して得た額を乗じることにより算定する。
- 4 移送費及び葬祭費は、支弁の対象となる事実の発生の都度その額を算定し、決定する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の分の法第11条に規定する措置に要する費用の算定について適用する。

別表第1 (第2条関係)

1 養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)

入所定員 (人)	人件費 (円)	管理費 (円)	計 (円)
41～50	115,000	9,000	124,000

2 盲養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合)

基本分	入所定員 (人)	人件費 (円)	管理費 (円)	計 (円)
	41～50	88,500	7,000	95,500
支援員分	入所定員 (人)	人件費 (円)	管理費 (円)	計 (円)
	41～50	63,000	5,600	68,600

備考 盲養護老人ホームにおける一般事務費の額は、特定施設入所者生活介護の利用者は、基本分の額とし、特定施設入所者生活介護の利用者以外の者は、基本分と支援員分を合算した額とする。

別表第2 (第2条関係)

入所定員	加算単価
60人以下	34,890円

備考

- 1 加算の対象となる施設は、次項に規定する加算対象者が入所定員（要支援又は要介護認定者を除く。）の30%以上入所している施設として市長が認定する施設とする。
- 2 加算の対象となる者は、入所者のうち要支援又は要介護の認定を受けていない者（要支援又は要介護認定者であるにもかかわらず介護サービスを利用していない者を含む。）であり、かつ、継続的な援護を要する者として、市長が適当と認めた者とする。

(例) アルコール中毒患者、知的障害者等であり援護を必要とする者等

- 3 加算の認定は、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度途中において入所者又は加算の対象者に異動があった場合であっても、再計算は、行わない。
- 4 第2条第3項の規定による特別事務費の算定に当たっては、表に掲げる加算単価を1人当たり月額として、加算対象者を措置した場合の額及び加算対象者以外の者を措置した場合の額をそれぞれ算定するものとする。

別表第3 (第2条関係)

夜勤体制加算単価 (年額)
5,306,000円

備考

- 1 加算の対象となる施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であって、かつ、夜勤体制に移行している施設として市長が認定する施設とする。
 - (1) 障害者等加算の加算対象施設
 - (2) 要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入所する施設
- 2 加算の認定は、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度途中において、入所者に異動があった場合であっても、再計算は、行わない。

別表第4 (第2条関係)

費用徴収階層	支弁割合
1	100%
2～22	99%
23	95%
24	91%
25	86%
26	81%
27	76%
28	71%
29	66%
30	65%

31	64%
32	63%
33	62%
34	57%
35	54%
36	51%
37	48%
38	45%

備考 施設の入所者であつて、入所中に介護保険サービスを利用する者の前月の介護保険サービスの利用実績に基づき算定する。

別表第5（第2条関係）

1 基本分

施設の区分	職員1人当たりの 平均勤続年数	加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15%	13%	2%
C階級	10年以上12年未満	13%	11%	2%
D階級	8年以上10年未満	11%	9%	2%
E階級	6年以上8年未満	9%	7%	2%
F階級	4年以上6年未満	7%	5%	2%
G階級	2年以上4年未満	5%	3%	2%
H階級	2年未満	3%	1%	2%

備考 当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものとする。

- (1) 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務する全ての常勤職員（嘱託医等臨時職員を除く。）とする。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなして算定する。
- (2) 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて社会福祉法（昭

和26年法律第45号) 第2条に定める施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となっている施設(軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを含む。)、支援費の支弁対象施設及び特別養護老人ホーム)における勤続年数を合算する。

- (3) 1施設当たりの職員平均勤続年数は、前2号の規定により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。
- (4) 前号の規定による1施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、各会計年度の4月1日現在において行うものとし、当該年度の途中において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わない。
- (5) 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行う。

2 管理費特別加算分

対象施設	加算率
次のいずれかに該当する施設	1 %
ア 入所者処遇等(給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等)が特に優良と認められる施設	
イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設	
ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設	
エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設	
オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり、下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設	
カ アからオまでの施設のほか、市長が特に必要があると認めた施設	

備考

- 1 加算の対象となる施設は、各会計年度当初に決定するものとする。
- 2 本加算は、管理費加算分として取り扱うものとする。ただし、社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日雇

児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号。以下「弾力通知」という。)

の4のアにいう施設経理区分から、本部経理区分への繰入限度額には含まない。

3 管理費スプリンクラー設置加算分

対象施設	加算率
スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について（昭和62年消防予第189号）に基づくスプリンクラー設備をいう。）を設置している施設（平屋建等も含む。）	0.3%

備考

- 1 本加算の認定は、原則として設置の翌月からとする。
- 2 本加算分は、弾力通知の4のアにいう施設経理区分から本部経理区分への繰入限度額に含む。

別表第6（第2条関係）

対象となる入所者1人につき（日額）
300円

備考

- 1 市長は、養護老人ホームへの短期入所の可否を判定するに当たっては、措置指針を基にその必要性を検討する。なお、その際には、必要に応じ、入所判定委員会等を活用する。ただし、緊急を要すると市長が認める場合にあっては、利用申請手続は、事後でも差し支えないものとする。この場合、手続は、できるだけ速やかに行うものとする。
- 2 原則として、入所の期間がおおむね30日以内の者を対象とする。ただし、やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。
- 3 実施に当たっては、地域包括支援センター、福祉事務所及び民生委員等の関係機関等と十分な連携を図るものとする。

別表第7（第2条関係）

居室1室当たり（月額）
124,000円

備考 加算の対象となる居室は、三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第57号）第3条第2項第1号に規定する居室（居室に空きがない場合に限り、同項第2号に規定する静養室を含む。）とし、各月1日現在で市長の要請に応じて準備が整えられた居室とする。

別表第8（第2条関係）

年間総雇用時間数	1施設当たり加算額（年額）
400時間以上	435,000円
800時間以上	726,000円
1,200時間以上	1,016,000円

備考

- 1 加算の対象となる施設は、次に掲げる者（以下「高齢者等」という。）を非常勤職員として雇用している施設とする。
 - (1) 各会計年度の4月1日現在又は年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において、原則として満60歳以上65歳未満の者
 - (2) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持している者をいう。）
 - (3) 知的障害者（知的障害者更正相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者をいう。）
 - (4) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦をいう。）
- 2 高齢者等は、身体的、精神的な状況等に適した業務であって、次に例示するような入所者処遇上効果的な業務を行うものとする。
 - (1) 入所者との話し相手、相談相手
 - (2) 身の回りの世話
 - (3) 通院、買物、散歩の付添い
 - (4) クラブ活動の指導
 - (5) 給食のあとかたづけ
 - (6) 喫食の介助

- (7) 洗濯、清掃等の業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等に適した業務
- 3 高齢者等は、次に掲げる基準を満たしていなければならない。
- (1) 職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する者であって、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれること。
なお、非常勤職員であっても、その勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定の対象となる職員は、対象とならない。また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）で、その補助の対象となる職員は、対象とならない。
- (2) 職員配置基準上、一部非常勤となっている調理員等の非常勤職員は、加算対象とならない。
- (3) 雇用形態は、通年が望ましいが、短期間でも雇用予定がはっきりしていて、入所者処遇の向上が期待される場合には、加算対象とする。
- 4 算定は、当該年度の4月から11月までの実績及び12月から3月までの高齢者等の雇用計画を基に行う。
- 5 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の確認は、福祉事務所等において行うものとする。
- 6 「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）においては、その算定の対象とされる者の雇用時間数は、年間総雇用時間数に算入しない。

別表第9（第3条関係）

区分		月額
養護老人ホーム及び養護受託者		52,600円
地区別冬期加算 (11月から3月まで)		1,880円
入院した場合の入院患者 日用品費	基準額	23,150円
	地区別冬期加	生活保護法による保護基準に定められた入院 患者日用品費の地区別冬期加算額相当額
	算額	

第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付申請書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金（第 期）交付申請書」に、「申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「森林所有者」を「補助対象者」に、「申請書の提出等」を「前項の申請」に、「委任できるものとする」を「委任することができる」に改め、同条第3項中「により市内在住の林業従事者又は市内を管轄する林業事業体が申請する場合」を「の規定による委任を受けた者が第1項の申請をするとき」に、「申請しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出し中「交付」を「補助金の交付」に改め、同条中「場合において、次に掲げる事項につき、条件」を「ときは、規則第6条第1項の規定により条件」に改め、同条各号を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同項第3号中「予定の期間内」とあるのは、「当該年度の3月10日まで」とする。

第7条を第6条とする。

第8条の見出しを「（補助金の交付決定の通知書の様式）」に改め、同条中「市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは」を「補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「速やかに緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付決定通知書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金（第 期）交付決定通知書」に、「補助金の交付を申請した者に通知しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（着手届及び実績報告書の様式）」に改め、同条第1項中「前条の規定により補助金の交付の決定に係る通知を受けた森林所有者等（以下「補助事業者」という。）は、当該事業に着手したときは」を「補助金に係る規則第12条第1項の規定による着手の届出は、同項の規定にかかわらず」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業着手届」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業（第 期）着手届」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第2項中「補助事業者は、当該事業が完了したときは」を「補助金に係る規則第12条第2項の規定による完了の報告は、同項の規定にかかわらず」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業実績報告書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業（第 期）実績報告書」に、「交付決定」を「交付の決定」に、「市長に報告しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出しを「(現地調査等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「市長は、前項」を「補助金に係る規則第14条第1項」に、「現地調査等を」を「現地調査等は」に改め、同項を同条とし、同条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条の見出し中「額」を「補助金の額」に改め、「確定通知書」の次に「の様式」を加え、同条中「市長は、第10条第1項又は前条第2項の規定により補助金の額を確定したときは」を「補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「速やかに緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付確定通知書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金(第 期)交付確定通知書」に、「、補助事業者に通知する」を「行う」に改め、同条を第10条とする。

第13条の見出し中「請求」を「補助金の請求」に改め、同条第1項中「規定による」を削り、「補助事業者」を「者」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金請求書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金(第 期)請求書」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補助金の終期)

第12条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第14条を削る。

第15条中「補助金の交付に関する」を削り、同条を第13条とする。

様式第1号中「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付申請書」を、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金(第 期)交付申請書」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業を」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業(第 期)を」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱第5条」を「、伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱第5条第1項」に改める。

様式第3号中「第8条関係」を「第7条関係」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付決定通知書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金(第 期)交付決定通知書」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業に」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業(第 期)に」に改め、「、緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱第8条の規定により」を削り、「決定しました」の次に「ので、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します」を加える。

様式第4号中「第9条関係」を「第8条関係」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業着手届」

を「緊急間伐・搬出間伐推進事業（第 期）着手届」に、「付け 指令第」を「付け伊賀市指令 第」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業に」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業（第 期）に」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第 12 条第 1 項及び」を加え、「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

様式第 5 号中「第 9 条関係」を「第 8 条関係」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業実績報告書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業（第 期）実績報告書」に、「付け 指令第」を「付け伊賀市指令 第」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業の」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業（第 期）の」に改め、「実績を」の次に「伊賀市補助金等交付規則第 12 条第 2 項及び」を加え、「第 9 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

様式第 6 号中「第 12 条関係」を「第 10 条関係」に、「指令第」を「伊賀市指令 第」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付確定通知書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金（第 期）交付確定通知書」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業に」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業（第 期）に」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱第 12 条」を「伊賀市補助金等交付規則第 14 条第 2 項及び緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱第 10 条」に改める。

様式第 7 号中「第 13 条関係」を「第 11 条関係」に、「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金請求書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金（第 期）請求書」に、「第 13 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による施行の際この告示による改正前の様式第 1 号、様式第 4 号、様式第 5 号又は様式第 7 号による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 169 号

産業振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

産業振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

産業振興部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

農林振興課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の 目的	補助事業等の内容	補助金等の額 又は交付率	補助対象者 等の範囲
1	青空市推進協議 会支援事業補助 金	伊賀地域の青空 市・直売所で組織 する青空市推進協 議会の活動を支援 し、地域農業の振 興を図る。	青空市推進協議 会の運営に要す る経費	予算に定める 額	青 空 市 推 進協議会
2	認定農業者団体 補助金	認定農業者相互の 連携と効率的かつ 安定的な農業経営 体の育成を図る。	伊賀市認定農業 者団体の活動に 要する経費	予算に定める 額	伊 賀 市 認 定 農 業 者 団体
3	農業経営近代化 資金利子補給金	認定農業者の農業 経営の安定化を図 る。	中核農業者育成 資金の借入に対 する利子補給	利子補給率 0.5%以内	対 象 認 定 農業者
4	和牛肥育組合振 興補助金	伊賀牛の生産品質 の向上を図る。	和牛振興に対す る経費	予算に定める 額	飼 養 農 家

	興助成金	向上と和牛肥育組合の振興を図る。	る助成	額	で構成される肥育組合
5	家畜保健衛生対策事業補助金	畜産の振興及び飼養農家の経営向上を図り、家畜伝染病の発生及びまん延を防止する。	家畜保健衛生対策事業に要した経費	予算に定める額	肉牛、乳牛及び養豚農家
6	優良素牛導入助成金	銘柄牛生産振興及びブランド化を図る。	優良素牛導入に対する報償	予算に定める額	飼養農家で構成される和牛肥育組合
7	担い手確保・経営強化支援事業補助金	次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、確保を図る。	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知)に定める次の経費 (1) 当該事業に要する経費についての融資残額 (2) 当該事業に対して基金協会が行う債務保証経費	予算に定める額	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等及び三重県農業信用基金協会
8	森のやすらぎ空間整備事業補助	木の薫るやすらぎのある街づくりを	市民が自由に使える空間に、市内	予算に定める額	市内の森林整備を

	金	促進する。	の間伐材等を利用して実施する森のやすらぎ空間整備に要する経費		行っている地縁団体等との連携により事業を行う者 市民が利用する空間に設置する木製品を共同で開発する者 市内の高等学校で組織する実行委員会
9	森林境界明確化事業補助金	森林境界を明確にすることにより、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。	市長との間で締結する協定に基づき行われる森林境界の明確化に要する経費	予算に定める額	森林境界明確化等の地域活動を行う者
10	伊賀牛振興補助金	伊賀牛振興のため、伊賀肉の流通安定化と品質向上を図る。	枝肉冷蔵庫の新設に要する経費 枝肉冷蔵庫の管理に要する経費	予算に定める額 事業費の2分の1以内で予算に定める額	伊賀ふるさと農業協同組合
11	大山田農林業公	大山田農林業公社	大山田農林業公	予算に定める	大山田農

	社運営補助金	の経営安定と育成を図る。	社の運営に対する補助	額	林業公社
--	--------	--------------	------------	---	------

商工労働課

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業等の内容	補助金等の額又は交付率	補助対象者等の範囲
1	勤労者福祉事業補助金	労働団体の育成を図る。	労働団体が行う各種福祉事業に要する経費	予算に定める額	労働団体
2	商工会事業費補助金	商工業の育成と振興を図る。	商工業の育成・振興と諸施策諸制度の充実に要する経費	予算に定める額	伊賀市商工会

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 170 号

伊賀市地域密着型サービス事業所等の指定申請に係る事前協議に関する要領を次のように定める。

令和6年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域密着型サービス事業所等の指定申請に係る事前協議に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱（平成18年伊賀市告示第90号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の申請に係る事前の協議について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業計画者 要綱第2条第1項の申請を行おうとする者をいう。
- (2) 基準省令等 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）並びにこれらに関連する解釈通知等をいう。

(事前協議)

第3条 事業計画者は、要綱第2条第1項の申請を行う前に、当該申請に係る事業の内容等について市に協議しなければならない。ただし、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 共用型認知症対応型通所介護の指定申請を行う場合
 - (2) 別法人が運営する既存事業所を承継して事業を開始する場合であって、建物の変更を伴わない場合
 - (3) 別に定める手続により選定された定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は看護小規模多機能型居宅介護の指定申請を行う場合
 - (4) 現に運営する通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所の指定申請を行う場合であって、建物の変更を伴わず継続して事業を行う場合
- 2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をしようとする事業計画者は、事業の種類ごと、かつ、事業を実施する所在地ごとに、事前協議書（別記様式）に事業計画の概要を記した書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて市長に申請するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による事前協議の申請があったときは、事業計画書等の書類及び現地を調査し、及び関係課との合議を行い、当該事前協議について審査するものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、事業計画書等の追加の提出又は修正を求めることができる。

（審査事項）

第4条 前条第3項の規定による審査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）、基準省令等その他関係法令等に適合していること。
- (2) 施設整備に関すること。
- (3) 人員配置に関すること。
- (4) 法人の理念及び事業に対する基本方針に関すること。
- (5) 事業所運営及びサービス提供の取扱方針並びに具体的な計画に関すること。
- (6) 地域等との連携に関すること。
- (7) 事業経営の安定性に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（地域密着型サービス運営委員会への意見聴取）

第5条 市長は、事前協議に係る事業計画について伊賀市地域密着型サービス運営委員会条例（平成19年伊賀市条例第61号）第1条に規定する伊賀市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴取するものとする。

（事前協議の終了）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前協議を終了するものとする。

- (1) 事業計画者が事前協議の辞退を申し出たとき。
- (2) 事業計画者が事業計画書等の追加提出又は補正に速やかに応じないとき。
- (3) 事業計画の内容が指定の要件を満たしていないことが明らかな場合等、事前協議を継続しがたい事由があると市長が認めるとき。

（事前協議結果通知）

第7条 市長は、第3条第3項の規定による審査をしたときは、第5条の規定による意見聴取の結果を事業計画者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた事業計画者（以下「設置予定事業者」という。）は、運営委員会からの意見その他付帯条件について、誠実に対応するものとする。

（事業の中止等）

第8条 設置予定事業者は、前条第1項の規定による通知に係る事業計画（以下「協議済事業計画」という。）を中止し、又は廃止するときは、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 設置予定事業者は、協議済事業計画の期間に変更が生じるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 設置予定事業者から前項の規定による報告がなく、第3条第2項の規定による申請の日から6月を経過した時点において協議済事業計画が実行されないときは、当該協議済事業計画に関し第1項の規定による中止の報告があったものとみなす。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、事前協議の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 176 号

伊賀市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 4 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため事業者に対し義務付ける業務管理体制の整備に関し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 33 及び第 115 条の 34 の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（令和 6 年 4 月 4 日老発 0404 第 3 号厚生労働省老健局長通知）別添。以下「検査指針」という。）に基づき市が行う検査（以下「検査」という。）について、的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図るため、その基本的事項を定めるものとする。

(検査対象者)

第 2 条 検査の対象となる者は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該介護サービス事業者の指定事業所のいずれもが市内に所在するものとする。

(検査の種別)

第 3 条 検査の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、定期的に実施する検査をいう。
- (2) 特別検査 指定介護サービス事業所等（以下「指定事業所等」という。）の指定取消処分その他これに相当する事案（以下「指定取消処分相当事案」という。）が発覚した場合に実施する検査をいう。

(一般検査)

第4条 市長は、業務管理体制の整備及び運用状況の確認に係る実施計画を策定し、当該実施計画に基づき介護サービス事業者につき原則として6年に1回以上一般検査を実施するものとする。

2 一般検査は、書面による報告又は書類の提出若しくは提示を求めることにより行う。

3 市長は、一般検査における報告の内容に不備が認められるときは、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、その改善を求めるものとする。

4 市長は、前項の規定により改善を求めたにもかかわらず、その改善が見込まれないときは、当該介護サービス事業所の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を検証するものとする。

5 市長は、前項の規定による立ち入りによる検証（以下「立入検査」という。）において、介護サービス事業者の業務管理体制の的確な実態把握及びその適正性の検証のため、随時資料等を求めることができる。

（特別検査）

第5条 市長は、指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚したときは、当該指定事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び当該事案に対する組織的関与の有無その他必要な事項について検証するものとする。

（検査の実施の通知）

第6条 市長は、検査（第4条第3項の規定による出頭及び改善の要求並びに立入検査を含む。以下同じ。）を実施しようとするときは、その対象となる介護サービス事業者に対しあらかじめ通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、立入検査又は特別検査を実施しようとする場合において、実効性のある実態把握の観点から必要と認めるときは、前項の規定による通知は行わないものとする。この場合においては、施設への立入り時に速やかに告知するものとする。

（検査の実施）

第7条 検査は、介護サービス事業者の監査を担当する部局（以下「監査担当部局」という。）が指定事業所等の指定等を行う部局と十分な連携を図りながら、それぞれの担当職員が協働して行う。

2 前項に規定する検査の担当職員（以下「検査担当職員」という。）は、立入検査又は特

別検査を実施するときは、その身分を示す証明書を当該検査の対象となる介護サービス事業者に対し提示し、当該検査を実施する旨を告知しなければならない。

3 検査の実施については、前3条に定めるもののほか、検査指針に定めるところによる。

(検査結果の報告)

第8条 監査担当部局の検査担当職員は、検査を終了したときは、速やかに検査結果を市長に報告するものとする。

(検査結果の通知等)

第9条 市長は、検査を実施した介護サービス事業者に対し、当該検査の結果を通知するとともに、状況に応じ、改善の報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第10条 市長は、立入検査又は特別検査の結果、必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、法第5章に規定する勧告、命令、指定の取消し等その他必要な行政上の措置をそれぞれ当該条項の規定に基づき機動的に行うものとする。

2 前項に規定する勧告又は命令があったときは、当該介護サービス事業者は、当該勧告又は命令に基づく是正措置の内容を市長が定める期限内に書面により市長に報告するものとする。

(特別な処置)

第11条 市長は、一般検査の結果、介護サービス事業者が法第115条の34第3項の規定による命令に違反したものと認めるときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等に立ち入り、当該指定事業所等の法令遵守の状況について検証するものとする。ただし、当該介護サービス事業者の本部等への立入検査後、既に指定事業所等への立入検査を実施し、事実関係を検証している場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による立入りによる検証については、当該命令違反に関する個別指導を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月4日から施行する。

ア 住民票を移す直前の３年間に於いて、伊賀市が実施する「一日移住体験ツアーぐるっと伊賀巡り」への参加実績を有し、伊賀市内に所在する企業等へ就職していること。

イ 住民票を移す直前の３年間に於いて、伊賀市へのふるさと納税を３回以上行い、伊賀市内に所在する企業等へ就職していること。

第４条の見出しを「（補助金の交付の申請書の様式等）」に改め、同条中「の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は」を「に係る規則第４条第１項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「のうちいずれかの書類及び市長が指定する書類」を削り、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第３号中「第２条第５号」を「第２条第４号」に、「書類」を「就業証明書（様式第２号の２）」に改め、同条を同条第７号とし、同条第２号を削り、同条第１号中「書類」を「就業証明書」に、「様式第２号の１」を「様式第２号」に改め、同条を同条第６号とし、同条の前に次の５号を加える。

- (1) 誓約書（様式第１号の２）
- (2) 個人情報の取扱いに係る同意書（様式第１号の３）
- (3) 写真付き身分証明書の写し
- (4) 移住元での居住地及び居住期間が確認できる書類
- (5) 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類

第４条に次の１号を加える。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第５条を次のように改める。

（補助金の交付決定等の通知書の様式）

第５条 市長は、規則第５条第１項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第１４条第１項の規定は、適用しない。

- ２ 前条の規定による交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第７条第１項及び第１４条第２項の規定にかかわらず、伊賀市移住支援補助金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

3 規則第7条第2項の規定による補助金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市移住支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「に掲げる要件」を「の各号のいずれか」に、「該当する場合」を「該当するときは」に、「当該補助金の全額又は半額」を「規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則第19条第1項の規定により当該各号に定める額」に、「請求する」を「命ずる」に改め、同項第1号中「次の」の次に「アからウまでの」を加え、「の返還」を削り、同号ア中「虚偽の申請等をした」を「偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった」に改め、同号イ中「補助金の」の次に「交付の」を、「未満」の次に「の期間内」を加え、同号ウ中「者が」の次に「補助金の交付の」を加え、同項第2号中「補助金の」の次に「交付の」を、「以内」の次に「の期間内」を加え、「の返還」を削り、同条第2項中「前条の」を「規則第23条第1項の規定による」に、「立入調査」を「立入調査等」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の終期）

第8条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

第10条を第9条とする。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第1号の次に次の2様式を加える。

【様式第1号の2】

【様式第1号の3】

様式第2号の1を様式第2号とする。

様式第2号の2及び様式第3号を次のように改める。

【様式第2号の2】

【様式第3号】

様式第4号中「伊賀市移住支援補助金交付申請却下通知書」を「伊賀市移住支援補助金不交付決定通知書」に、「却下し」を「交付しないことに決定し」に改め、「ので」の次に「、伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市移住支援補助金交付要綱第5条第3項の規定により」を加え、「却下理由」を「不交付の理由」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の伊賀市移住支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に伊賀市に転入した者について適用し、同日前に伊賀市に転入した者については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 177 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

西高倉白鳳台自治会

代表者の氏名 池田 元樹

代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 160

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 徳井 聖士

新代表者の氏名 池田 元樹

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 103

新代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 160

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 178 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 7 年島ヶ原村告示第 11 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

山菅区

代表者の氏名 福永 義仁

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 7096 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山 秀成

新代表者の氏名 福永 義仁

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 7420 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 7096 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 179 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 29 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

東条区

代表者の氏名 藤森 佳治

代表者の住所 伊賀市東条 142 番地の 5

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 前川 完一

新代表者の氏名 藤森 佳治

旧代表者の住所 伊賀市東条 644 番地

新代表者の住所 伊賀市東条 142 番地の 5

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 164 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中島区自治会

代表者の氏名 西尾 正省

代表者の住所 伊賀市平田 2761 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中尾 彰克

新代表者の氏名 西尾 正省

旧代表者の住所 伊賀市平田 2025 番地

新代表者の住所 伊賀市平田 2761 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 181 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

平田区

代表者の氏名 吉田 正人

代表者の住所 伊賀市平田 928 番地の 18

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 富岡 通郎

新代表者の氏名 吉田 正人

旧代表者の住所 伊賀市平田 385 番地

新代表者の住所 伊賀市平田 928 番地の 18

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 182 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 240 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

坂下区

代表者の氏名 森下 清悟

代表者の住所 伊賀市坂下 478 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福持 浩二

新代表者の氏名 森下 清悟

旧代表者の住所 伊賀市坂下 460 番地

新代表者の住所 伊賀市坂下 478 番地の 1

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 183 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 5 年伊賀市告示第 248 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

物堂区

代表者の氏名 奥出 幸治

代表者の住所 伊賀市下柘植 384 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松島 幸三

新代表者の氏名 奥出 幸治

旧代表者の住所 伊賀市下柘植 637 番地

新代表者の住所 伊賀市下柘植 384 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 184 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 130 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

千歳区自治会

代表者の氏名 菅 祥吾

代表者の住所 伊賀市千歳 330 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福川 拓雄

新代表者の氏名 菅 祥吾

旧代表者の住所 伊賀千歳 1059 番地

新代表者の住所 伊賀千歳 330 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 3 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 185 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年島ヶ原村告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中村区

代表者の氏名 藪中 雅晴

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4155 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森嶋 久伸

新代表者の氏名 藪中 雅晴

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 3904 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4155 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 186 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年島ヶ原村告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

町区自治会

代表者の氏名 北畑 和則

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 6052 番地の 4

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 辻 基成

新代表者の氏名 北畑 和則

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4893 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 6052 番地の 4

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 187 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

鈴鹿区

代表者の氏名 矢澤 重満

代表者の住所 伊賀市玉瀧 8095 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 田中 康裕

新代表者の氏名 矢澤 重満

旧代表者の住所 伊賀市玉瀧 7953 番地

新代表者の住所 伊賀市玉瀧 8095 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 188 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年島ヶ原村告示第 25 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川南区

代表者の氏名 南 博人

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12069 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 上見 祐治

新代表者の氏名 南 博人

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12065 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12069 番地の 1

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 189 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 31 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中矢区

代表者の氏名 榎森 久誉

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 16156 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 田森 清繁

新代表者の氏名 榎森 久誉

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 15113 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 16156 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 190 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

腰山区

代表者の氏名 森田 幸憲

代表者の住所 伊賀市腰山 524 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 越山 康一

新代表者の氏名 森田 幸憲

旧代表者の住所 伊賀市腰山 984 番地

新代表者の住所 伊賀市腰山 524 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 191 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

岡田区

代表者の氏名 稲田 和久

代表者の住所 伊賀市岡田 197 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 竹岡 宏明

新代表者の氏名 稲田 和久

旧代表者の住所 伊賀市岡田 221 番地

新代表者の住所 伊賀市岡田 197 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 192 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年大山田村告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

富永区

代表者の氏名 東 芳則

代表者の住所 伊賀市富永 815 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 上田 功

新代表者の氏名 東 芳則

旧代表者の住所 伊賀市富永 30 番地の 5

新代表者の住所 伊賀市富永 815 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 193 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 216 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

平田西町町内会

代表者の氏名 西尾 文男

代表者の住所 伊賀市平田 928 番地の 16

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 辻 隆平

新代表者の氏名 西尾 文男

旧代表者の住所 伊賀市平田 431 番地

新代表者の住所 伊賀市平田 928 番地の 16

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 194 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 172 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中村区

代表者の氏名 福本 治史

代表者の住所 伊賀市中村 1385 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 谷口 則幸

新代表者の氏名 福本 治史

旧代表者の住所 伊賀市中村 1283 番地

新代表者の住所 伊賀市中村 1385 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 195 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 8 年伊賀町告示第 24 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

新堂区

代表者の氏名 仁保 晋作

代表者の住所 伊賀市新堂 1097 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 水岡 正和

新代表者の氏名 仁保 晋作

旧代表者の住所 伊賀市新堂 13 番地の 3

新代表者の住所 伊賀市新堂 1097 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 196 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 122 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

愛田区

代表者の氏名 岡森 康

代表者の住所 伊賀市愛田 180 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 杉岡 定光

新代表者の氏名 岡森 康

旧代表者の住所 伊賀市愛田 396 番地

新代表者の住所 伊賀市愛田 180 番地の 1

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 197 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 142 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

真泥区

代表者の氏名 東 健一

代表者の住所 伊賀市真泥 3271 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東 健一

新代表者の氏名 小坂 治一

旧代表者の住所 伊賀市真泥 3271 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市真泥 3339 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 198 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年上野市告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

大内区

代表者の氏名 西森 平太郎

代表者の住所 伊賀市大内 1970 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 加藤 繁一

新代表者の氏名 西森 平太郎

旧代表者の住所 伊賀市大内 1962 番地

新代表者の住所 伊賀市大内 1970 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 199 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 70 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

市場区自治会

代表者の氏名 上市 宏治

代表者の住所 伊賀市長田 1177 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 市南 良一

新代表者の氏名 上市 宏治

旧代表者の住所 伊賀市長田 1017 番地

新代表者の住所 伊賀市長田 1177 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 200 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 105 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

山出団地（区）自治会

代表者の氏名 百地 信秋

代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 47

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川村 守佐

新代表者の氏名 百地 信秋

旧代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 13

新代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 47

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年伊賀町告示第 20 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

御代区

代表者の氏名 前澤 昭彦

代表者の住所 伊賀市御代 673 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 前川 幸彦

新代表者の氏名 前澤 昭彦

旧代表者の住所 伊賀市御代 820 番地

新代表者の住所 伊賀市御代 673 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 202 号

令和 6 年伊賀市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 6 年 4 月 15 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場

伊賀市告示第 203 号

伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰による影響に対する支援施策として、公共交通機関の通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を使用して通学する学生又はその保護者等の経済的負担を軽減することを目的に交付する伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象定期券)

第 2 条 助成金の交付の対象となる定期券（以下「対象定期券」という。）は、その有効期間の全部又は一部が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間（以下「助成対象期間」という。）に属する定期券（航空機、新幹線、高速バス（伊賀市内の区間を除く。）及び伊賀鉄道の定期券を除く。）とする。ただし、当該定期券の購入に当たり他の補助金その他これに類するものの交付を受ける場合は、当該定期券は、助成金の交付の対象としない。

(対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、対象定期券を購入した者であって、伊賀市に住所を有するものとする。ただし、対象定期券を購入した者が当該対象定期券を使用して通学する者の保護者等である場合にあっては、当該対象定期券を使用して通学する者が伊賀市に住所を有する場合に限り、対象者とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、対象定期券の購入金額の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該対象定期券の有効期間の一部が助

成対象期間外に属する場合の助成金の額は、次の式により算定した額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

対象定期券の購入金額×（対象定期券の有効日数のうち助成対象期間に属する日数÷対象定期券の有効日数）÷2

- 2 対象定期券が複数の公共交通機関にわたる場合の助成金の額は、公共交通機関ごとに前項に規定する算定方法により算出した額（100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額）の合計額とする。
- 3 紛失等により再購入した対象定期券については、その有効期間のうち既に助成金の交付の対象となった当該紛失等をした対象定期券の有効期間と重複する期間を助成対象期間に属さないものとみなし、前2項の規定を適用するものとする。

（助成金の交付の申請）

第5条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、令和6年5月10日から令和7年3月5日までの間に、伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、令和7年3月5日までに申請ができないことについてやむを得ない理由があるとき市長が認めるときは、令和7年3月31日まで申請することができる。

- (1) 対象定期券の写し
 - (2) 助成金を振り込む口座の口座番号等が確認できるもの
 - (3) 助成金の交付を申請する者の身分証明書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 一の対象者において対象定期券が複数ある場合にあっては、助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、原則としてその全ての対象定期券につきまとめて行うものとする。この場合において、前項本文に規定する期間の末日以後に対象定期券を購入することにより当該日までに申請ができないときは、前項ただし書の規定を適用する。

（助成金の交付）

第6条 助成金の交付は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、規則第5条第1項の規定により交付の決定をした後にこれを行うものとし、当該交付をもって規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知に代えることができる。この場合において、規則第12条から第14条までの規定は、適用しない。

- 2 助成金に係る規則第7条第2項の規定による通知は、伊賀市公共交通通学定期券購入

費重点支援助成金不交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月8日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 204 号

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 26 年」を「平成 28 年」に改め、「ついて」の次に「、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」を加える。

第 3 条第 1 項本文中「助成金の対象」を「助成金の交付の対象」に改め、「なる定期券」の次に「（以下「対象定期券」という。）」を加え、同項ただし書中「定期券の」を「当該定期券の」に、「の当該定期券」を「は、当該定期券」に改め、同条第 2 項中「伊賀鉄道の」を「定期券が伊賀鉄道の」に、「またがる定期券」を「またがって有効なものである場合」に改める。

第 4 条第 1 項中「定期券」を「対象定期券」に改め、同条第 2 項中「定期券に」を「対象定期券に」に、「有効期間の」を「その有効期間の」に、「定期券の」を「当該紛失等をした対象定期券の」に改める。

第 5 条中「助成金の交付を受けようとする者は」を「助成金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第 1 号中「助成金の対象となる定期券」を「対象定期券」に改め、同条第 2 号中「第 7 条第 1 項の金融機関口座」を「助成金を振り込む口座」に改め、同条第 4 号中「その他市長」を「前 3 号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

（助成金の交付）

第 6 条 助成金の交付は、規則第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、規則第 5 条第 1 項の規定により交付の決定をした後にこれを行うものとし、当該交付をもって規則第 7 条第 1

項の規定による交付の決定の通知に代えることができる。この場合において、規則第12条から第14条までの規定は、適用しない。

- 2 助成金に係る規則第7条第2項の規定による通知は、伊賀鉄道通学定期券購入費助成金不交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（助成金の終期）

第7条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附則第2項（見出しを含む。）中「及び令和5年度」を「から令和6年度まで」に、「定期券」を「対象定期券」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第2号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱第7条第3項」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱第6条第2項」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月8日から施行する。

伊賀市告示第 205 号

伊賀市ゼロカーボンシティ宣言を次のように定める。

令和6年4月15日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市ゼロカーボンシティ宣言

私たちのまち伊賀市は、東を鈴鹿山脈、西を笠置山地、南を室生火山群、北を信楽高原と四方を山々に囲まれた伊賀盆地に位置しています。大阪湾に流れ込む淀川水系の源流域となる市内の清流には、国の特別天然記念物のオオサンショウウオが棲息する自然豊かな地域です。

しかし近年、世界的な地球温暖化による気候変動の影響で、伊賀市においても猛暑や豪雨災害等の自然災害の発生、生態系や生活環境へのリスクが高まっていることが問題となっています。

2018 年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、「2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要」と示され、我が国においても、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめざすことを宣言しました。

本市において、2005 年 12 月に「伊賀市環境保全都市宣言」を行い、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、未来を担う次世代の子どもたちに引き継ぐための取り組みを進めてきました。

今後さらに、市民、事業者及び行政が一体となって取り組み、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざして、ここに「ゼロカーボンシティ」を宣言します。

令和6年4月15日

伊 賀 市

伊賀市告示第 206 号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により市道路線を次のとおり認定したで、同法第 9 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
その他 1888	消防本部前線	伊賀市西明寺字大澤 1872 番 7 地先 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番 3 地先	

伊賀市告示第 207 号

道路の区域決定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	起 終 点 点	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 1888	消防本部前線	伊賀市西明寺字大澤 1872 番 7 地先 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番 3 地先	11.8～16.0	231.0

伊賀市告示第 208 号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 1888	消防本部前線	起点 伊賀市西明寺字大澤 1872 番 7 地先 終点 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番 3 地先	令和 6 年 4 月 15 日

伊賀市告示第 209 号

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第121号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱

第2条を次のように改める。

（簡易人間ドックを受診できる者）

第2条 簡易人間ドックを受診できる者は、受診時において伊賀市国民健康保険の被保険者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）簡易人間ドックを受診する年の6月1日現在の年齢が30歳以上74歳以下である者

（2）国民健康保険税の滞納がない世帯に属する者

第3条中「伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱」を「伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱」に改める。

第11条第1項中「伊賀市簡易人間ドック実績報告書（様式第3号）」を「伊賀市国民健康保険人間ドック診査表（控）」に改める。

別表中「脂質検査 総コレステロール を「脂質検査 HDL コレステロ
HDL コレステロール」

ール」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第3号を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月17日から施行する。

伊賀市告示第210号

伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第120号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱

第2条を次のように改める。

（脳ドックを受診できる者）

第2条 脳ドックを受診できる者は、受診時において伊賀市国民健康保険の被保険者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 脳ドックを受診する年の6月1日現在の年齢が40歳以上74歳以下の者

(2) 国民健康保険税の滞納がない世帯に属する者

第3条中「伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱」を「伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱」に改める。

第11条第1項中「伊賀市脳ドック検査請求書」を「伊賀市脳ドック検査料請求書」に、「伊賀市脳ドック実績報告書（様式第3号）」を「伊賀市脳ドック結果報告書（控）」に改める。

別表中「総蛋白 総コレステロール」を「総蛋白」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第3号を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月17日から施行する。

伊賀市告示第 211 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 58 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 17 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

安場区

代表者の氏名 中森 繁尚

代表者の住所 伊賀市安場 553 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 吉川 充

新代表者の氏名 中森 繁尚

旧代表者の住所 伊賀市安場 600 番地

新代表者の住所 伊賀市安場 553 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 212 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年阿山町告示第 32－1 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

馬田区

代表者の氏名 中 久数

代表者の住所 伊賀市馬田 226 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山本 久一

新代表者の氏名 中 久数

旧代表者の住所 伊賀市千貝 59 番地の 5

新代表者の住所 伊賀市馬田 226 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 213 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 29 年伊賀市告示第 140 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下神戸区

代表者の氏名 大北 啓之

代表者の住所 伊賀市下神戸 442 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森崎 隆

新代表者の氏名 大北 啓之

旧代表者の住所 伊賀市下神戸 738 番地

新代表者の住所 伊賀市下神戸 442 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 214 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年青山町告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

勝地区

代表者の氏名 山内 忠

代表者の住所 伊賀市勝地 1315 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森下 明

新代表者の氏名 山内 忠

旧代表者の住所 伊賀市勝地 626 番地

新代表者の住所 伊賀市勝地 1315 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 215 号

伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年4月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱 (設置)

第1条 伊賀市美術博物館基本計画策定業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第7条の規定に基づき、伊賀市美術博物館基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、候補者の特定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の特定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、伊賀市プロポーザル方式実施要綱第14条に規定するプロポーザル提案書提出者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

(委員の排斥)

第7条 委員は、第2条の所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画振興部文化振興課美術博物館建設準備室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月19日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、候補者の特定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

企画振興部長 産業振興部長 建設部長 教育委員会事務局長 博物館の管理・運営に
関し専門的知識を有する者

伊賀市告示第 216 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年上野市告示第 54 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

古郡区

代表者の氏名 東瀬 正範

代表者の住所 伊賀市古郡 428 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 廣岡 聡

新代表者の氏名 東瀬 正範

旧代表者の住所 伊賀市古郡 715 番地

新代表者の住所 伊賀市古郡 428 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 217 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 25 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中馬野区

代表者の氏名 成瀬 義之

代表者の住所 伊賀市中馬野 355 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福井 敏雄

新代表者の氏名 成瀬 義之

旧代表者の住所 伊賀市中馬野 20 番地 5

新代表者の住所 伊賀市中馬野 355 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 218 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 5 年伊賀市告示第 174 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市猪田大東区

代表者の氏名 廣岡 正剛

代表者の住所 伊賀市猪田 5413 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 前川 清

新代表者の氏名 廣岡 正剛

旧代表者の住所 伊賀市猪田 5598 番地

新代表者の住所 伊賀市猪田 5413 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 219 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年伊賀町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

希望ヶ丘区

代表者の氏名 樋口 正弥

代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘西五丁目 6 番 15 号

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 早川 崇彦

新代表者の氏名 樋口 正弥

旧代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 8 番 20 号

新代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘西五丁目 6 番 15 号

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 220 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 159 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

蓮池区

代表者の氏名 谷本 豊

代表者の住所 伊賀市蓮池 849 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東出 耕一

新代表者の氏名 谷本 豊

旧代表者の住所 伊賀蓮池 717 番地

新代表者の住所 伊賀蓮池 849 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 221 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下川原区

代表者の氏名 西山 正彦

代表者の住所 伊賀市下川原 521 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藤室 知布

新代表者の氏名 西山 正彦

旧代表者の住所 伊賀市下川原 510 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市下川原 521 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 222 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 118 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊勢路区

代表者の氏名 大森 将文

代表者の住所 伊賀市伊勢路 644 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 樋口 淳一

新代表者の氏名 大森 将文

旧代表者の住所 伊賀市伊勢路 161 番地の 4

新代表者の住所 伊賀市伊勢路 644 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 223 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 139 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

春日丘区

代表者の氏名 宮田 清孝

代表者の住所 伊賀市川東 3408 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山舗 政夫

新代表者の氏名 宮田 清孝

旧代表者の住所 伊賀市川東 3473 番地

新代表者の住所 伊賀市川東 3408 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 13 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 224 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年上野市告示第 62 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

東三田自治会

代表者の氏名 坂本 浩一

代表者の住所 伊賀市三田 1462 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 奥谷 征夫

新代表者の氏名 坂本 浩一

旧代表者の住所 伊賀市三田 1587 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市三田 1462 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 225 号

令和 6 年度の緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱（平成 18 年伊賀市告示第 126 号）第 4 条第 1 項に規定する別に定める切捨て間伐 1 本当たりの単価並びに同条第 2 項に規定する別に定める搬出基準及び別に定める搬出間伐 1 本当たりの単価を下記のとおり定める。

令和 6 年 4 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 1 本当たりの単価

林 齢	切捨て間伐	搬出間伐
概ね 26 年生～35 年生	165 円	257 円
36 年生～概ね 60 年生	236 円	454 円

2 搬出間伐の搬出基準

林 齢	搬出基準（100 本当たり）
概ね 26 年生～35 年生	3 m ³ 以上
36 年生～概ね 60 年生	7 m ³ 以上